

令和2年度

姫路市男女共同参画プラン 2022 改訂版
推進状況報告書（案）

—姫路市男女共同参画推進条例第19条の規定による年次報告書—

令和3年8月

姫路市

＜ 目 次 ＞

姫路市男女共同参画プラン2022改訂版の概要

(1) 基本理念	1
(2) プラン2022改訂版の性格	3
(3) 計画期間	3
(4) 施策の体系	4
(5) 重点課題	6

姫路市男女共同参画プラン2022（後期実施計画）推進状況報告

(1) 後期実施計画推進状況の概要	8
(2) 後期実施計画推進状況総括表	9
(3) 後期実施計画推進状況調書（体系順）	10
(4) 後期実施計画に掲げる指標及び目標値	69

審議会等委員への女性登用状況	71
----------------	----

※ 姫路市男女共同参画推進条例

（年次報告）

第19条 市長は、毎年度、プランに基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

姫路市男女共同参画プラン 2022 改訂版の概要

【1】基本理念

男女共同参画社会の実現に向け、姫路市男女共同参画推進条例（第3条）では、次の8つを基本理念としており、プラン2022改訂版では、これらを男女共同参画を推進する上での基本理念に掲げます。

- 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと及び男女が性別にかかわらず個人として能力を発揮する機会が確保されること並びに多様な性のあり方も含めたあらゆる人の人権が尊重され、配慮されること。
- 社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 家族の構成員が性別にかかわらず相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会における取組が勘案され、その動向が配慮されること。
- 女性には妊娠及び出産の機能が備わっていることが十分に配慮され、これによる差別がなされないこと、あらゆる人の性と生殖に関する意思が尊重されること並びに生涯にわたる健康の保持及び増進が図られること。
- 市民等が地域社会を構成する一員としての自覚と責任を持ち、自主的かつ自発的に男女共同参画の推進のための活動に参画するとともに、当該活動に参画する他のものと協働して取り組むことができるようにすること。
- 男女が性別によることなく、その置かれている立場を含むあらゆる状況の下で、自らの責任において多様な選択を行うことが保障されること。

なお、平成 13 年 3 月に姫路市男女共同参画プランを策定して以来、本市では次の 3 つを基本理念に掲げていましたが、これらはいずれも前述の 8 つの基本理念に踏襲されています。

●男女の人権が尊重される社会●

日本国憲法は「個人の尊重」と「法の下での平等」を定めていますが、半世紀以上の歳月が経った今でも、その精神が真に理解され、実際に生かされているとは言い難い状況です。殊に、長い歳月、生物的な性別（セックス）とは別に、社会的文化的につくられてきた性別（ジェンダー）は、様々な形で女性への人権侵害や差別を生み出してきました。

一方、「女性の人権」が侵されている社会では、その対極にある「男性の人権」も女性とは違った面で侵されているということでもあります。

どのような状況、立場であろうとも、全ての人が希望を失わず、いきいきと生きられる社会をつくるには、まず、全ての人の人権が尊重されなければなりません。男女共同参画社会基本法においても、その基本理念の第一に「男女の人権尊重」を掲げています。

●男女が対等に参画し、責任を担う社会●

男女が真に平等であるためには、対等な関係であることが基本です。

性に関係なく、それぞれが「一個人」として、互いを認め合い、資質・個性・能力を発揮できることが重要です。

「人として男性と同じ重みを持つ女性」が、社会のあらゆる分野、日常の様々な場面や方針・方策等を決める場に、男性と共に関わり、共に責任を担うことが求められます。自立を基盤にして、更に一人ひとりが責任を持って、力を貸し合い、知恵を重ねていく社会づくりこそ、今を生きる人々の大きな役割です。

さらに、少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、多様な人材を活用することは経済社会の活性化にとって必要不可欠であり、とりわけ女性はその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することが必要です。

●あらゆる状況・立場の人に多様な選択が保障される社会●

人権の基礎にあるのは「自尊感情」です。「かけがえのない自分」が「自分の人生の主人公になる」ことです。そのためには、どのような状況・立場に置かれても、自分の生き方を自分が責任を持って選べるという「希望」がなければなりません。

性、年齢、ハンディキャップの有無を越えて、誰もが可能性を追求し、チャレンジできる社会こそ、活力があり、夢を育める社会です。古い価値観や社会通念を振り払って、自己責任で様々な生き方を選択するには、一人ひとりの英知としなやかな強さ、深い洞察力が必要で、子育てや教育の中に、それらが込められなければなりません。また、「自分育て」の努力も必要ですが、個人の努力だけでは不可能です。多くの人々が互いに他を大事にし、補い合う連帯と、公的なバックアップが相まって、社会環境を培っていくことが必要です。

【2】プラン2022改訂版の性格

プラン2022改訂版は、平成28年4月に施行した姫路市男女共同参画推進条例第11条第1項の規定により、初めて策定する姫路市男女共同参画プランで、本市における男女共同参画社会の実現を目指し、本市が取り組むべき具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針として策定するものです。

男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定による市町村男女共同参画計画として位置付けるほか、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策（基本目標Ⅲ-1-(1)及び基本目標Ⅳ）については、女性活躍推進法第6条第2項の規定による市町村推進計画として位置付けます。

なお、策定に当たっては、以下の事項に配慮しています。

- ・平成28年2月に実施した男女共同参画に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）の結果及び平成27年度に開催した姫路市男女共同参画プラン市民会議における市民の意見を参考にしました。
- ・姫路市男女共同参画審議会からの答申「姫路市男女共同参画プランの改訂に当たっての基本的事項について」（平成29年7月21日付）の内容を踏まえています。
- ・姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」、ひめじ創生戦略及び姫路市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画（第2期）、その他関連する本市の計画との整合性に配慮しています。
- ・第4次男女共同参画基本計画、第3次兵庫県男女共同参画計画「ひょうご男女いきいきプラン2020」を考慮しています。

【3】計画期間

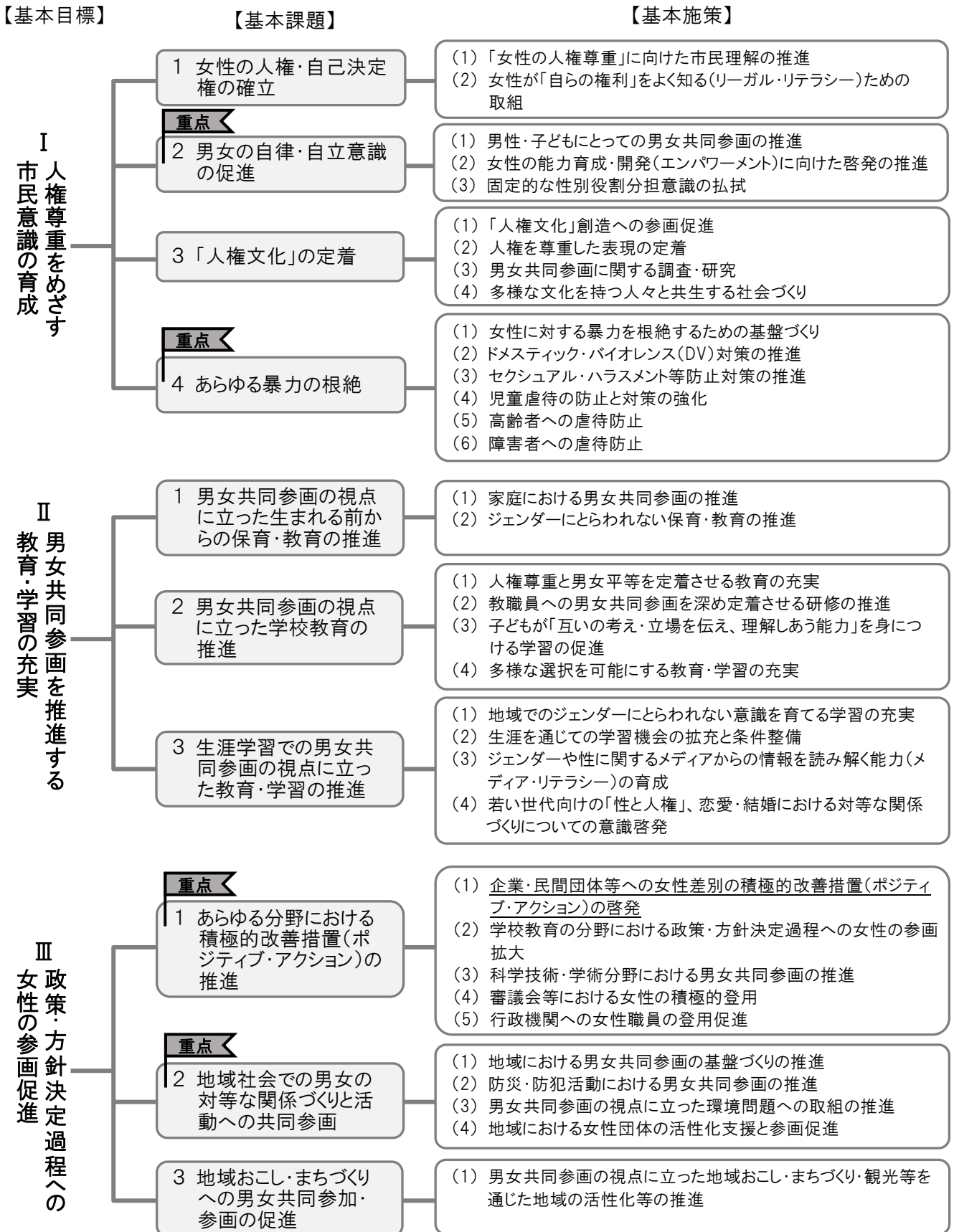
プラン2022の計画期間は、平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）までの10年間です。今回の見直しにより、プラン2022改訂版の期間は、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市における諸状況の変化等により、計画期間中に適宜見直しを行う場合があります。

平成 25年度 (2013)	平成 26年度 (2014)	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)
計 画 期 間									
平成25年度～平成29年度(前期実施計画)					平成30年度～令和4年度(後期実施計画)				

【4】 施策の体系

このプランは、次の施策体系のもと、23の基本課題に対し、72の基本施策により総合的、一体的に進めます。



重点 ※重点的に推進すべき課題

注：基本施策のうち、下線の 11 施策は、女性活躍推進法第6条第2項の規定による市町村推進計画としての必要な取組を表す。

【基本目標】

【基本課題】

【基本施策】

IV 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 1 労働の場における男女平等の徹底
- 重点** 2 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- 3 農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の労働評価と就業環境の整備

- (1) 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進
- (2) セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発
- (3) 女性の活躍による経済社会の活性化
- (1) 男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備
- (2) 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
- (3) 男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備
- (4) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
- (1) 女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着
- (2) 女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価
- (3) 女性の経営参画の推進

V 生涯を通じた心身の健康づくり

- 1 「性と人権」についての意識啓発
- 2 女性の健康の保持・増進への支援
- 3 生涯を通じた男女の健康支援

- (1) 人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進
- (2) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立
- (3) 様々なメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供
- (1) 母子保健対策の充実
- (2) ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実
- (1) 相談機能の充実とネットワークづくり
- (2) 健康づくり体制の推進と予防対策の充実

VI 少子・高齢社会における福祉の充実

- 1 人にやさしいまちづくりの推進
- 2 介護の社会化のための環境整備
- 3 総合的な子育て環境づくり
- 4 社会的に困難な状況にある男女の生活安定

- (1) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進
- (1) 地域ぐるみの介護支援
- (2) 介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備
- (3) 男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上
- (1) 地域ぐるみの子育て支援
- (2) 多様な保育サービスの提供
- (3) 男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進
- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備

推進体制の整備

- 1 庁内推進体制の強化
- 2 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化
- 3 市民・企業・団体等との連携

- (1) 全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実
- (2) 男女共同参画の視点からの評価システムの運用
- (3) プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり
- (1) 男女共同参画推進センター機能の充実・強化
- (2) 市民参画による男女共同参画推進センターの運営
- (3) 男女共同参画推進センター登録団体の充実・強化
- (1) 市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)への支援と連携の強化
- (2) 男女共同参画審議会の運営
- (3) 国・兵庫県等との連携
- (4) 近隣市町等とのネットワークづくり
- (5) 市民の申出への対応

重点 ※重点的に推進すべき課題

【5】重点課題

プラン2022では、計画期間中に重点的に推進すべき課題（以下「重点課題」という。）として次の5つを設定しており、プラン2022改訂版でも引き続きこれらを重点課題に設定します。

男女の自律・自立意識の促進

固定的な性別役割分担意識にとらわれ、長時間労働から抜け出せず、また、家事や育児、介護に積極的に関わらない男性が多い現状があるため、男女共同参画社会の実現は、男性も暮らしやすい社会であるとの理解を深めるとともに、男女が共に自律・自立した意識をもって支え合うことを促進する環境づくりに取り組んでいきます。さらに、次世代を担う子どもたちが、生まれる前から男女共同参画の視点が配慮された環境のもと、その個性と能力を十分に発揮し、多様な選択ができる人生を歩めるよう家庭、学校、地域における施策を推進します。

あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、特に女性に対する暴力は、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題として、これまで姫路市 DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画等に基づき、様々な取組を進めてきました。しかし、依然として暴力被害は解消されていない上、被害に遭っても、どこにも誰にも相談しなかった割合も高いままです。セクシャル・ハラスメント、パワーハラスメントといった様々なハラスメントや、児童、高齢者、障害者への虐待、いじめ等、潜在化しやすい暴力への対策も求められることから、あらゆる暴力の根絶に向け、暴力被害から保護されるべき対象者の拡大や施策の充実を進めていきます。

あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

活力ある経済・社会を創造していくために、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。しかし、人口の約半分を占める女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況が続いています。社会のあらゆる分野に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が対等に反映されるよう、女性の登用を積極的に促進するとともに、地域や企業等への働きかけを行っていきます。

地域社会での男女の対等な関係づくりと活動への共同参画

身近な生活の場として、地域社会は市民生活の基盤となるものです。少子高齢化や家族形態の変化、人間関係の希薄化等が進み、地域における課題が多様化する中、地域社会が果たす役割はますます大きくなっています。家庭と共に最も身近な暮らしの場でもある地域社会において、男女が共に防災、防犯、地域活動等に参加・参画することで、地域力が高まり、地域社会の活性化につながります。特定の性や年齢層で担われている分野に男女共同参画の視点を反映させ、いきいきとした地域社会づくりを目指します。

男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、女性の雇用環境の改善や、政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上でも不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるものです。さらに、市民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、多様な生き方が選択できることにもつながります。男女が共に仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発等、自らの希望するバランスで、様々な活動を行うことができる社会の実現に向けた施策を推進します。

姫路市男女共同参画プラン 2022(後期実施計画)
推進状況

後期実施計画推進状況の概要

基本目標Ⅰ．人権尊重をめざす市民意識の育成

令和2年度は41の施策に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発出等の影響でやむなく中止や規模縮小をした事業もありましたが、男女共同参画に関する講座・講演会の開催、情報誌・パンフレット等による啓発を実施しました。

基本目標Ⅱ．男女共同参画を推進する教育・学習の充実

令和2年度は21の施策に取り組み、「あいめっせステップ・アップ講座」等の開催、市立中学校1年生へ若年層向け啓発パンフレットの配布を実施しました。「多様な選択を可能にする教育・学習の充実」の一環で女子生徒の理工系への進学等を支援する「リコチャレ応援バスツアー」は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止しました。

基本目標Ⅲ．政策・方針決定過程への女性の参加促進

令和2年度は24の施策に取り組み、本市における各審議会等への女性の参画については、「委員の女性比率」は昨年度より微増しましたが、「女性委員が0の審議会の割合」は目標値「5%以下」を達成できませんでした。今後も女性委員の登用率については、目標達成に向けた更なる取組が必要な状況です。

基本目標Ⅳ．雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

令和2年度は34の施策に取り組み、女性活躍推進企業表彰要綱に基づいて、女性の活躍を積極的に推進する市内事業所を1社表彰しました。

基本目標Ⅴ．生涯を通じた心身の健康づくり

令和2年度は23の施策に取り組み、「女性のための健康相談」等を実施しました。

基本目標Ⅵ．少子・高齢社会における福祉の充実

令和2年度は46の施策に取り組み、「子育て応援講座」や「生涯現役応援講座」等を実施しました。また、男性向け介護啓発冊子を関係機関へ配布し、周知を行いました。

推進体制の整備

- 1 庁内推進体制の強化
 - ・男女共同参画プラン推進員研修の実施
 - ・プラン推進状況報告書の作成と公表
- 2 男女共同参画を推進する拠点施設の充実・強化
 - ・男女共同参画推進センター“あいめっせ”の施設管理及び学習啓発事業の実施
 - ・男女共同参画推進センター運営会議の実施
 - ・登録団体連絡会、あいめっせフェスティバルの実施
- 3 市民・企業・団体との連携
 - ・市民企画支援事業、市民企画講座の実施

後期実施計画 推進状況総括表

後期実施計画 (平成30年度～令和4年度)	◎顕著	○前進	△現状維持	×停滞	－対象外
令和2年度	115 / 207	47 / 207	0 / 207	0 / 207	45 / 207
令和元年度	156 / 207	51 / 207	0 / 207	0 / 207	0 / 207
平成30年度	144 / 207	59 / 207	4 / 207	0 / 207	0 / 207

男女共同参画プラン2022の計画期間は平成25年度から令和4年度までの10年間

平成25年度～平成29年度は前期実施計画

平成30年度～令和4年度は後期実施計画

		配慮状況			
		1:十分できた	2:多少できた	3:あまりできなかった	4:対象外
実施状況	A:実施し、計画以上に達成できた	◎	○	○	/
	B:実施し、ほぼ計画どおりに達成できた	◎	○	△	/
	C:実施したが、計画には及ばなかった	○	△	×	/
	D:実施には至らなかったものの、今後実施を予定している	△	△	×	/
	E:検討も実施もしなかった	×	×	×	×
	F:緊急事態宣言発出等による影響により、規模縮小して実施した	－	－	－	/
	G:緊急事態宣言発出等による影響により、実施を中止した	－	－	－	－

令和3年度取組方針	
ア	過年度までに達成し、更に継続・拡充する
イ	過年度までに達成し、次の施策につなげる
ウ	当該年度中の達成に向け継続する
エ	次年度以降早期の達成に向け継続する
オ	当該年度中に実施へ移行する
カ	次年度以降早期に実施へ移行する
キ	早期に検討に着手し、当該年度中に実施へ移行する
ク	早期に検討に着手する

後期実施計画推進状況調書（体系順）

項 目	施 策 数					
	◎ 顕著	○ 前進	△ 現状維持	× 停滞	— 対象外	
基本目標 I 人権尊重をめざす市民意識の育成	41	27	4	0	0	10
基本目標 II 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	21	13	2	0	0	6
基本目標 III 政策・方針決定過程への女性の参画促進	24	10	7	0	0	7
基本目標 IV 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	34	9	24	0	0	1
基本目標 V 生涯を通じた心身の健康づくり	23	17	0	0	0	6
基本目標 VI 少子・高齢社会における福祉の充実	46	29	6	0	0	11
推進体制の整備	18	10	4	0	0	4
計	207	115	47	0	0	45

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況
			基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画
1	I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	①	「女性の人権」に関する講座・講演会等の開催 様々な角度、視点から各年代層に沿ったテーマや講師等を選定し、参加しやすく理解しやすい内容の講座・講演会等を開催する。	○講演会の開催 ・男女共同参画週間講演会 6/21(日) 【テーマ】「夢を追い続けて…～女性として、母として、指導者として～」 【講師】内村周子(体操クラブ指導者・内村航平選手の母) 【参加予定員数】280人 ・あいめっせフェスティバル講演会 11/21(土) 【テーマ】未定 【講師】コウケンテツ ○あいめっせステップ・アップ講座の開催 ○女性のエンパワメント講座の開催
							「第1回人権のつどい」*8月に開催(1,507千円) 「第2回人権のつどい」*12月に開催(1,242千円)
							○人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5/21 図書館網干分館 300人 第2回 6/22 文化センター小ホール250人 第3回 7/21 花の北市民広場 300人 第4回 8/5 北部市民センター 400人 第5回 8/20 生涯学習大学校講堂 550人 第6回 8/27 ネスパルやすとみ 400人 第7回 9/10 東市民センター 250人 第8回 10/29 香寺公民館 200人 ※全会場で「一時保育」を実施 ○開館10周年記念講演会の開催 12月開催予定 あいめっせホール 【講師】未定 【参加予定人数】280人
2	I	1	(1)	「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進	②	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充 「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、男女共同参画推進センターの事業報告書を充実するほか、市ホームページ等も活用しながら、幅広い情報提供を行う。	○男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行 6,000部×2回 ○事業報告書の作成
							毎年、広報ひめじ8月号に人権に関する特集記事を掲載
							○センター通信「ゆいばる」発行 年4回 発行部数 各5,000部 ○ハンドブック「人権相談窓口」(2021年改訂版)発行 「女性」や「人権」に関する様々な相談窓口を掲載 発行部数 5,000部
○標語付き人権ポスター作成 ○特選作品ポスター作成 ○人権作文集「生きる」作成 ○市民学習資料「ともに学ぶ」作成 ○校区人権ひめじ作成							

令和2年度実施状況					令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	
<p>○講演会の開催 ・男女共同参画週間講演会 6/21(日)(※) ・あいめっせフェスティバル講演会 11/21(土) 【テーマ】「みんなで作る未来の食卓」 【講師】コウケンテツ(料理研究家) 【参加者数】124人 ○あいめっせステップ・アップ講座の開催 〈前期〉6月(※) 〈後期〉2月 全3回 のべ47人受講 ○女性のエンパワメント講座の開催 「糸でつながる-アジアの女性とフェアトレード」 7月 全2回 延べ27人受講 (※)新型コロナ感染症拡大のため中止</p>	B	<p>・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような講座テーマ・内容、開催日時の設定や一時保育を実施した。 ・男女の固定的な役割分担等にとられない内容となっている。</p>	1	◎	◎	<p>○講演会の開催 ・男女共同参画週間講演会 6/26(土) 【テーマ】「広がる可能性と夢の実現～みんなに必要な新しい働き方～」 【講師】中村朱美(株式会社minitts代表) 【参加予定人数】140人 ・あいめっせフェスティバル講演会 11/13(土) 【テーマ】未定 【講師】未定 ○あいめっせステップ・アップ講座の開催 ○女性のエンパワメント講座の開催</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>・「第1回人権のつどい」新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止 ・「第2回人権のつどい」新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講演会を中止し、表彰式及び朗読のみの縮小開催(433,945円) 参加者231人</p>	F	<p>子育て中の保護者が参加しやすいように、親子スペースを設置予定であった。</p>	1	—	—	<p>「第1回人権のつどい」*8月に開催(1,174千円) 「第2回人権のつどい」*12月に開催(1,303千円)</p>	ア	人権啓発課
<p>○人権学習地域講座の開催 (市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5/21 図書館網干分館 中止 第2回 6/22 文化センター小ホール 中止 第3回 7/21 花の北市民広場 52人 【演題】「地域で暮らし学び働く『外国人』と人権」 【講師】内田 晴子 第4回 8/5 北都市民センター 80人 【演題】「サイバー空間の危険から子どもを守るために」 【講師】兵庫県警サイバー犯罪対策課員 第5回 8/20 生涯学習大学校講堂 中止 第6回 8/27 ネスバルやすとみ 63人 【演題】「子どもの貧困問題を考える-子どもの生き方に関わって-」 【講師】西林 幸三郎 第7回 9/10 東市民センター 34人 【演題】「誰もが安心して生きられる社会を目指して!～女性や子どもへの暴力について考える～」 【講師】井山 里美 第8回 10/29 香寺公民館 65人 【演題】「発達障害児の困り感に寄り添う支援」 【講師】太田 篤志 ※全会場で一時的保育を実施 ○閉館10周年記念講演会の開催 12/12 あいめっせホール 【講師】相田 一人(相田みつを美術館長) 【参加人数】140人</p>	F	<p>地域講座については、女性の人権などに関するテーマについても取り上げ、男女の固定的な役割にとられない内容となっている。</p>	1	—	—	<p>○人権学習地域講座の開催(市民講座並びにリーダー研修、年8回) 第1回 5/20 図書館網干分館 300人 【演題】「ありのまま生きられる虹色社会に～人の数だけ性がある～」 第2回 6/21 文化センター小ホール250人 【演題】「高齢者介護をめぐる家族危機」 第3回 7/28 花の北市民広場 300人 【演題】「スマホ時代の子どものために」 第4回 8/4 北都市民センター 400人 【演題】「子どもたちを被害者にも加害者にもしないために～被害後を生きたとは～」 第5回 8/19 生涯学習大学校講堂 550人 【演題】「地域で暮らし学び働く『外国人』と人権」 第6回 8/27 ネスバルやすとみ 400人 【演題】「発達障害児の困り感に寄り添う支援」 第7回 9/8 東市民センター 250人 【演題】「コロナ惨禍の中での幼稚園と保育学級経営-誰も悪者にならない経営の苦労話-」 第8回 10/28 香寺公民館 200人 【演題】「女性や子どもへの暴力のない社会に」 ※全会場で一時的保育は中止の予定 ○人権週間記念講演会の開催 12月開催予定 あいめっせホール 【講師】未定</p>	ア	人権啓発センター
<p>○男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行 6,000部×1回 ○事業報告書の作成 ※新型コロナ感染症拡大により、取材活動が十分にできなかったため、ウエーブレットは1回の発行となった(例年2回発行)</p>	F	<p>男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。</p>	1	—	◎	<p>○男女共同参画情報誌「ウエーブレット」の発行 6,000部×2回 ○事業報告書の作成</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>広報ひめじ8月号に人権に関する特集記事を掲載した。</p>	B	<p>性別にとられない視点からの内容、表現となるよう配慮した。</p>	1	◎	◎	<p>毎年、広報ひめじ8月号に人権に関する特集記事を掲載</p>	ア	人権啓発課
<p>○センター通信「ゆいばる」発行 年4回 発行部数 各5,000部 ○ハンドブック「人権相談窓口」(2021年改訂版)発行 「女性」や「人権」に関する様々な相談窓口を掲載 発行部数 7,000部</p>	B	<p>パネル展と連動させ、人権記事を取り上げた記事を作成し、配布した。</p>	1	◎	◎	<p>センター通信「ゆいばる」発行 年4回 発行部数 各5,000部</p>	ア	人権啓発センター
<p>○標語付き人権ポスター 2,850部作成 ○特選作品ポスター 1,250部作成 ○人権作文集「生きる」4,300部作成 ○市民学習資料「ともに学ぶ」 31,850部作成+45,855部増刷(緊急事態宣言発出等により従来の町別学習会が実施できない代わりに、市民学習資料を配布して各家庭で学習してもらったため、増刷した。) ○校区人権ひめじ 5,650部作成</p>	B	<p>・女性の人権をはじめさまざまな人権について、人権ポスター、人権作文集「生きる」の募集の中でも取り上げた。 ・校区人権ひめじでは「女性(男女共生)」「LGBT」「ハラスメント」のページを作成し、「ともに学ぶ」とともに活用し、啓発できるようにした。</p>	1	◎	◎	<p>○標語付き人権ポスター作成 ○特選作品ポスター作成 ○人権作文集「生きる」作成 ○市民学習資料「ともに学ぶ」作成 ○校区人権ひめじ作成</p>	ア	人権教育課

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況	
			番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画
3	I	1	(2)	女性が「自らの権利」をよく知る(リーガル・リテラシー)ための取組	①	リーガル・リテラシーを確立するための講座の開催	法的・政治的な分野における権利について、知識や考え方を習得するための講座を開催する。	○あいまっせステップ・アップ講座の開催 ○女性のエンパワメント講座の開催
								前出No.1と同じ
4	I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	①	男性向けの啓発資料の作成	男性を対象とした、男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。	既に作成した育児・介護啓発冊子について、関連部署等と連携して配布を行い、啓発に努める。
								ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発
5	I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	②	男性相談体制の確立に向けた検討	男性に関する様々な問題の相談体制の確立に向け、実施方法等を検討する。	男性のための電話相談 原則奇数月の第2水曜日 16時～19時
6	I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	③	男性対象の啓発講座の開催	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進し、意識改革を図るための講座を開催する。	○子育て応援講座の開催 ○男性セミナーの開催 ○生涯現役応援講座の開催
								前出No.6と同じ
7	I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	④	男性対象の実践的講座の開催	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。	男性対象料理教室開催 市内8か所で定例実施 ・市民会館等 12回/年 ・西保健センター12回/年 ・網干市民センター12回/年 ・英賀保公民館 12回/年 ・白浜公民館 6回/年 ・糸引公民館 3回/年 ・城乾公民館 4回/年 ・御国野公民館 3回/年 計64回
								前出No.4と同じ
8	I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	⑤	男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。	前出No.4と同じ
								前出No.4と同じ
9	I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	⑥	青少年健育運動の推進	幼い頃から男女平等意識を養い、固定的な性別役割分担意識を払拭するため、地域において異なる年齢や世代の子どもが、男女の混合した様々な集団活動を行う青少年健育運動を推進する。	○姫路市青少年健育運動推進事業 対象校区 69校区 委託金額 8,583,200円 ○少年団体指導者研修会 年1回開催 参加者100名 ○青少年リーダー研修会 年3回開催 参加者150名 ○姫路市青少年健全育成市民大会 参加者700名

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針		
○あいまっせステップ・アップ講座の開催 (前期)6月(新型コロナウイルス感染症拡大のため中止) (後期)2月 全3回 延べ47人受講 ○女性のエンパワメント講座の開催 「糸でつながる-アジアの女性とフェアトレード」 7月 全2回 延べ27人受講	B	男女共同参画の視点で、誰でも参加しやすいような開催日時の設定や一時保育を実施した。	1	◎	◎	○あいまっせステップ・アップ講座の開催 ○女性のエンパワメント講座の開催	ア	男女共同参画推進センター	
前出No.1と同じ	F	前出No.1と同じ	1	-	-	前出No.1と同じ	ア	人権啓発センター	
○男性向け育児啓発冊子「パパの教科書」の配布(4500冊) ○男性向け介護啓発冊子「未来の介護」の配布 介護保険課40部 地域包括支援センター23箇所(各20部) ひょうご仕事と生活センター30部 ほか	B	・データの提示、写真やイラストを多く配置するなど、男性に分かりやすい内容にするように工夫した。 ・男性の育児・介護参加について啓発することができた。	1	◎	◎	既に作成した育児・介護啓発冊子について、関連部署等と連携して配布を行い、啓発に努める。	ア	男女共同参画推進課	
ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 (ウエーブレット第53号特集「ワーク・ライフ・バランス」) ※新型コロナウイルス感染症拡大により、取材活動が十分にできなかったため、ウエーブレットは1回の発行となった(例年2回発行)。	F	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	-	-	ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発	ア	男女共同参画推進センター	
男性のための電話相談 奇数月1回 【相談件数】延べ11件	B	男性が相談しやすいよう男性相談員が対応し、平日夕方の時間帯に実施した。	1	◎	◎	男性のための電話相談 原則毎月第2火曜日 17時～19時	ア	男女共同参画推進センター	
○子育て応援講座の開催 1)7月(※) 2)「南極ってどんなところ?～越冬隊員から学ぶ南極授業～」8月2回 親子延べ20組受講 3)「子どもの成長と夫婦のパートナーシップ～夫婦で子育てするコツを教えます～」3月1回 夫婦6組受講 ○男性セミナーの開催 1)9月(※) 2)12月(※) ○生涯現役応援講座の開催 1)11月(※) 2)「自分らしい人生のしめくり講座」 11月 全2回 延べ47人受講 (※)新型コロナウイルス感染症拡大のため中止	F	・働き盛り男性の参加しやすい土日・祝日に開催したり、男性の参加しやすい内容・テーマを設定したりしている。 ・男女共同参画推進の固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	-	-	○子育て応援講座の開催 ○男性セミナーの開催 ○生涯現役応援講座の開催	ア	男女共同参画推進センター	
前出No.6と同じ	F	前出No.6と同じ	1	-	-	前出No.6と同じ	ア	男女共同参画推進センター	
男性対象料理教室開催 市内8か所で定例実施 ・保健所 7回/年 ・西保健センター 7回/年 ・網干市民センター 7回/年 ・英賀保公民館 9回/年 ・白浜公民館 5回/年 ・糸引公民館 1回/年 ・城乾公民館 2回/年 ・御国野公民館 3回/年 計41回(604名) ※緊急事態宣言の期間に開催を予定していた回については中止した。	F	・男女の固定的な役割分担等にとられない内容になっている。 ・食事づくりの基本から学ぶことにより、家庭内等での食事づくりにつながり、男女共同参画の啓発になっている。	1	-	-	男性対象料理教室開催 市内8か所で定例実施 ・保健所 12回/年 ・西保健センター 12回/年 ・網干市民センター 12回/年 ・英賀保公民館 12回/年 ・白浜公民館 6回/年 ・糸引公民館 3回/年 ・城乾公民館 4回/年 ・御国野公民館 3回/年 計64回	ア	保健所健康課	
前出No.4と同じ	B	前出No.4と同じ	1	◎	◎	前出No.4と同じ	ア	男女共同参画推進課	
前出No.4と同じ	F	前出No.4と同じ	1	-	-	前出No.4と同じ	ア	男女共同参画推進センター	
○姫路市青少年健育運動推進事業 対象校区 69校区 委託金額 1,969,886円 ○少年団体指導者研修会 新型コロナウイルス感染症拡大防止の為中止 ○青少年リーダー研修会 新型コロナウイルス感染症拡大防止の為中止 ○姫路市青少年健全育成市民大会 新型コロナウイルス感染症拡大防止の為縮小 被表彰者のみ出席	F	・男性女性に関わらず事業への参加を依頼した。 ・講師に関しても男性女性問わず依頼した。	1	-	-	○姫路市青少年健育運動推進事業 対象校区 69校区 委託金額 8,530,900円 ○少年団体指導者研修会 年1回開催 参加者100名 ○青少年リーダー研修会 年3回開催 参加者150名 ○姫路市青少年健全育成市民大会 参加者700名	ウ	生涯学習課	

No.	基本課題			基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況
	基本目標	基本課題	番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画
10	I	2	(1)	男性・子どもにとっての男女共同参画の推進	⑦	食育の充実	生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいくために、食育(食への関心を高め、食に関する適切な知識と食を選択する力を習得し、それを実践する力を育むこと)を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> ○男性対象料理教室開催 市内8か所で定例実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市民会館等 12回/年 ・西保健センター12回/年 ・網干市民センター12回/年 ・英賀保公民館 12回/年 ・白浜公民館 6回/年 ・系引公民館 3回/年 ・城乾公民館 4回/年 ・御国野公民館 3回/年 計64回 ○親子・子ども対象料理教室開催 30回/年
姫路市教育委員会食育推進委員会事業「手作り朝ごはんコンテスト」を実施								
11	I	2	(2)	女性の能力育成・開発(エンパワメント)に向けた啓発の推進	①	エンパワメントを確立するための講座の開催	女性のエンパワメント確立に必要な知識・情報についての講座を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ○あいめっせステップ・アップ講座の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 ○女性のエンパワメント講座の開催 ○理エチャレンジ事業の実施 ○ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催
12	I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	①	ジェンダー問題に関する講座の開催	固定的なジェンダー意識解消プログラムを開発・実施するなど、ジェンダー問題に関する講座をさらに充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ○あいめっせステップ・アップ講座の開催 ○男性セミナーの開催 ○生涯現役応援講座の開催 ○多様なライフスタイルセミナーの開催 ○市政出前講座の実施
○地域交流事業(人権研修事業)(610千円) 総合センター・集会所毎の推進委員会の企画による魅力ある人権研修・学習を通じ、近隣住民との交流を図る。								
前出No.1と同じ								
13	I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	②	市民向けの啓発資料の発行	誰もが分かりやすい男女共同参画に関するパンフレット等を作成するとともに、啓発グッズ等を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関するチラシ等を作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧することにより、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。
前出No.4と同じ								

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針		
○男性対象料理教室開催 市内8か所で定例実施 ・保健所 7回/年 ・西保健センター 7回/年 ・網干市民センター 7回/年 ・英賀保公民館 9回/年 ・白浜公民館 5回/年 ・系引公民館 1回/年 ・城乾公民館 2回/年 ・御国野公民館 3回/年 計41回(604名) ○親子・子ども対象料理教室開催 11回/年(181名) ※緊急事態宣言の期間に開催を予定していた回については中止した。	F	・男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容になっている。 ・両親で子育てに取り組めるよう意識付けを行い、共に参加しやすい曜日時間設定に配慮し、案内や申し込み時にも伝えた。	1	—	◎	○男性対象料理教室開催 ○親子・子ども対象料理教室開催 30回/年	ア	保健所健康課	
姫路市教育委員会食育推進委員会事業「手作り朝ごはんコンテスト」 年1回 応募総数 5,064 入賞作品 4部門計40作品(内訳:男子13人・女子27人) 新型コロナウイルス感染症のため、応募総数は前年度に比べ減少したが、男子園児児童生徒の応募も多い。受賞作品を掲載した冊子を作成。ホームページにも掲載。	B	男女や年齢(応募対象はあり:園児・児童生徒)にとらわれない内容になっている。	1	◎		姫路市教育委員会食育推進委員会事業「手作り朝ごはんコンテスト」を実施	ウ	健康教育課	
○あいまっせステップ・アップ講座の開催 〈前期〉6月(※) 〈後期〉2月 全3回 延べ47人受講 ○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 「ひめじ農業女子セミナー～農業やってみませんか～」 10月 全2回 延べ41人受講 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 「女性のための創業フォローアップセミナー」 11月 全1回 延べ14人受講 ○女性のエンパワメント講座の開催 「糸でつながる-アジアの女性とフェアトレード」 7月 全2回 延べ27人受講 ○理エチャレンジ事業の実施「ひめじリコチャレ応援バスツアー」8月(※) ○ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催(全5回) 「働くママのリフレッシュサロン」 第1回(7月)19人受講、第2回(9月)28人受講、第3回(12月)11人受講、第4回(1月)(※)、第5回(2月)9人受講 (※)新型コロナウイルス感染症拡大のため中止	B	男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような開催日時の設定や一時保育を実施	1	◎	◎	○あいまっせステップ・アップ講座の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 ○女性のエンパワメント講座の開催 ○理エチャレンジ事業の実施 ○ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	ア	男女共同参画推進センター	
○あいまっせステップ・アップ講座の開催 〈前期〉6月(※) 〈後期〉2月 全3回 延べ47人受講 ○男性セミナーの開催 1)9月(※)、2)12月(※) ○生涯現役応援講座の開催 1)11月(※) 2)「自分らしい人生のしめくり講座」11月 全2回 延べ47人受講 ○多様なライフスタイルセミナーセミナー 3月(※) ○市政出前講座の実施 「ストップ!DV」2回 「みんなの男女共同参画」2回 (※)新型コロナウイルス感染症拡大のため中止	F	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	—	—	○あいまっせステップ・アップ講座の開催 ○男性セミナーの開催 ○生涯現役応援講座の開催 ○多様なライフスタイルセミナーの開催 ○市政出前講座の実施	ア	男女共同参画推進センター	
○地域交流事業(人権研修事業)(30,000円) 人権研修:年間17回 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮して、事業を縮小及び中止した。 [令和元年度実績] 人権研修:年間31回	F	・近隣住民との交流を図る事業において、ジェンダーに関する話題も取り上げた。 ・企業等への人権啓発研修においても女性の人権を取り上げた。	1	—	—	○地域交流事業(人権研修事業尾)(610千円) 総合センター・集会所毎の推進委員会の企画による魅力ある人権研修・学習を通じ、近隣住民との交流を図る。	ア	人権啓発課	
前出No.1と同じ	F	前出No.1と同じ	1	—	—	前出No.1と同じ	ア	人権啓発センター	
介護と仕事の両立をテーマに、男女共同参画について解説した啓発チラシを作成し、自治会単位で回覧の上、ホームページへ掲載。	B	・男女共同参画についてわかり易い内容とした。 ・イラストについて男女平等に関する表現指針に配慮した。	1	◎	◎	男女共同参画に関するチラシ等を作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧することにより、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。	ア	男女共同参画推進課	
前出No.4と同じ	F	前出No.4と同じ	1	—	—	前出No.4と同じ	ア	男女共同参画推進センター	

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況	
			番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画
14	I	2	(3)	固定的な性別役割分担意識の払拭	③	男女共同参画に関する講座・講演会等の開催	固定的な性別役割分担意識を払拭するための講座・講演会等を開催する。	○講演会の開催 ・男女共同参画週間講演会 6/21(日) 【テーマ】「夢を追い続けて…～女性として、母として、指導者として～」 【講師】内村周子(体操クラブ指導者・内村航平選手の母) 【参加予定員数】280人 ・あいめっせフェスティバル講演会 11/21(土) 【テーマ】未定 【講師】コウケンテツ ○講座の開催 〈主催事業〉 あいめっせステップ・アップ講座など13講座33回開催予定 〈共催事業〉 未定
15	I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	①	広報紙等による活動の推進	人権に関連する様々な情報を収集し、広報紙等による積極的な広報活動を行う。	広報ひめじで人権に関する記事を掲載(年1回)
16	I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	②	多様なメディアの活用	多様なメディアやホームページ等に加え、産学官民の連携、ネットワークを活用し、広域的かつ効果的な広報・啓発活動及び意見収集等を行う。	日刊紙、民放等への記者発表や資料提供、テレビ、ラジオ、ホームページ等を通して、取り組みを積極的に発信することで、啓発につなげる。
								ホームページに掲載する内容を充実させるほか、各種メディアを積極的に活用し、広報・啓発をおこなう。
17	I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	③	男女共同参画に関するイベントの開催	男女の人権尊重と男女共同参画の推進に関する意識啓発のため、様々な分野で活躍している団体やグループの参画により、市民等を対象とするイベントを開催する。	・広報ひめじ、ミニコミ紙、姫路ケーブルテレビ、FMGenkiなどの地域メディアや情報誌、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供や広報・啓発活動を行う。 ・労働関係団体や大学等の教育機関に対し、チラシやパンフレット等の配布を依頼する。
								ホームぺージにおいて、講演会の開催情報、広報資料を広く紹介する。
2	I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	④	啓発普及資料の発行と情報提供の拡充(再掲)	「女性」や「人権」に関して多様な啓発普及資料を作成・提供するとともに、男女共同参画推進センターの事業報告書を充実するほか、市ホームページ等も活用しながら、幅広い情報提供を行う。(再掲)	あいめっせフェスティバル2020の開催 センター登録団体の交流促進と各団体の活動を広く市民に紹介 【開催日】11/21(土)・22(日)
								前出No.2と同じ
								前出No.2と同じ
								前出No.2と同じ
18	I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	⑤	地域人権研修等の充実	「人権文化」の定着に向けて、正しい知識の習得と、バランスある人権感覚の醸成のため、人権研修等の充実を図る。	前出No.12と同じ
19	I	3	(1)	「人権文化」創造への参画促進	⑥	「男女共同参画週間」等における意識啓発の充実	「男女共同参画週間」に合わせ、講演会等を開催し、市民への意識啓発の充実を図る。	○講演会の開催 男女共同参画週間講演会 6/21(日) 【テーマ】「夢を追い続けて…～女性として、母として、指導者として～」 【講師】内村周子(体操クラブ指導者・内村航平選手の母) 【参加予定員数】280人 ○あいめっせ写真展 6月中旬～7月上旬 男女共同参画のテーマに即した作品を募集し、応募作品を展示

令和2年度実施状況					令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	
<p>○講演会の開催 ・男女共同参画週間講演会 6/21(日) (新型コロナ感染症拡大のため中止) ・あいまっせフェスティバル講演会 11/21(土) 【テーマ】「みんなで作る未来の食卓」 【講師】コウケンテツ(料理研究家) 【参加者数】124人</p> <p>○講座の開催 〈主催講座〉 あいまっせステップ・アップ講座など13講座34回開催 (うち10講座16回は新型コロナ感染症拡大のため中止) 〈共催事業〉(3講座3回開催) ・県立男女共同参画センターとの共同開催 出張！女性のための働き方セミナー「在宅ワークって何!? ～私が自宅でできることの可能性～」 9月 1回 18人受講 ・ハローワーク姫路との共同開催 「マザーズワーキングフェス2021～子育てと仕事の両立を 目指して～」 2月 1回 20人受講 ・フェミニストカウンセリング神戸との共同開催 「知ってよかった！と思えるDVの基礎知識～母と子が暴力 に巻き込まれず安全に生活するために～」 2月 1回 20人受講</p>	F	<p>・男女共同参画の視点 で誰でも参加しやすいよ うな講座テーマ・内容、 開催日時の設定や一時 保育を実施 ・男女の固定的な役割 分担等にとられない 内容となっている。</p>	1	—	—	<p>○講演会の開催 ・男女共同参画週間講演会 6/26(土) 【テーマ】「広がる可能性と夢の実現～みんなに 必要な新しい働き方～」 【講師】中村朱美(株式会社minitts代表) 【参加予定人数】140人 ・あいまっせフェスティバル講演会 11/13(土) 【テーマ】未定 【講師】未定 ○講座の開催 〈主催事業〉 あいまっせステップ・アップ講座など13講座33 回開催予定 〈共催事業〉 未定</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>人権意識を高め、人権問題を身近に考えるため、主管課と協力し、さまざまな啓発・交流活動や事業を掲載した。</p>	B	<p>広報紙を通して、人権に 関する市のさまざまな取 り組みなどの記事を積 極的に発信することで、 人権の啓発につながっ た。</p>	1	◎	◎	<p>広報ひめじで人権に関する記事を掲載(年1回)</p>	ア	広報課
<p>・主管課と協力し、日刊紙・民放等への資料提供や記者発表 等を実施 ・広報紙への掲載と連動したケーブルテレビ、ラジオを通じて 広報活動を実施 ・ホームページを活用した情報提供</p>	B	<p>人権意識を高め、人権 問題を身近に考えるた め、他課主催の様々な 啓発・交流・学習活動を 放送した。</p>	1	◎	◎	<p>広報ひめじで人権に関する記事を掲載(年1回)</p>	ア	広報課
<p>ホームページに掲載する内容の充実努めたほか、「ひょうご ebooks」(電子書籍ポータルサイト)等、各種メディアを積極 的に活用し、広報・啓発を行った。</p>	B	<p>ホームページに掲載す る内容の充実努めたほ か、各種メディアを積極 的に活用し、広報・啓 発を行った。</p>	1	◎		<p>ホームページに掲載する内容を充実させるほ か、各種メディアを積極的に活用し、広報・啓 発を行う。</p>	ア	男女共同参画推進課
<p>・広報ひめじ、ミニコミ紙、姫路ケーブルテレビ、FMGenkiな どの地域メディアや情報誌、婦人ひめじ、ホームページ、 SNS等を活用し、情報提供や広報・啓発活動を行った。 ・労働関係団体や大学等の教育機関に対し、チラシ等の配 布を依頼した。</p>	B	<p>男女共同参画推進のた め、固定的な役割分 担にとられない内容に なっている。</p>	1	◎		<p>・広報ひめじ、ミニコミ紙、姫路ケーブルテレビ、 FMGenkiなどの地域メディアや情報誌、ホーム ページ、SNS等を活用し、情報提供や広報・啓 発活動を行う。 ・労働関係団体や大学等の教育機関に対し、チ ラシやパンフレット等の配布を依頼する。</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>ホームページにおいて、講演会の開催情報、広報資料を広く 紹介する。</p>	B	<p>女性の人権を取り上げ るために分担してテーマ ごとに資料収集と分析を 行った。</p>	1	◎		<p>ホームページにおいて、講演会の開催情報、広 報資料を広く紹介する。</p>	ア	人権啓発センター
<p>あいまっせフェスティバル2020の開催 センター登録団体の交流促進と各団体の活動を広く市民に 紹介し、男女共同参画について啓発。新型コロナウイルスの 影響により開催日を1日とし、講演会とパネル展示を行った。 【開催日】 11/21 【参加団体数】 9団体 【入場者数】 200人</p>	F	<p>男女共同参画の視点で 誰でも参加しやすいよ うな開催日時の設定や一 時保育を実施。</p>	1	—	—	<p>あいまっせフェスティバル2021の開催 センター登録団体の交流促進と各団体の活動を 広く市民に紹介 【開催日】 11/13・14</p>	ア	男女共同参画推進センター
前出No.2と同じ	F	前出No.2と同じ	1	—	◎	前出No.2と同じ	ア	男女共同参画推進センター
前出No.2と同じ	B	前出No.2と同じ	1	◎		前出No.2と同じ	ア	人権啓発課
前出No.2と同じ	B	前出No.2と同じ	1	◎		前出No.2と同じ	ア	人権啓発センター
前出No.2と同じ	B	前出No.2と同じ	1	◎		前出No.2と同じ	ア	人権教育課
前出No.12と同じ	F	前出No.12と同じ	1	—	—	前出No.12と同じ	ア	人権啓発課
<p>○講演会の開催 男女共同参画週間講演会 6/21(日) (新型コロナ感染症拡大のため中止) ○あいまっせ写真展 6/19～7/1 男女共同参画をテーマに募集し、応募作品を展示</p>	F	<p>男女共同参画の視点で 誰でも参加しやすいよ うな開催日時の設定や一 時保育を実施。</p>	1	—	—	<p>○講演会の開催 男女共同参画週間講演会 6/26(土) 【テーマ】「広がる可能性と夢の実現～みんなに 必要な新しい働き方～」 【講師】中村朱美(株式会社minitts代表) 【参加予定人数】140人 ○あいまっせ写真展 6月中旬～7月上旬 男女共同参画のテーマに即した作品を募集し、 応募作品を展示</p>	ア	男女共同参画推進センター

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況
			番号	基本施策名	番号	具体的施策名 具体的施策の概要	当初事業計画
20	I	3	(2)	人権を尊重した表現の定着	①	ジェンダーに敏感な視点に立った市の刊行物等の発行 市民向け刊行物等の表現について、「男女平等に関する表現指針」の活用を庁内でさらに周知するとともに、刊行物等の作成時におけるチェック体制の強化や継続的な働きかけを行う。	ここみてネットに掲載している「男女平等に関する表現指針」を周知徹底し、市民向け刊行物等の表現について各課で事前にチェックするよう啓発を行う。
21	I	3	(3)	男女共同参画に関する調査・研究	①	男女共同参画に関する市民意識調査の実施 新たなプランの策定における基礎資料とするため市民意識調査を実施する。	意識調査に向け、調査方法、調査項目等について他都市の状況を調査しながら検討を進める。(令和3年度実施予定)
22	I	3	(3)	男女共同参画に関する調査・研究	②	男女共同参画に関する資料の収集、提供 男女共同参画に関する資料や情報を広く収集・加工し、市民に提供する。	図書情報コーナーの運営 【予算額】 2,141千円 【図書購入等】 図書400冊 DVD3本など
23	I	3	(4)	多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり	①	異文化理解の推進 多文化共生・国際理解教育の推進を目指した講座を開催する。	○国際理解講演会開催予定 年1回280名 ○国際理解出前講座 年24回実施予定 ○国際交流ふれあい教室
24	I	3	(4)	多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり	②	国際交流・協力活動の推進 多彩な国際交流・協力事業を実施し、ボランティアの参画を推進するとともに、各団体が実施する事業を支援する。	○国際交流フェスティバル 開催予定年1回 約900名のボランティア参加 ○国際交流スプリングフェスティバル開催予定 年1回開催予定 ○地域交流事業 2地域実施予定
25	I	3	(4)	多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり	③	在住外国人の生活基盤の整備 医療、救急・災害時の支援体制の整備や生活情報の提供、相談窓口の充実を図るとともに、日本語講座を開催する。	○在住外国人のための日本語講座 初級6クラス×年3期×10回×1回(各クラス20名) 初中級クラス1×年3期×10回×1年(各クラス20名) 中級1クラス×年3期×10回×1年(各クラス20名) ○日本語ボランティア養成講座年1回(全3回)50名 ○日本語ひろば ○姫路市外国人相談センター窓口運営業務 市役所市民相談センター他 ○外国語放送による情報発信業務 週1回ベトナム語
26	I	3	(4)	多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり	④	個人の多様な生き方の尊重と理解の促進 性の多様性についての理解が進むよう、人権研修等により啓発を進める。	○地域交流事業(20,754千円) 地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流事業を行う。 前出No.1と同じ
27	I	4	(1)	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	①	関係機関の支援内容の把握と連携 女性に対する暴力を排除するために活動している関係機関の支援内容を把握し、連携を図る。	相談業務に関連し、福祉事務所、県、民間相談機関等と連携を図る。 県女性家庭センターや裁判所等が主催する会議に出席するとともに庁内DVネットワーク会議を開催する。

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針		
・「男女平等に関する表現指針」をホームページに掲載し、市民等へ刊行物等の表現について啓発を行った。 ・こみてネットに掲載している「男女平等に関する表現指針」を職員に周知徹底するとともに、市民向け刊行物等の表現について、各課で事前にチェックできるよう、チェックリストを掲載し、啓発を行った。 ・市民向け刊行物等を作成する課からの依頼に基づき、適切な表現について助言した。	B	男女の固定的な性別役割分担意識等にとられない内容とした。	1	◎	◎	こみてネットに掲載している「男女平等に関する表現指針」を周知徹底し、市民向け刊行物等の表現について各課で事前にチェックするよう啓発を行う。	A	男女共同参画推進課	
調査方法、調査項目等について他都市の状況を調査しながら検討を進め、無作為抽出により市民3,000人を対象に調査票を送付し、1,356件の回答を得た。	B	プラン策定に市民の男女共同参画に関する意識が反映できる調査項目を調査、検討した。	1	◎	◎	分析の項目・方法等について他都市の状況を調査しながら検討を進める。	E	男女共同参画推進課	
図書情報コーナーの運営 【蔵書等】 図書、行政資料、雑誌、など約2万冊 AV(ビデオ・DVD) 335本 延貸出数 6,528冊	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	図書情報コーナーの運営 予算額 2,599千円 (図書購入費等) 図書275冊 DVD3本など	A	男女共同参画推進センター	
○国際理解講演会(142千円) 【テーマ】「“ハーフ”がひらく日本社会のダイバーシティ」 【講師】サンドラ・ヘフェリン 【参加人数】64人 ○国際理解出前講座(178千円) 12公民館、4小学校、1高校 ○国際交流ふれあい教室 1回 11/29	B	事業の計画、立案、実施段階において男女が等しく参加し、事業を享受できるように、曜日設定や実施時間に配慮している。	1	◎	◎	○国際理解講演会 年1回 280名 ○国際理解出前講座 年24回実施 ○国際交流ふれあい教室	U	国際交流センター	
○ひめじ国際交流フェスティバル 開催中止 ○国際交流スプリングフェスティバル(203千円) ○地域交流事業(143千円) 第1回 12/6 第2回 3/7	B	事業の計画、立案、実施段階において男女が等しく参加し、事業を享受できるように、曜日設定や実施時間に配慮している。	1	◎	◎	○ひめじ国際交流フェスティバル開催 年1回 約900人のボランティア参加 ○国際交流スプリングフェスティバル開催 年1回開催 ○地域交流事業 2地域実施	U	国際交流センター	
○姫路市外国人相談センター窓口運營業務(13,185千円) 市役所市民相談センター他 ○在住外国人のための日本語講座(1,246千円) 初級6クラス×年2期×10回(各クラス定員10名) 初中級クラス1×年2期×10回(各クラス定員10名) 中級1クラス×年2期×10回(各クラス定員10名) ○日本語ボランティア養成講座(110千円)年1回 (全3回)8/22、23、29 56名 ○日本語ひろば(214千円) ○外国語放送による情報発信業務(608千円)	B	事業の計画、立案、実施段階において男女が等しく参加し、事業を享受できるように、曜日設定や実施時間に配慮している。	1	◎	◎	○姫路市外国人相談センター窓口運營業務 市役所市民相談センター他 ○在住外国人のための日本語講座 初級6クラス×年3期×10回 (各クラス定員10名) 初中級クラス1×年3期×10回 (各クラス定員10名) 中級1クラス×年3期×10回 (各クラス定員10名) ※各クラスの定員はコロナ禍が終息すれば20名とする可能性あり。 ○日本語ボランティア養成講座年1回(全3回) 50名 ○日本語ひろば ○外国語放送による情報発信業務 週1回 ベトナム語	U	国際交流センター	
○地域交流事業(8,110,992円) ・人権研修:年間17回(30,000円) ・市外交流研修事業:年間6回(994,810円) ・市内ふれあい事業:年間303回(3,332,327円) ・グループ事業:年間24回(3,753,855円) ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮して、事業を縮小及び中止した。 [令和元年度実績] ○地域交流事業(13,409,047円) ・人権研修:年間31回 ・市外交流研修事業:年間10回 ・市内ふれあい事業:年間542回 ・グループ事業:年間39回	F	・近隣住民との交流を図る事業において、性の多様性についても取り上げた。 ・企業等への人権啓発研修においても女性の人権を取り上げた。	1	-	-	○地域交流事業(20,754千円) ・地域交流及び福祉の拠点としての隣保館において、近隣住民の協賛参加等により研修事業や人権啓発パネル展など住民交流を行う。	A	人権啓発課	
前出No.1と同じ	F	性的少数者などのテーマについても取り上げ、男女の固定的な役割にとられない内容となっている。	1	-	-	前出No.1と同じ	A	人権啓発センター	
・相談業務に関連し、福祉事務所、県、民間相談機関等と連携を図る。 ・DV対策基本計画進捗管理に係る庁内ワーキング会議に出席 7/29 ・フェミニストカウンセリング神戸との共催 「知ってよかった!と思えるDVの基礎知識～母と子が暴力に巻き込まれず安全に生活するために～」 2月 1回 20人受講	B	被害者がほとんど女性であることに特に配慮して相談業務や講座を行った。	1	◎	◎	相談業務に関連し、福祉事務所、県、民間相談機関等と連携を図る。	A	男女共同参画推進センター	
7/29 庁内DVネットワーク会議の開催(19名参加) 8/7 令和2年度DV相談基礎研修(1名参加) 9/25 令和2年度DV相談担当者会議及び研修会(1名参加) 10/26 精神保健福祉支援者研修(1名参加) 1/18 配偶者暴力相談についての懇談会(弁護士会)(1名参加) 2/16 フェミニストカウンセリング神戸主催 オンライン研修(3名参加)	B	関係機関の支援内容を把握し、連携を図った。	1	◎	◎	県女性家庭センターや裁判所等が主催する会議に出席するとともに庁内DVネットワーク会議を開催する。	A	保健福祉政策課	

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況	
			番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画
28	I	4	(1)	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	②	暴力に抗するための講座・講演会の開催	女性に対する暴力について正しい知識の普及と防止を図るための講座・講演会を開催するとともに、若い世代への意識啓発のため、デートDVに関する出前講座を実施する。	○あらゆる暴力防止セミナーの開催 ○女性のエンパワメント講座の開催
29	I	4	(1)	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	③	男女間における暴力に関する調査の実施	女性に対する暴力に関する市民の意識や被害の実態等を把握するため、意識調査を実施する。	DV経験者等へのアンケート調査・分析を行う。
30	I	4	(1)	女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	④	女性に対する暴力防止のための関係機関と連携した啓発	女性に対するあらゆる暴力を防止するため、関係機関と連携した啓発活動を実施する。特にこれらの問題への理解が遅れがちな男性への啓発を行う。	○女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配布 ○関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示 男性の参加機会が多い「人権のつどい」「人権学習地域講座」等の姫路市主催の大規模イベント時に、パンフレットや啓発カードを配布する。
31	I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	①	相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)において、婦人相談員等による相談、カウンセリング、被害者の状況に応じた適切な情報提供や関係機関への同行支援等、被害者の立場に立ったきめ細かな切れ目のない支援を行う。	配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)において、婦人相談員等による相談、カウンセリング、被害者の状況に応じた適切な情報提供や関係機関への同行支援など、被害者の立場に立ったきめ細かな切れ目のない支援を行う。
32	I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	②	被害者の安全確保	保護命令制度の活用、一時保護所への入所措置等の助言や支援により、DV被害者や同伴家族の安全確保を図る。	地方裁判所と連携した保護命令制度の活用、一時保護所への入所措置などにより、DV被害者や同伴家族の安全確保を図る。
33	I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	③	自立支援体制の充実	関係機関との連携により、心身の回復を図りながら、就労支援、住宅の確保、経済的支援、必要に応じて子どもへの支援を行う。また、講座等の開催や情報提供等を行い、自立を支援する。	○女性のエンパワメント講座の開催 ○あらゆる暴力防止セミナーの開催 ○女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配布 ○関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示 配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者が自立するための住宅確保、就労、心身の回復等に向けた支援を関係機関と連携して行う。 必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し、随時相談を実施。 ○母子・父子自立支援員及び就労相談員兼就労支援専門員による支援 ○母子・父子自立支援員の研修実施 DV被害者に対し、市営住宅への単身入居資格を与え、また、定期募集の抽選時には一般申込者に比べて当選確率を2倍とする。
34	I	4	(2)	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策の推進	④	民間支援団体との連携や機能の活用	DV被害者への支援活動を行っている民間支援団体との連携を図るとともに、民間支援団体の持つ専門的な機能の活用を検討する。	民間団体と連携を図り、専門的な機能の活用を検討する。 他都市の取組等を参考に、県内の民間支援団体に講演会等への協力を依頼する。
35	I	4	(3)	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	①	セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	男女雇用機会均等法や同法に基づく指針について周知する。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針		
○あらゆる暴力防止セミナー 5月(新型コロナウイルス感染症拡大のため中止) ○女性のエンパワメント講座の開催 ・「糸でつながる-アジアの女性とフェアトレード」 7月 全2回 延べ27人受講 ・フェミニストカウンセリング神戸との共催 「知ってよかった!と思えるDVの基礎知識〜母と子が暴力に巻き込まれず安全に生活するために〜」 2月 1回 20人受講 ・市政出前講座の実施 「ストップ!DV」2回	F	あらゆる暴力を根絶させるための内容になっている。	1	—	—	○あらゆる暴力防止セミナーの開催 ○女性のエンパワメント講座の開催	ア	男女共同参画推進センター	
シェルター避難者9名のうち、生活が安定している3名にアンケートを送付し、回答を得た。今後の被害者の支援・助言・指導で重点とすべき点を確認し今後の施策の参考とした。	B	早期の自立を促し、被害女性の権利保護・回復を図れるよう、アンケートの内容の選定及び表現について配慮した。	1	◎	◎	DV経験者等へのアンケート調査・分析を行う。	ア	保健福祉政策課	
○女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配布 ○関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示 ・中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議(新型コロナウイルス感染症拡大のため中止)	B	女性に対するあらゆる暴力を根絶させるための内容になっている。	1	◎	◎	○女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付 ○関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示	ア	男女共同参画推進センター	
パンフレットや啓発カードの配布を予定していた大規模なイベントが緊急事態宣言の発出等で中止となったため、窓口での配布のみとなったが、令和2年12月にはイオン姫路を配布先を拡充するとともに、FMゲンキに出演し、啓発活動を行った。 パープルリボンの庁内配布を行った。	F	女性に対する暴力の根絶を幅広く周知できるよう配慮した。	2	—	—	男性の参加機会が多い「人権のつどい」「人権学習地域講座」等の姫路市主催の大規模イベント時に、パンフレットや啓発カードを配布する。	ウ	保健福祉政策課	
【電話相談】456件 【来室面談】341件 【合計】797件 (電話後に来室があった場合は、来室のみ計上)	B	婦人相談員等による相談など、被害者が安心して相談できるよう配慮した。	1	◎	◎	配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター)において、婦人相談員等による相談、カウンセリング、被害者の状況に応じた適切な情報提供や関係機関への同行支援など、被害者の立場に立ったきめ細かな切れ目のない支援を行う。	ア	保健福祉政策課	
シェルターへの移送 9件 保護命令支援(書面請求)10件	B	被害者の安全が確保できるよう配慮した。	1	◎	◎	地方裁判所と連携した保護命令制度の活用、一時保護所への入所措置などにより、DV被害者や同伴家族の安全確保を図る。	ア	保健福祉政策課	
○女性のエンパワメント講座の開催 ・「糸でつながる-アジアの女性とフェアトレード」 7月 全2回 延べ27人受講 ○あらゆる暴力防止セミナー 5月(新型コロナウイルス感染症拡大のため中止) ・フェミニストカウンセリング神戸との共催 「知ってよかった!と思えるDVの基礎知識〜母と子が暴力に巻き込まれず安全に生活するために〜」 2月 1回 20人受講 ○女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配布 ○関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示	B	あらゆる暴力を根絶させるための内容になっている。	1	◎	○	○女性のエンパワメント講座の開催 ○あらゆる暴力防止セミナーの開催 ○女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット等(相談案内カード)を作成し、関係機関において配付 ○関係機関からのポスター・リーフレット等の館内掲示	ア	男女共同参画推進センター	
配偶者暴力相談支援センターにおける電話相談・来室面談を通して、自立に向けた住宅確保、就労、心身の回復等、支援を行った。	B	早期の自立を促すことで、被害女性の権利保護・回復を図った。	1	◎	—	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害者が自立するための住宅確保、就労、心身の回復等に向けた支援を関係機関と連携して行う。	ア	保健福祉政策課	
随時健康相談などに対応した	B	男女を問わず、誰でも参加できるように参加者を募った。	1	◎	—	必要に応じて、警察・DVセンター等と連携し、随時相談を実施。	ア	保健所健康課	
○母子・父子自立支援員による相談 248件 就労相談員兼就労支援専門員による相談 2件 ○母子・父子自立支援員の研修実施 1回(DV関連のみ)	B	・自立や問題解決に向けての支援を実施した。 ・ハローワークと連携し、就労支援を実施した。	1	◎	—	○母子・父子自立支援員及び就労相談員兼就労支援専門員による支援 ○母子・父子自立支援員の研修実施	ア	こども支援課	
DV被害者に対し、市営住宅への単身入居資格を与え、また、一般申込者に比べて当選確率を2倍にすることとしたが、該当者は無かった。	B	男女関係なく、DV被害者であれば事業計画通り優遇することとしている。	2	○	○	DV被害者に対し、市営住宅への単身入居資格を与え、また、定期募集の抽選時には一般申込者に比べて当選確率を2倍とする。	ア	住宅課	
前出No33と同じ	B	DV被害者やDV支援者が「必要な情報」、「使える情報」を得られるような内容になっている。	1	◎	○	民間団体と連携を図り、専門的な機能の活用を検討する。	ア	男女共同参画推進センター	
他都市の取組を参考にしつつ、令和元年度に引き続き外国人避難者への支援を実施している団体と連携する体制を検討したが、本市が連携したい民間支援団体が近隣に無く、連携できる団体を探している状態であり、講演会の開催依頼にまで至らなかった。	D	被害者の安全が確保できるよう配慮した。	1	△	—	民間支援団体と連携を図り、DVに係る情報収集やDVセンターの広報を検討する。	ア	保健福祉政策課	
・均等法関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付 ・ホームページによる情報発信	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課	

No.	基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況
	番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名 具体的施策の概要	当初事業計画
36	I	4	(3)	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	②	パワーハラスメント等防止のための啓発 講座等の開催により、ハラスメントに関する問題についての啓発を行う。	前出No33と同じ
37	I	4	(4)	児童虐待の防止と対策の強化	①	専門的・総合的な相談支援機能の充実と質の向上 相談支援技術の研修機会を充実させるとともに、関係機関との連携を進め、子育て家庭に対する専門的・総合的な相談支援機能を充実させる。また、子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、家庭児童相談員の充実と質の向上を図る。	○家庭児童相談員の研修実施 ○要保護児童対策地域協議会の運営
38	I	4	(4)	児童虐待の防止と対策の強化	②	児童虐待の早期発見と適切な支援体制の確立 意識啓発等、児童虐待防止のための取組を推進するとともに、市民等から情報提供を受け、支援の必要な子どもや家庭を早期に発見して適切な支援が迅速に行われるよう、関係機関との連携体制を充実させるほか、子ども家庭総合支援拠点の設置により体制強化を図る。	要保護児童対策地域協議会の運営
39	I	4	(5)	高齢者への虐待防止	①	高齢者への虐待についての情報提供・相談体制の充実 地域包括支援センターの相談機能の充実を図るとともに、関係機関の連携体制を構築することにより、虐待の疑われる高齢者を保護するための適切な措置を講ずるほか、養護者に対する支援を行う。	地域包括支援センター等において、高齢者本人等や関係者からの虐待に関する相談を受け付け、随時、関係機関と地域支えあい会議を開催するなど、高齢者虐待の解決に向けた対応を行う。また、高齢者虐待等権利擁護に関する研修会は委託により実施する。
40	I	4	(6)	障害者への虐待防止	①	障害者への虐待の防止 関係機関の連携を図りつつ、市障害者虐待防止センターを中心に、円滑な支援を行う。	障害者虐待防止センターを運営する。

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	
前出No33と同じ	B	前出No33と同じ	1	◎	◎	前出No33と同じ	ア	男女共同参画推進センター
○家庭児童相談員の研修実施 2回 ○児童福祉法に定めのある要保護児童対策地域協議会で代表者会議、実務者会議、ケース検討会議を実施した。 代表者会議 1回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議 133回	B	相談支援機能の向上と関係機関との連携の充実を図った。	1	◎	◎	○家庭児童相談員の研修実施 ○要保護児童対策地域協議会の運営	ア	こども家庭総合支援室
児童福祉法に定めのある要保護児童対策地域協議会で代表者会議、実務者会議、ケース検討会議を実施した。 代表者会議 1回 実務者会議 12回 個別ケース検討会議 133回	B	男女の固定的な役割分担にとらわれない委員構成となっている。	1	◎	◎	要保護児童対策地域協議会の運営	ア	こども家庭総合支援室
権利擁護に関する研修会「権利擁護講座」【実施回数】3回【参加者】181人	B	男女の区別なく、生命尊重、権利を守る目的で対応し、養護者に関しても支援を行っている。	2	○	○	地域包括支援センター等において、高齢者本人等や関係者からの虐待に関する相談を受け付け、随時、関係機関と地域支えあい会議を開催するなど、高齢者虐待の解決に向けた対応を行う。また、高齢者虐待等権利擁護に関する研修会は委託により実施する。	ア	地域包括支援課
障害者虐待防止センターを運営する。【通報、相談件数】75件	B	性別に関わらず、障害者が安心して暮らせる環境整備を支援した。	1	◎	◎	障害者虐待防止センターを運営する。	ア	障害福祉課

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況	
			基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画	
14	II	1	(1)	家庭における男女共同参画の推進	①	男女共同参画に関する講座・講演会等の開催(再掲)	固定的な性別役割分担意識を払拭するための講座・講演会等を開催する。(再掲)	前出No.14と同じ
41	II	1	(1)	家庭における男女共同参画の推進	②	乳幼児健康診査と健康相談事業の実施	乳幼児健康診査や健康相談等で育児についての男女協働の意義を啓発する。	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健康相談・乳幼児健康診査時の相談事業 ・健康診査時の相談事業 184回/年 ○乳幼児精密相談 ・発達クリニック 8回/年 ・心理相談 36回/年 ・育児教室 36回/年 ○7か月児の健康相談 96回/年 ○妊産婦乳幼児保健指導 ・乳児家庭全戸訪問事業 ○子育て支援事業 ・出生前小児保健指導 ・食育推進事業 ▶食育講座 85回/年 ▶幼児健康診査時の食育講話と絵本の読み聞かせ 500回/年 ・親子歯科保健事業(乳幼児歯科相談)
42	II	1	(1)	家庭における男女共同参画の推進	③	子育て教室等の開催	男女共同参画の視点から様々な子育て教室等を開催する。	<p>宿泊型児童館「星の子館」における乳幼児とその保護者を対象とした「乳幼児クラブ」の実施 【年間活動予定回数】 190回 【参加予定人数】 延べ10,000人</p> <p>男女共同参画の視点に立った子育て講演会、子育て学習センターのプログラムを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校子育て教室 107教室開催予定(4,828千円) ○幼稚園子育て教室 35教室開催予定(2,687千円) ○こども園子育て教室 10教室開催予定(778千円) ○ふた葉教室 10教室開催予定(533千円) ○父親教室 40教室開催予定(2,119千円) ○お茶の間教室 9教室開催予定(166千円)
43	II	1	(2)	ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進	①	男女平等教育の推進	保育所、幼稚園、こども園において、ジェンダーにとらわれない保育・教育を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活発表会においては、性的役割分担を行わずに児童が希望する役割を演じさせる。なお、それぞれの市立保育所・こども園では、以下のとおり生活発表会を実施予定 【回数】 年に1回から数回の範囲内 【参加者】 入所児童、保育士、保護者 ※新型コロナウイルス感染症の流行状況により実施の可否を決定 ・男女の性別に関係なく、豊かな感性を表現するために身体、言葉、造形等の方法で保育を実施する。 <p>幼稚園訪問時において、35園に男女平等教育推進の指導をする。</p> <p>市立幼稚園13園を指導主事が訪問し、保育参観の後、園長を含む全職員に、ジェンダーにとらわれない保育活動を推進するよう指導する。</p>

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針		
前出No.14と同じ	F	前出No.14と同じ	1	—	—	前出No.14と同じ	ア	男女共同参画推進センター	
○乳幼児健康相談・乳幼児健康診査時の相談事業 健康診査時の相談事業 147回/年 ※新型コロナウイルス感染症の影響により回数減 ・7か月児相談 73回 2,479人(61.9%) ・1歳6か月健診 91回 4,382人(98.0%) ・3歳児健診 56回 2,644人(101.3% ※) ※健診対象時期の変更(3歳6か月)、コロナ経過措置(4歳到達者も対象)による受診者数増加 ○乳幼児精密相談 ・発達クリニック 6回/年 ・心理相談 37回/年 ・育児教室 28回/年 ○7か月児の健康相談 73回/年 ○妊産婦乳幼児保健指導 ・乳児家庭全戸訪問事業 訪問件数 3,786件 訪問率 93.0% ○子育て支援事業 ・出生前小児保健指導 ・食育推進事業 ▶食育講座 35回/年 ▶幼児健康診査時の食育講話と絵本の読み聞かせ (新型コロナウイルス感染症の影響により中止) ・親子歯科保健事業(乳幼児歯科相談) 607件	B	・子育てや介護中の人、また、父親にも参加しやすい教室等の運営を心がけた。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策により、事業実施時の相談は縮小したが、必要者には、後日個別に対応した。	1	◎	◎	○乳幼児健康相談・乳幼児健康診査時の相談事業 ・健康診査時の相談事業 184回/年 ○乳幼児精密相談 ・発達クリニック 8回/年 ・心理相談 36回/年 ・育児教室 36回/年 ○7か月児の健康相談 96回/年 ○妊産婦乳幼児保健指導 ・乳児家庭全戸訪問事業 ○子育て支援事業 ▶出生前小児保健指導 ▶食育推進事業 ・食育講座 85回/年 ・幼児健康診査時の食育講話と絵本の読み聞かせ 500回/年 ・親子歯科保健事業(乳幼児歯科相談)	ウ	保健所健康課	
宿泊型児童館「星の子館」における乳幼児とその保護者を対象とした「乳幼児クラブ」の実施 【年間活動回数】 140回 【参加人数】 5,335人	F	男女の固定的な役割分担が意識定着しないようイベントを企画実施した	2	—	—	宿泊型児童館「星の子館」における乳幼児とその保護者を対象とした「乳幼児クラブ」の実施 【年間活動予定回数】 220回 【参加予定人数】 8800人	ア	こども支援課	
○子育て講演会の開催 20回 ○子育て学習センタープログラムの開催 6コース×1期 【令和元年度実績】 ○子育て講演会の開催 19回 ○子育て学習センタープログラムの開催 4コース×2期	F	・子育て講演会では、男性も参加しやすいように日曜に開催し、一時保育を実施した。 ・子育て学習センターでは、コロナ禍で人数を制限しながら開催した。父母共に子育てする意識付けができるよう配慮しながら実施した。	2	—	—	男女共同参画の視点に立った子育て講演会、子育て学習センターのプログラムを実施する。	ア	こども支援課	
○学校子育て教室 7教室実施(238千円) ○幼稚園子育て教室 17教室実施(388千円) ○こども園子育て教室 7教室実施(133千円) ○ふた葉教室 6教室実施(245千円) ○父親教室 4教室実施(122千円) ○お茶の間教室 2教室実施(26千円)	F	・父親の子育て参加を目指した父親教室を開催した。 ・女性が教室の企画や運営に参加しやすいように配慮した。	1	—	—	○学校子育て教室 75教室開催予定(3,408千円) ○幼稚園子育て教室 35教室開催予定(2,616千円) ○こども園子育て教室 10教室開催予定(759千円) ○ふた葉教室 10教室開催予定(530千円) ○父親教室 30教室開催予定(1,619千円) ○お茶の間教室 9教室開催予定(166千円)	ウ	生涯学習課	
・生活発表会においては、性的役割分担を行わずに児童が希望する役割を演じさせた。なお、それぞれの市立保育所・こども園では、以下のとおり生活発表会を実施した。 【回数】 年に1回から数回の範囲内 【参加者】 入所児童、保育士、保護者 ・男女の性別に関係なく、豊かな感性を表現するために身体、言葉、造形等の方法で保育を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症防止の観点から、内容、参加人数、時間等の制限を設けて実施した。	F	特に、男女の固定的な役割分担にとらわれない内容となっている。	1	—	◎	・生活発表会においては、性的役割分担を行わずに児童が希望する役割を演じさせる。なお、それぞれの市立保育所・こども園では、以下のとおり生活発表会を実施予定。 【回数】 年に1回から数回の範囲内 【参加者】 入所児童、保育士、保護者 ・男女の性別に関係なく、豊かな感性を表現するために身体、言葉、造形等の方法で保育を実施する。 ※新型コロナウイルス感染症の流行状況により実施の可否を決定	ア	こども保育課	
幼稚園担当管理指導主事が、園訪問時に教職員に対して、日常の保育において、男女が協動的に活動できるよう内容を工夫するとともに、不要な区別をなくすよう指導した。	B	男女の平等や相互理解、協力について適切に指導を行い、一人一人の個性や能力を生かす教育を推進した。	1	◎	◎	幼稚園訪問時において、34園に男女平等教育推進の指導をする。	ア	学校指導課	
市立幼稚園13園を指導主事が訪問し、保育参観の後、園長を含む全職員に、ジェンダーにとらわれない保育活動を推進するよう指導した。	B	ヒアリングや事後指導の中で、「隠れたカリキュラム」を意識することや幼児期における性の多様性に関する指導について触れるようにしている。	1	◎	◎	市立幼稚園13園を指導主事が訪問し、保育参観の後、園長を含む全職員に、ジェンダーにとらわれない保育活動を推進するよう指導する。	ア	人権教育課	

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況	
			番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画
44	II	2	(1)	人権尊重と男女平等を定着させる教育の充実	①	男女平等教育副読本の活用	男女平等教育副読本やデートDVの防止に関する冊子等を活用し、道徳の時間をはじめとする学校教育のあらゆる場面で男女平等教育を推進する。 ・小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」等を使用し、人権尊重の精神とともに学校における男女平等教育を推進するよう指導する。 ・小学校19校、中学校12校義務教育学校2校へ指導主事が訪問し、授業方法等について指導を行う。 ・男女共同参画推進課作成の啓発リーフレットを活用するよう管理職及び担当者研修で指導するとともに、リーフレット配布時には活用についての学校宛文書を配布する。	
45	II	2	(1)	人権尊重と男女平等を定着させる教育の充実	②	男女平等教育の推進状況調査の実施と啓発	男女平等教育副読本の使用状況や男女平等教育の推進状況について、調査を実施し、結果を公表する。	小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」の使用状況調査及び市立小中学校における男女平等教育の推進状況の調査、また、卒業式の配席及び呼名順について調査を行い、その結果を各学校へ報告し、今後の指導に役立てる。
46	II	2	(1)	人権尊重と男女平等を定着させる教育の充実	③	「隠れたカリキュラム」の見直し	男女平等の意識づくりを進めていくため、男女混合名簿の作成・使用の継続に努めるとともに、教室環境や行事運営等における男女平等の意識を高め、「隠れたカリキュラム」の見直しを進める。	学校で作成・使用する名簿を男女混合にする意義について継続的に指導するとともに、「隠れたカリキュラム」を意識して教育活動を行い、教室環境や行事運営等における男女平等の意識を高めるよう指導する。
47	II	2	(2)	教職員への男女共同参画を深め定着させる研修の推進	①	教職員研修の充実	管理職をはじめ教職員の意識改革を促すとともに、男女共同参画も含め、様々な人権に関する課題を解消していくための研修を実施する。	初任者研修 ・講義「姫路の人権教育」7/21 開催予定 【受講予定者】初任教諭(小中)70人 ・講義「ストップ!DV」11/4 開催予定 【受講予定者】初任教諭(小中)70人
48	II	2	(3)	子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進	①	コミュニケーション能力の充実と向上	学校の教育活動全体を通じて、互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合うため、コミュニケーション能力の充実と向上を図る。	「特別の教科 道徳」をはじめ、全教育活動の中で、対話や役割演技等の手法も活用し、互いの考えや立場を伝え理解しあうコミュニケーション能力を高めるよう指導する。
49	II	2	(3)	子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進	②	いじめの根絶	他者の考えや気持ち等を共感的に理解する力、物事の善悪を正しく判断する力、他者との人間関係を調節する能力等を育成し、いじめを未然に防止する。	・ライフスキル教育を実践する。 ・教職員向けにライフスキル教育研修を実施する。 ○いじめ防止人権学習の実施 【対象】市立中学校(義務教育学校後期過程を含む)の原則1年生 【学習形態】ワークショップ及び講演会 ○相談手紙付いじめ防止リーフレットの配付 【配付対象】全小中学生
50	II	2	(4)	多様な選択を可能にする教育・学習の充実	①	個性・能力・資質を尊重した進路指導、生徒指導の充実	性別による固定的な職業・進学にこだわらず、個々の個性・能力・資質を基にした進路指導や、教職員の共通理解のもと、個性を尊重した生徒指導の充実を図る。	学校訪問や各研修会等において、児童・生徒の発達段階に応じて、性別による固定的な職業・進学に基づく指導に陥ることのないような進路指導及び個性を尊重した生徒指導を推進するように指導する。
51	II	2	(4)	多様な選択を可能にする教育・学習の充実	②	キャリア教育の充実	子どもが主体的に進路を選択する能力や態度を育てるため、男女共同参画の視点に立ち、計画的・組織的に展開するキャリア教育の充実を図る。	中学2年生を対象に、地域において生徒の主体性を尊重した、奉仕活動等の体験活動を行う「トライやる・ウィーク」を実施する。
52	II	2	(4)	多様な選択を可能にする教育・学習の充実	③	女子学生・生徒の理工系分野への進学促進	男女共同参画の視点に立ち、子どもが自己の在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図る。また、女子生徒の進路選択を応援するため、理工学チャレンジ事業を実施する。	理工学チャレンジ事業の実施 指導主事等が中学校以上の学校訪問時に、性別による固定的な職業・進学に基づく指導に陥ることのないよう、個性を尊重した進路指導及び生徒指導を推進するように、教職員に対し指導する。

令和2年度実施状況				令和3年度実施計画			担当課	
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)		取組方針
<p>・小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」等を使用し、人権尊重の精神とともに学校における男女平等教育を推進するよう指導した。</p> <p>・小学校19校、中学校12校義務教育学校2校へ指導主事が訪問し、授業方法等について指導を行った。</p> <p>・男女共同参画推進課作成の啓発リーフレットを活用するよう管理職及び担当者研修で指導するとともに、リーフレット配布時には活用についての学校宛文書を配布した。</p>	B	<p>・道徳科年間指導計画作成における姫路市ガイドラインの中で「ゆめいっぱい」を入れるように指導するほか、課題別指導計画でも「女性」を必ず位置づけるように指導した。</p> <p>・リーフレット配布時などのように活用するかを紹介するほか、男女共同参画社会をめざす学校教育推進状況調査結果でも各学校がどのように活用しているかを紹介した。</p>	1	◎	◎	<p>・小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」等を使用し、人権尊重の精神とともに学校における男女平等教育を推進するよう指導する。</p> <p>・小学校23校、中学校10校へ指導主事が訪問し、授業方法等について指導を行う。</p> <p>・男女共同参画推進課作成の啓発リーフレットを活用するよう管理職及び担当者研修で指導するとともに、リーフレット配布時には活用についての学校宛文書を配布する。</p> <p>・教職員研修資料「学校における性の多様性に対する正しい理解と対応」を作成し、全職員に配布し、人権教育課まとめサイト研修資料「性の多様性について学ぶ」の視聴と合わせて、研修するよう依頼する。</p>	ア	人権教育課
<p>小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」の使用状況調査及び市立小中学校における男女平等教育の推進状況の調査、また、卒業式の配席及び呼名順について調査を行い、今後の指導に役立てるためその結果を各学校へ報告した。</p>	B	<p>3月に「男女共同参画社会をめざす学校教育推進状況調査」を実施し、結果をまとめ、各校へ報告したことにより、各校の教員に男女平等の意識を啓発した。</p>	1	◎	◎	<p>小学生用男女平等教育副読本「ゆめいっぱい」の使用状況調査及び市立小中学校における男女平等教育の推進状況の調査、また、卒業式の配席及び呼名順について調査を行い、その結果を各学校へ報告し、今後の指導に役立てる。</p>	ア	人権教育課
<p>・男女混合名簿の使用率は100%を維持している。</p> <p>・「隠れたカリキュラム」を意識して教育活動を行い、教室環境や行事運営等における男女平等の意識を高めるよう指導した。</p>	B	<p>訪問指導等で「隠れたカリキュラム」を意識するよう指導するとともに、教室環境や学校行事等における男女平等の意識を啓発した。</p>	2	○	○	<p>学校で作成・使用する名簿を男女混合にする意義について継続的に指導するとともに、「隠れたカリキュラム」を意識して教育活動を行い、教室環境や行事運営等における男女平等の意識を高めるよう指導する。</p>	ア	人権教育課
<p>初任者研修</p> <p>・講義「姫路の人権教育」7/21開催 【受講者】初任教諭(小・中・義務) 64人</p> <p>・講義「ストップ!DV」11/24開催 【受講者】初任教諭(小・中・義務) 60人</p>	B	<p>女性の社会参画も含め人権に関する初任教諭自身の認識を深めるとともに、児童生徒への指導の在り方についても考えられるよう配慮した。</p>	1	◎	◎	<p>初任者研修</p> <p>・講義「姫路の人権教育」7/6 開催予定 【受講予定者】初任教諭(小中) 64人</p> <p>・講義「ストップ!DV」10/26 開催予定 【受講予定者】初任教諭(小中) 64人</p>	ア	教育研修課
<p>「特別の教科 道徳」をはじめ、全教育活動の中で、対話や役割演技等の手法も活用し、互いの考えや立場を伝え理解しあうコミュニケーション能力を高めるよう指導した。</p>	B	<p>「考え、議論する道徳」に向けて対話を中心とした授業づくりをする中で、男女関係なく、互いを認め合い、意見を尊重すること等について、訪問指導の事後検討会などで指導した。</p>	1	◎	◎	<p>「特別の教科 道徳」をはじめ、全教育活動の中で、対話や役割演技等の手法も活用し、男女関係なく、互いの考えや立場を伝え理解しあうコミュニケーション能力を高めるよう指導する。</p>	ア	人権教育課
<p>・全小・中義務教育学校でライフスキル教育を実施した。</p> <p>・教員向けのライフスキル教育研修は新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。</p>	B	<p>学習形態や内容を工夫し、男女が互いに意見を交流したり、共に活動したりする場面を設けた。</p>	1	◎	○	<p>・ライフスキル教育を実践する。</p> <p>・教職員向けにライフスキル教育研修を実施する。</p>	ア	学校指導課
<p>○いじめ防止人権学習の実施 【対象】市立中学校(義務教育学校後期過程を含む)の原則1年生 ワークショップ26校 講演会9校 (うち3校は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。)</p> <p>○相談手紙付いじめ防止リーフレットの配付 【配付対象】全小中学生 【相談件数】9件(小7件、中2件)</p>	B	<p>よりよい集団作りのための基本的な社会性スキルや自己有用感の育成などをめざしたワークをする中で、男女平等の意識及び人間関係を身につけられるように指導した。</p>	2	○	○	<p>○いじめ防止人権学習の実施 【対象】市立中学校(義務教育学校後期過程を含む)の原則1年生 【学習形態】ワークショップ及び講演会 ○相談手紙付いじめ防止リーフレットの配付 【配付対象】全小中学生</p>	ア	人権教育課
<p>139学校園の訪問時等において、男女共同参画社会の実現を目指す教育の推進やキャリア形成に努めるよう指導した。</p>	B	<p>中学校においては、自己の将来を思い描き、学ぶことや働くことの意義・役割を理解できることを指導するための進路学習ノート「ゆめ」等を活用した。</p>	1	◎	◎	<p>学校訪問や各研修会等において、児童・生徒の発達段階に応じて、性別による固定的な職業・進学に基づく指導に陥ることのないよう進路指導及び個性を尊重した生徒指導を推進するよう指導する。</p>	ア	学校指導課
<p>コロナ禍の影響により、中学2年生を対象とした「トライやる・ウィーク」は、中学校32校、義務教育学校3校、特別支援学校1校の各学校の実態に応じて、地域での奉仕活動を中心とした1日の実施となった。</p>	F	<p>地域での奉仕活動等を通じ、自己の生き方を見つめる機会を設けた。</p>	1	—	—	<p>中学2年生を対象に、地域において生徒の主体性を尊重した、奉仕活動等の体験活動を行う「トライやる・ウィーク」を実施する。</p>	ア	学校指導課
<p>理工チャレンジ事業の実施 「ひめじリコチャレ応援バスツアー」8月 (新型コロナウイルス感染症拡大のため中止)</p>	G	<p>男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている</p>	4	—	◎	<p>理工チャレンジ事業の実施</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>指導主事が中学校32校、義務教育学校3校、特別支援学校1校での学校訪問時等に教職員に対し、男女共同参画社会の実現を目指す教育の推進やキャリアプランニング能力の育成に努めるよう指導した。</p>	B	<p>中学校においては、自己の将来を思い描き、学ぶことや働くことの意義・役割を理解できることを指導するための進路学習ノート「ゆめ」等を活用した。</p>	1	◎	◎	<p>指導主事が中学校以上の学校訪問時に、性別による固定的な職業・進学に基づく指導に陥ることのないよう、個性を尊重した進路指導及び生徒指導を推進するよう、教職員に対し指導する。</p>	ア	学校指導課

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況
			基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画
53	II	3	(1)	地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実	①	ジェンダー問題に関する市民講師の育成	ジェンダーに敏感な視点を持った市民を養成する講座を開催し、市民講師を育成するとともに、兵庫県の市民講師紹介事業と連携し、その活用を図る。 ○あいまっせステップ・アップ講座の開催 ○講座修了生の市民講師の育成を図る。 ○子育て教室などへ男女共同参画講座をPRする。
54	II	3	(1)	地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実	②	地域における学習機会の提供	地域活動団体等に対し、市民講師等を派遣し、男女共同参画に関する出前講座を行う。また、公民館等での様々な講座の開催により、意識啓発を行う。 市政出前講座の実施(公民館主催の教養講座、地域講座に講師を派遣して実施する。) 教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する。 男性料理教室 27公民館で開催予定 【実施予定回数】 152回 【参加予定者数】 約2,000名
55	II	3	(2)	生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備	①	一時保育付き講座・講演会の拡充	一時保育付き講座・講演会の継続開催及びその拡充を進める。 主催事業(講演会・講座・フェスティバル等)や共催事業において一時保育を実施する。 一時保育付き講演会の開催 【実施予定回数】 60回
56	II	3	(2)	生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備	②	ホームページ等による学習情報の提供	ホームページ等を活用し、生涯学習に関する情報を提供する。 ・ホームページ、Facebookに年間講座予定や講座案内を掲載する。 ・ホームページに蔵書案内やセンター発行啓発誌のバックナンバーを掲載する。 ・全公民館68館でホームページを作成し、「公民館だより」を掲載し、公民館の事業や地域の行事等を情報発信する。 ・インターネットを活用した、生涯学習等の情報提供に努める。
57	II	3	(3)	ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成	①	メディア・リテラシーを確立するための講座の開催	メディア・リテラシーを確立するための講座を開催する。 あいまっせステップ・アップ講座の開催
58	II	3	(3)	ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成	②	違法・有害な情報に関するメディアにおける対策の推進	新たなメディアを使った違法・有害情報への対策の充実を図る。 前出No.26と同じ 前出No.1と同じ
59	II	3	(4)	若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発	①	若い世代を中心にした講座・講演会等の開催	男女共同参画の視点に立った、若い世代(高校生以上)に向けた講座・講演会等を開催する。 ○講演会の開催 ・男女共同参画週間講演会 6/21(日) 【テーマ】「夢を追い続けて…～女性として、母として、指導者として～」 【講師】内村周子(体操クラブ指導者・内村航平選手の母) 【参加予定人数】280人 ・あいまっせフェスティバル講演会 11/21(土) 【テーマ】未定 【講師】コウケンテツ ○高校生を対象とした出前講座の実施 ○「PASEり(青少年運営委員会)」の活動に対し支援を行う。また、メンバーについても男女問わず、募集を行う。 「PASEり」メンバー中、女性が半数以上となることを目標とする。 ○青少年センターの行事において男性女性に関わらず、参加を呼びかける。
60	II	3	(4)	若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについての意識啓発	②	若い世代向けの啓発資料の作成	若い世代を対象とした男女共同参画に関するパンフレット等を作成する。 平成29年3月発行の若年層向け男女共同参画啓発パンフレット「男女共同参画社会～自分らしく生きるために～」を市立中学校1年生へ配布し、周知する。 前出No.4と同じ

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	
〇あいまっせステップ・アップ講座の開催 (前期)6月(新型コロナウイルス感染症拡大のため中止) (後期)2月 全3回 延べ47人受講	F	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	—	—	〇あいまっせステップ・アップ講座の開催 〇講座修了生の市民講師の育成を図る。 〇子育て教室などへ男女共同参画講座をPRする。	ア	男女共同参画推進センター
市政出前講座の実施 「ストップ!DV」2回 「みんなの男女共同参画」2回	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	市政出前講座の実施(公民館主催の教養講座、地域講座に講師を派遣して実施する。)	ア	男女共同参画推進センター
教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回程度開催した。また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催した。 男性料理教室 22公民館で開催 【実施回数】100回 【参加者数】979名	F	男女別、年代別に開催するのではなく、受講者が参加しやすいよう人権講座として開催した。	1	—	—	教養講座の中で男女平等としたテーマに限らず、幅広く人権に関する講座を各公民館で年に2回開催する。また、男性を対象とした料理教室や育児教室、介護教室等を開催する。 男性料理教室 26公民館で開催予定 【実施予定回数】130回 【参加予定者数】約1,000名	ウ	生涯学習課
主催事業(講演会・講座・フェスティバル等)や共催事業において一時保育を実施した。 【一時保育利用者】延べ39人 (講座等19件・32人、講演会1件・7人)	B	子育て世代、孫育て世代が事業に参加しやすいよう配慮している。	1	◎	◎	主催事業(講演会・講座・フェスティバル等)や共催事業において一時保育を実施する。	ア	男女共同参画推進センター
一時保育付き子育て講演会の開催 【実施回数】8回	F	・一時保育の実施 ・男性も参加しやすいよう日曜日に開催する等配慮した	1	—	—	一時保育付き講演会の開催 【実施予定回数】60回	ア	こども支援課
・ホームページ、Facebookに年間講座予定や講座案内を掲載した。 ・ホームページに蔵書案内やセンター発行啓発誌のバックナンバーを掲載した。	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	・ホームページ、Facebookに年間講座予定や講座案内を掲載する。 ・ホームページに蔵書案内やセンター発行啓発誌のバックナンバーを掲載する。	ア	男女共同参画推進センター
・全公民館68館でホームページを作成し、「公民館だより」を掲載し、公民館の事業や地域の行事等を情報発信した。 ・インターネットを活用した、生涯学習等の情報提供に努めた。	A	・各公民館事業や行事等の情報を発信した。 ・インターネットを活用した、生涯学習等の情報提供に努めた。	1	◎	◎	・全公民館68館でホームページを作成し、「公民館だより」を掲載し、公民館の事業や地域の行事等を情報発信する。 ・インターネットを活用した、生涯学習等の情報提供に努める。	ア	生涯学習課
あいまっせステップ・アップ講座の開催 (前期)6月(新型コロナウイルス感染症拡大のため中止) (後期)2月 全3回 延べ47人受講	F	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	—	—	あいまっせステップ・アップ講座の開催	ア	男女共同参画推進センター
前出No.26と同じ	F	前出No.26と同じ	1	—	—	前出No.26と同じ	ア	人権啓発課
前出No.1と同じ	F	インターネットやSNSに関わる人権問題についても取り上げた。	1	—	—	前出No.1と同じ	ア	人権啓発センター
〇講演会の開催 ・男女共同参画週間講演会 6/21(日)(※) ・あいまっせフェスティバル講演会 11/21(土) 【テーマ】「みんなで作る未来の食卓」 【講師】コウケンテツ(料理研究家) 【参加人数】124人 〇高校生を対象とした出前講座 「ストップ!DV」1回 240人 「みんなの男女共同参画」1回 400人	B	・男女共同参画の視点で誰でも参加しやすいような講座テーマ・内容、開催日時の設定や一時保育を実施。 ・男女の固定的な役割分担等にとられない内容となっている。	1	◎	◎	〇講演会の開催 ・男女共同参画週間講演会 6/26(土) 【テーマ】「広がる可能性と夢の実現〜みんなに必要な新しい働き方〜」 【講師】中村朱美(株式会社minitts代表) 【参加予定人数】140人 ・あいまっせフェスティバル講演会 11/13(土) 【テーマ】未定 【講師】未定 〇高校生を対象とした出前講座の実施	ア	男女共同参画推進センター
青少年センターイベントにおいて男性女性に関わらず、参加を呼びかけた。(活動発表は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為に中止)	G	男性女性に関わらずメンバーを募集。また、活動においても性別を問わず男女の参画により実施した。	1	—	—	〇「PASEリ(青少年運営委員会)」の活動に対し支援を行う。また、メンバーについても男女問わず、募集を行う。 ・「PASEリ」メンバー中、女性が半数以上となることを目標とする。 ・青少年センターの行事において男性女性に関わらず、参加を呼びかける。	ウ	生涯学習課
若年層向け男女共同参画啓発パンフレット「男女共同参画社会～自分らしく生きるために～」を市立中学校1年生へ配布し、周知した(約5,000冊)。	B	・男女共同参画について中学生等でも分かりやすい内容とした。 ・イラストについて男女平等に関する表現指針に配慮した。	1	◎	◎	平成29年3月発行の若年層向け男女共同参画啓発パンフレット「男女共同参画社会～自分らしく生きるために～」を市立中学校1年生へ配布し、周知する。	ア	男女共同参画推進課
前出No.4と同じ	B	前出No.4と同じ	1	◎	◎	前出No.4と同じ	ア	男女共同参画推進センター

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況	
			番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画
61	Ⅲ	1	(1)	企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の啓発	①	ポジティブ・アクションの認識の徹底	企業や民間団体等、様々な組織の意思形成や方針決定に女性が積極的に参画できるようパンフレット等による意識啓発を行う。	ウェーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発
62	Ⅲ	1	(1)	企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の啓発	②	あらゆる領域での女性登用の積極的拡大と推進	様々な機会を利用して、ポジティブ・アクションの導入を啓発し、女性の登用と参画を推進する。	前出No.61と同じ
63	Ⅲ	1	(1)	企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の啓発	③	政策決定等に関する学習・研修機会の充実	働く女性も参加しやすい曜日等を考慮し、政策決定能力やリーダーシップ等に関する講座を開催する。	○あいめっせステップ・アップ講座の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナーの2開催
64	Ⅲ	1	(1)	企業・民間団体等への女性差別の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の啓発	④	企業・民間団体を対象にした出前講座の実施	企業・民間団体からの要請に対し、市民講師等を派遣する。	前出No.54と同じ
65	Ⅲ	1	(2)	学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①	学校教育分野における女性の参画拡大	学校教育現場において、女性の参画も含めた人権に配慮した学校マネジメントに関する研修を充実させる。	校長研修 【講義テーマ】「働き方改革と学校組織マネジメント」 5/18開催予定 【受講予定者】 校長(小中義特) 102人
66	Ⅲ	1	(3)	科学技術・学術分野における男女共同参画の推進	①	女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり	市内大学等と連携し、女性研究者が活躍できる環境の整備に向けた啓発を行う。	市内の大学が実施する理工系に進学する女子生徒等を応援する事業に協力し、科学技術・学術分野における男女共同参画への意識啓発を行う。
67	Ⅲ	1	(4)	審議会等における女性の積極的登用	①	女性委員比率の目標達成に向けた管理	審議会等における女性委員比率に関する目標値の着実な達成に向けて、女性登用状況の調査を実施し、結果を公表する。	・審議会等への女性の登用状況を調査する。 ・庁内LAN(ここみてネット/かしネット)を活用して、「姫路市附属機関等の構成員における女性の登用促進に向けた事務手続等に関する要綱」に基づき、関係各課に対し女性の登用を促す。
68	Ⅲ	1	(4)	審議会等における女性の積極的登用	②	各種審議会等における女性の積極的登用の促進	女性の登用促進に向けた事務手続を徹底し、各種審議会等における女性委員比率を高めるとともに、女性のいない審議会等の解消に努める。	・「姫路市附属機関等の構成員における女性の登用促進に向けた事務手続等に関する要綱」に基づく事前協議・合議制について周知・徹底する。 ・事前協議書の提出があった審議会等の所管課へヒアリングを行い、女性の登用を促す。 ・委員改選の4か月前に各審議会等の所管課に対し女性の登用促進を依頼する。
69	Ⅲ	1	(4)	審議会等における女性の積極的登用	③	女性人材情報の充実	女性人材リストの登録情報の充実を図るとともに、関係課への情報提供を行う。	・女性人材リスト登録情報の充実を努める。 ・女性人材リストの簡易版を庁内LAN(ここみてネット)に掲載し、登録情報を必要に応じ審議会等の所管課へ提供する。
70	Ⅲ	1	(5)	行政機関への女性職員の登用促進	①	女性職員の管理職への登用促進	能力・適性に応じ、女性職員の職域拡大と管理職への登用を図る。また、女性職員のキャリアアップに関する研修を実施する。	引き続き、ジェンダーにとらわれることなく、能力主義による職員採用及び管理職への登用を図る。 ○特別研修として、女性職員を対象に、仕事とキャリアの関係について研修を実施する(1コース)。 ○兵庫県自治研修所が実施する「女性リーダー育成研修」等に女性職員を派遣する(1コース以上)。
71	Ⅲ	1	(5)	行政機関への女性職員の登用促進	②	消防吏員の職域全般への女性職員の配属	さらなる女性消防吏員の増加を図るとともに、能力・適性に応じ、職域全般に女性職員を配置する。	能力・適性を踏まえ、各分野へ女性職員を配置する。令和2年度実施の消防吏員採用試験においても、男女採用枠を設けず、能力・意欲のある人材を採用する。

令和2年度実施状況					令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	
・ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 (ウエーブレット第53号特集「ワーク・ライフ・バランス」) ※新型コロナ感染症拡大により、取材活動が十分にできなかったため、ウエーブレットは1回の発行となった(例年2回発行) ・関係機関のポスター館内掲示を行うとともに、資料を収集し、図書情報コーナーに配置した。	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発	A	男女共同参画推進センター
前出No.61と同じ	B	前出No.61と同じ	1	◎	◎	前出No.61と同じ	A	男女共同参画推進センター
○あいまっせステップ・アップ講座の開催 (前期)6月(新型コロナ感染症拡大のため中止) (後期)2月 全3回 延べ47人受講 ○女性のチャレンジ支援セミナーの開催 1)「ひめじ農業女子セミナー～農業やってみませんか～」 10月 全2回 延べ41人受講 2)女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 「女性のための創業フォローアップセミナー」 11月 全1回 延べ14人受講	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	◎	◎	○あいまっせステップ・アップ講座の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナーの2開催	A	男女共同参画推進センター
前出No.54と同じ	B	前出No.54と同じ	1	◎	◎	前出No.54と同じ	A	男女共同参画推進センター
校長研修 【講義テーマ】「働き方改革と学校組織マネジメント」 ※緊急事態宣言発出等の影響により中止	G	性別に関係なく学校が組織として働きやすい環境になるようマネジメントについて学ぶ予定であった。	4	—	—	校長研修 【講義テーマ】「働き方改革の中における学校組織マネジメントと人材育成」5/20開催予定 【受講予定者】校長(小中義特) 102人	ウ	教育研修課
男女共同参画推進センターと大学・企業等が連携して実施した理工学チャレンジ事業「リコチャレ応援バスツアー」の実施に向け準備を進めたが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、実施を中止した。	G	科学技術・学術分野における男女共同参画の推進につながる取組とする予定であった。	4	—	—	市内の大学が実施する理工系に進学する女子生徒等を応援する事業に協力し、科学技術・学術分野における男女共同参画への意識啓発を行う。	ウ	男女共同参画推進課
・審議会等への女性の登用状況を調査し、結果を公表した。 【女性委員比率】34.7%(令和3年3月31日現在) ・附属機関等の構成員における女性の登用促進に関する事前協議等の結果を集計し庁内LAN(ここみてネット/かしネット)に毎月掲載した。	B	選任事務における事前協議等を通じて、積極的な女性の登用、参画を促した。	1	◎	◎	・審議会等への女性の登用状況を調査する。 ・庁内LAN(ここみてネット/かしネット)を活用して、「姫路市附属機関等の構成員における女性の登用促進に向けた事務手続等に関する要綱」に基づき、関係各課に対し女性の登用を促す。	E	男女共同参画推進課
・審議会等への女性の登用状況を調査し、結果を公表した。 【女性が0の審議会等の数】5(令和3年3月31日現在) ・各審議会等の所管課に対し、委員改選4か月前に女性の登用促進への協力を依頼する文書を発出するとともに、事前協議制について周知した。 ・平成28年12月に定めた「姫路市附属機関等の構成員における女性の登用促進に向けた事務手続等に関する要綱」に基づく、事前協議書の提出があった附属機関等のうち目標に達しないものについては、所管課にヒアリングを行い、女性の登用に向け、選考方法の再考を促した。	B	選任事務における事前協議等を通じて、積極的な女性の登用、参画を促した。	1	◎	◎	・「姫路市附属機関等の構成員における女性の登用促進に向けた事務手続等に関する要綱」に基づく事前協議・合議制について周知・徹底する。 ・事前協議書の提出があった審議会等の所管課へヒアリングを行い、女性の登用を促す。 ・委員改選の4か月前に各審議会等の所管課に対し女性の登用促進を依頼する。	E	男女共同参画推進課
・平成25年度に整備した女性人材リストの登録情報の整理を行った。 【登録者数】214人(令和3年3月31日現在) ・女性人材リストの登録情報を審議会等の所管課へ提供し、女性の登用促進に協力した。	B	女性人材リストの積極的な活用につながるよう審議会等の所管課の求める人材の把握に努めた。	2	○	○	・女性人材リスト登録情報の充実を努める。 ・女性人材リストの簡易版を庁内LAN(ここみてネット)に掲載し、登録情報を必要に応じ審議会等の所管課へ提供する。	E	男女共同参画推進課
・令和3年4月1日付人事異動による女性職員の登用 理事級 1人 参事級 1人 主幹級 8人 補佐級 8人 係長級 17人 ・管理職に占める女性職員の割合[教育職・消防職を除く] (令和3年4月1日現在) 係長以上 21.5%(182/846) プランに掲げる数値目標26%)	B	ジェンダーによる差異でなく、一定の基準で承認昇格を行った。	1	◎	◎	引き続き、ジェンダーにとられないことなく、能力主義による職員採用及び管理職への登用を図る。	E	人事課
○特別研修として、女性職員を対象とした、キャリアの創り方、自分自身と仕事や職場の関係を考える研修「自分の強みを活かしたキャリアデザインを考える～私と職場・仕事の関係性～」を実施(1回18名)(249千円) また、管理職を対象とした、女性職員の育成につながるマネジメント力を習得する研修「さらに部下が育つ！」を実施(1回25名)(249千円) ○兵庫県自治研修所が実施の研修コースへ派遣 「女性リーダー養成セミナー」(1名2日間)(5,680円)	B	・女性のキャリアアップのために、女性職員のみを対象とした。 ・内容や形式も全ての参加者が発言できるような人数・班編成での実施を配慮した。	1	◎	◎	○特別研修として、女性職員を対象に、仕事とキャリアの関係について研修を実施する(2コース)。 ○兵庫県自治研修所が実施する「女性リーダー育成研修」等に女性職員を派遣する(1コース以上)。	A	研修厚生センター
令和2年度に実施した消防吏員採用試験において、女性2人を合格とし、1人辞退のため1人の採用となった。また、能力・適性を考慮し、各分野へ女性職員を配置した。	B	採用試験種目の身体・体力試験では、男女別の体力差を考慮し、男女別の判定基準を設けている。	1	◎	◎	能力・適性を踏まえ、各分野へ女性職員を配置する。令和3年度実施の消防吏員採用試験においても、男女採用枠を設けず、能力・意欲のある人材を採用する。	A	消防局総務課

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況	
			番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画
72	Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	①	地域活動団体に関わる男性の意識変革と女性のエンパワメントの促進	男女共同参画による地域活動の実施に向け継続的に啓発を行う。	男女共同参画について市民に広く周知するため、各単位自治会での隣保回覧を実施する。
							・男女共同参画に関するチラシ等を作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧することにより、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。	・「市政出前講座」等の中で地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。
							高齢者教養講座の開催 4/23予定 【参加予定人数】800名 【予算額】143(千円)	
							・子ども会連合会にプランを周知し、啓発に努める。 ・連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。 ・幼稚園連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。 ・高等学校連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。	
54	Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	②	地域における学習機会の提供(再掲)	地域活動団体等に対し、市民講師等を派遣し、男女共同参画に関する出前講座を行う。また、公民館等での様々な講座の開催により、意識啓発を行う。(再掲)	前出No.54と同じ
							前出No.54と同じ	
73	Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	③	地域における方針決定過程への女性の参画拡大	各種地域団体において、女性が団体の意思決定に参画できるよう、役員への女性の登用等の促進に向けた啓発を行う。また、各種地域団体の役員や活動への女性の参画状況を調査するとともに、モデルとなる取組を表彰する。	毎年度当初の市連合自治会が行う調査の際に女性自治会長の就任状況を把握する。
							前出No.72と同じ	
							引き続き、老人クラブ会員名簿等で調査するとともに、今後も女性の参画を推進できるよう情報提供を行う。	
							姫路市青少年健育運動推進事業において、健育委員約1,000名中、女性500名を目標	
74	Ⅲ	2	(1)	地域における男女共同参画の基盤づくりの推進	④	地域活動における男女共同参画リーダーの育成	男女共同参画リーダー育成のため、国・兵庫県・市等による研修や講座等への参加の機会を提供する。	男女共同参画リーダー養成を目的に国等が主催する研修会に派遣するとともに成果の発表を行う。
75	Ⅲ	2	(2)	防災・防犯活動における男女共同参画の推進	①	防災・防犯分野等における女性の参画促進	防災・防犯分野等に女性の視点やニーズを生かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努める。特に防災の計画段階における女性の参加促進に努める。	○継続して、出前講座等を積極的に活用し、女性の意見を施策に反映する。 ○昨年度立ち上げた「ひめじ防災リーダーの会」を活用し、防災意識の高い女性意見の集約に努める。
76	Ⅲ	2	(2)	防災・防犯活動における男女共同参画の推進	②	防災体制確立のための防災分野における女性の参加拡大	男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、防災に関する各種訓練や研修等への女性の参加拡大を図る。	○継続して、総合防災訓練における自主防災訓練への女性の参加者の拡大を図る。 ○新規事業の地域防災力向上研修について、各自主防災会へ女性の積極的に参加を呼びかける。

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	
男女共同参画を推進する事業の周知のために、各単位自治会での隣保回覧を実施した。	B	男女共同参画の推進に向け、男女共同参画推進課との協力・連携による実施とした。	2	○	○	男女共同参画について市民に広く周知するため、各単位自治会での隣保回覧を実施する。	A	市民活動推進課
・介護と仕事の両立をテーマに、男女共同参画について解説した啓発チラシを作成し、自治会単位で回覧の上、ホームページへ掲載。 ・市政出前講座「みんなの男女共同参画」2回 7/22実施 参加人数 20人 11/4実施 参加人数 400人	B	・男女共同参画についてわかり易い内容とした。 ・イラストについて男女平等に関する表現指針に配慮した。	1	◎	◎	・男女共同参画に関するチラシ等を作成・発行し、市内全域において自治会単位で回覧することにより、地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。 ・「市政出前講座」等の中で地域における男女共同参画の推進に向けた啓発を行う。	A	男女共同参画推進課
新型コロナウイルス感染防止対策のため中止	G	男性にも女性にも興味・関心のあるテーマ設定を予定していた。	4	—	—	地域の新しい担い手づくり事業(地域活動への積極的な参画につなげる講座を開催)	A	生涯現役推進室
子ども会連合会、各PTA協議会にプランの内容を周知し、啓発につとめた。 ・子ども会連合会【総会参加者数】約20名 ・連合PTA協議会 講演会開催時に2回実施【参加者数】約60名 ・幼稚園連合PTA協議会 新型コロナウイルスの影響で総会開催できず。 ・高等学校連合PTA協議会 総会にて周知・啓発	B	男女を問わず、地域活動に参加していただくよう依頼。	1	◎	◎	・子ども会連合会にプランを周知し、啓発に努める。 ・連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。 ・幼稚園連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。 ・高等学校連合PTA協議会にプランを周知し、啓発に努める。	A	生涯学習課
前出No.54と同じ	B	前出No.54と同じ	1	◎	◎	前出No.54と同じ	A	男女共同参画推進センター
前出No.54と同じ	F	前出No.54と同じ	1	—	—	前出No.54と同じ	ウ	生涯学習課
・単位自治会における自治会長の女性比率 37人/895人(4.1%) ・単位自治会における三役(会長・副会長・会計)の女性比率 334人/3,304人(10.1%) ・婦人部のある単位自治会 364団体/927団体(39.2%) ※自治会アンケート結果(H30)より【配布927 有効回答895】	B	地域における男女共同参画の基盤づくりのための情報を収集する内容とした。	2	○	○	令和3年度に実施する自治会アンケート内で状況の把握を行う	A	市民活動推進課
前出No.72と同じ	B	前出No.72と同じ	1	◎	◎	前出No.72と同じ	A	男女共同参画推進課
老人クラブ役員女性の参画状況 女性副会長1名(全5名) 女性常任理事14名(全28名) 女性校区会長1名(全64名) 女性単位老人クラブ会長40名(全497名)	A	積極的な参画を推進できるような情報提供等を行った。	1	◎	◎	引き続き、老人クラブ会員名簿等で調査するとともに、今後も女性の参画を推進できるよう情報提供を行う。	A	生涯現役推進室
姫路市青少年健育運動推進事業において、健育委員332名中、女性195名(新型コロナウイルス感染症対策のため、事業を実施した校区のみ計上した。実施しなかった校区の健育委員の内訳は把握していない。)	F	男性女性を問わず、委員の選出を依頼した。	1	—	—	姫路市青少年健育運動推進事業において、健育委員約1,000名中、女性500名を目標	A	生涯学習課
新型コロナウイルスの影響により研修会等が中止やオンライン開催となり、対象団体からの参加希望がなかったため参加に至らなかった。	G	・男女共同参画社会を推進する女性リーダーを育成するため研修の機会を提供した。 ・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	—	—	男女共同参画リーダー養成を目的に国等が主催する研修会に派遣するとともに成果の発表を行う。	A	男女共同参画推進センター
○出前講座等での女性団体との意見交換会実施回数5回(計42人) ○「ひめじ防災リーダーの会」参加者へのアンケートの実施【アンケート実施対象】第1回51件(うち女性2人)、第2回51件(うち女性1人)、第3回49件(うち女性2人) 【アンケート内容】地域防災力向上研修の結果について、意見の自由記載	B	出前講座等を積極的に活用し、子育てや女性団体など女性が多く参加していただける機会に防災に対する女性の意見を確認した。	2	○	○	継続して、出前講座等を積極的に活用し、女性の意見を施策に反映する。	A	危機管理室
○新型コロナウイルスの影響により、総合防災訓練は図上演習として実施したため、市民の参加はなし。 ○地域防災力向上研修の女性参加者 9人	F	・総合防災訓練における自主防災訓練へ女性団体に参加を依頼した。 ・地域防災力向上研修について、自主防災会への参加依頼を行う際に、女性の積極的参加を呼びかけた。	2	—	—	○継続して、総合防災訓練における自主防災訓練への女性の参加者の拡大を図る。 ○新規事業の地域防災力向上研修についても、各自自主防災会へ女性の積極的に参加を呼びかける。	A	危機管理室

No.	基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況
	番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名 具体的施策の概要	当初事業計画
77	Ⅲ	2	(2)	防災・防犯活動における男女共同参画の推進	③	女性消防団員の育成指導 消防団年間行事計画に基づいた各種訓練への参加等により、女性消防団員の育成指導を行うほか、女性の入団促進を図る。	・女性消防団員を兵庫県や国が主催する女性消防団員活性化大会に参加し、先進的な取り組みを学ぶ。 ・県が主催する女性消防団員技術研修会等に参加し、技術の向上と士気の高揚を図る。
78	Ⅲ	2	(3)	男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進	①	環境問題についての啓発及び学習機会の拡大 性別にかかわらず、環境問題についての認識を深めるための啓発や学習の機会の拡大を図る。	環境学習イベントの開催 70回
79	Ⅲ	2	(3)	男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進	②	男女による環境問題への取組の促進 地域における清掃美化に向けた取組へ性別にかかわらず参画できるよう、男女の参加を推進する。	次の事業の実施において、性別にかかわらず参画できるよう、男女の参加を推進する。 ○姫路シティFM21による美化啓発CM及び姫路ケーブルテレビによる美化啓発ビデオ放映(1,240千円) ○みどりの美化キャンペーン(4/29) 【場所】大手前公園～大手前通り他 【参加】自治会・婦人会・老人クラブ他 約1,000人 【内容】清掃キャンペーン及び美化啓発 ○美化啓発事業(3,837千円) ・環境と美化のつどい(9/26) 【場所】イクレひめじ 【内容】リサイクル運動功労団体表彰、まち美化運動功労者表彰、小中学生環境ポスター表彰、講演会等 ・ひめじ環境フェスティバル(9/26) 【場所】大手前公園 【内容】市企業・各種団体による環境に関するブース展・ステージイベント他
80	Ⅲ	2	(4)	地域における女性団体の活性化支援と参画促進	①	地域における女性団体への支援 地域の女性団体を支援し、地域に根ざした女性のまちづくり活動の活性化を図る。	地域の女性団体が地域の女性の連携と女性によるコミュニティ活動を推進するために実施するイベント事業に対して助成する。 250千円/件
81	Ⅲ	3	(1)	男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進	①	まちづくりにおける女性の参画促進 地域住民が中心となって組織するまちづくり協議会において、男女の参加を促進する。	2地区以上のまちづくり協議会において、ワークショップ等で男女の参加を促進する。
82	Ⅲ	3	(1)	男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進	②	観光分野における女性の参画促進 観光推進に関する施策の検討・実施に際し、女性の視点を取り入れ、より効果的な事業を推進する。	引き続き、「姫路市観光戦略プラン」に掲げる施策目標の実現に向けた事業を推進する。
83	Ⅲ	3	(1)	男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進	③	男女共同参画の視点に立った市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)への支援 市民活動団体における人材育成・団体運営等において、男女の参加を促進する。また、コミュニティビジネスにおける男女の参画支援等を行う。	○市民活動団体における人材育成・団体運営等を観点到講座を開催する ○市民活動団体における人材育成・団体運営・活動内容・コミュニティビジネスなどの相談に対応する

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針		
令和2年度はコロナの影響で女性消防団員活性化大会が中止となるなど、集合訓練が実施できなかった。代わりに、新春消防表彰授与式で消防団員募集パンフレットを配布し、また、県が作成した女性消防団員の加入を促進するポスターを掲示し、コロナ禍でできる範囲の広報を実施した。	F	消防団活動といえば男性中心と考えられがちであるが、女性消防団員が自ら団員募集の広報を行うことで、広く市民に知ってもらい、興味を持った人が入団しやすいようにした。	1	—	—	・女性消防団員を兵庫県や国が主催する女性消防団員活性化大会に参加し、先進的な取り組みを学ぶ。 ・県が主催する女性消防団員技術研修会等に参加し、技術の向上と士気の高揚を図る。		イ	消防局総務課
環境学習イベントの開催 36回	F	男女ともに参加しやすいように、曜日日時の設定等に配慮した。	1	—	—	環境学習イベントの開催 70回		ウ	環境政策室
○姫路シティFM21による美化啓発CM及び姫路ケーブルテレビによる美化啓発ビデオ放映(1,233千円) ○みどりの美化キャンペーン(4/29)→開催中止 ○美化啓発事業(259千円) ・環境と美化のつどい(9/28) 【場所】イグレひめじ 【内容】リサイクル運動功労団体表彰、まち美化運動功労者表彰、日本エコ川柳大賞表彰、小中学生環境ポスター表彰、不法投棄禁止看板デザインコンテスト表彰、講演会等 ・ひめじ環境フェスティバル→開催中止	B	実施したイベントの内、環境と美化のつどいについては、男女共同参画推進の観点から誰でも参加しやすい開催日を設定し、姫路のまちを美しくする運動協議会職員、連合婦人会等女性が事業の企画運営に参加しやすいよう配慮した。	1	◎	◎	次の事業の実施において、性別にかかわらず参画できるよう、男女の参加を推進する。 ○姫路シティFM21による美化啓発CM及び姫路ケーブルテレビによる美化啓発番組放映(1,236千円) ○みどりの美化キャンペーン(4/29) 【場所】家老屋敷跡公園～大手前通り他 【参加者】自治会・婦人会・老人クラブ他 約50人 【内容】清掃キャンペーン及び美化啓発 ○美化啓発事業(3,926千円) ・環境と美化のつどい(9/25) 【場所】イグレひめじ 【内容】リサイクル運動功労団体表彰、まち美化運動功労者表彰、小中学生環境ポスター表彰、講演会等 ・ひめじ環境フェスティバル(9/26) 【場所】エコパークあぼし 【内容】市企業・各種団体による環境に関するブース展・ステージイベント他		ウ	美化業務課
女性コミュニティ活動推進事業に対する補助金として738,190円を交付 5校区 251人参加	B	補助対象となるイベント事業について、地域活動における男女共同参画・参加の促進と地域社会の活性化を図るためのものとなっているか審査した。	2	○	○	地域の女性団体が地域の女性の連携と女性によるコミュニティ活動を推進するために実施するイベント事業に対して助成する。 250千円/件		エ	男女共同参画推進課
計画していた2回以上のワークショップ等の開催が新型コロナウイルス感染症拡大により実施できなかった。	G	まちづくり協議会開催のワークショップの参加メンバー選定において、各種団体の男女の参加を呼びかける予定であった。	4	—	—	2地区以上のまちづくり協議会において、ワークショップ等で男女の参加を促進する。		ウ	まちづくり指導課
「姫路市観光戦略プラン」に掲げる施策目標の実現に向け、三の丸広場などで忍者イベントやライトアップイベントなどの各種事業を実施した。	B	誰もが参加しやすいイベントの開催に配慮した。また、ライトアップイベントでは女性職員の意見を取り入れ、子どもも楽しめるようにサンタが出てくるARアプリを作成し、好評を得た。	2	○	○	引き続き、「姫路市観光戦略プラン」に掲げる施策目標の実現に向けた事業を推進する。		ウ	観光課
○人材育成・団体運営を観点に講座を実施 (令和2年10月、11月 3年2月・年3回) 10月「広報に活かせる！写真の撮り方」講座 参加者:19名 11月「イキイキした活動のために座ってできる心と身体のセルフケア」講座 参加者25名 2月市民活動団体を元気づける新しい支援のカタチ“プロボノ” 参加者:9名 ○団体運営等の相談について都度、実施	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれないような内容にしている。	2	○	○	○市民活動団体における人材育成・団体運営等を観点に講座を開催する ○市民活動団体における人材育成・団体運営・活動内容・コミュニティビジネスなどの相談に対応する		ウ	市民活動・ボランティアサポートセンター

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況	
			基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画	
84	IV	1	(1)	男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進	①	男女雇用機会均等法の啓発	男女雇用機会均等法の周知や固定観念の是正に向けた啓発を関係機関と連携して行う。	前出No.35と同じ
85	IV	1	(1)	男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進	②	同一価値労働、同一価値賃金に向けた均等・均衡待遇の取組の推進	労働基準法等の関連法令の周知や取組に対する啓発を関係機関と連携して行う。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施
35	IV	1	(2)	セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発	①	セクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメント防止のための啓発(再掲)	男女雇用機会均等法や同法に基づく指針について周知する。(再掲)	前出No.35と同じ
36	IV	1	(2)	セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発	②	パワーハラスメント等防止のための啓発(再掲)	講座等の開催により、ハラスメントに関する問題についての啓発を行う。(再掲)	前出No.33と同じ
86	IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	①	起業についての情報提供	国・兵庫県・市・商工会議所等からの創業関連情報を提供する。	引き続き関係団体と連携し、企業、経営、融資等に関連する資料やパンフレットの情報発信を当課やホームページ上で行っていく。
87	IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	②	職業能力の開発・向上に向けた支援	女性自らが職業能力の開発・向上に積極的に取り組めるようにするため、各種講座を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ○あいまっせステップ・アップ講座の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 ○理工チャレンジ事業の実施 ○ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ○女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回
								姫路しごと支援センターの運営
88	IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	③	女子学生の就業支援	インターンシップ(就業体験)や講座等を通じて、女子学生が主体的に職業意識を形成できるよう支援を行う。また、企業に対し性別にかかわらず公正な募集・採用を行うよう働きかける。	<ul style="list-style-type: none"> ○インターンシップ等雇用対策事業の実施 ○姫路しごと支援センターの運営 ○ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施
89	IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	④	活躍事例の発信等、女性の能力発揮促進のための支援	経済情報誌「ファイル」で女性が活躍している市内企業等を紹介し、啓発に努める。	経済情報誌ファイルで、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。(経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)1回掲載予定

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	
前出No.35と同じ	B	前出No.35と同じ	2	○	○	前出No.35と同じ	ア	労働政策課
ホームページによる情報発信	B	関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
前出No.35と同じ	B	前出No.35と同じ	2	○	○	前出No.35と同じ	ア	労働政策課
前出No.33と同じ	B	前出No.33と同じ	1	◎	◎	前出No.33と同じ	ア	男女共同参画推進センター
・姫路創業ステーションの案内チラシや「姫路創業マニュアル」を資料提供コーナーに設置、またHP上にて創業支援情報を発信。 ・特定創業支援事業のうち、1回を女性に限定し、女性起業に特化した受講メニューを提供した。(35名参加)	B	チラシや冊子上における女性、男性の割合や職種に配慮した紙面体裁をとっている。	1	◎	◎	引き続き関係団体と連携し、企業、経営、融資等に関連する資料やパンフレットの情報発信を当該ホームページ上でやっていく。	ウ	産業振興課
○あいまっせステップ・アップ講座の開催 〈前期〉6月(※) 〈後期〉2月 全3回 延べ47人受講 ○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 「ひめじ農業女子セミナー～農業やってみませんか～」 10月 全2回 延べ41人受講 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 「女性のための創業フォローアップセミナー」 11月 全1回 延べ14人受講 ○理工チャレンジ事業の実施 「ひめじリコチャレ応援バスツアー」8月(※) ・県立男女共同参画センターとの共同開催 出張！女性のための働き方セミナー「在宅ワークって何!?～私が自宅でできることの可能性～」 9月 1回 18人受講 ・ハローワーク姫路との共同開催 「マザーズワーキングフェス2021～子育てと仕事の両立を目指して～」 2月 1回 20人受講 ○ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ○女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回 延べ20件 (※)新型コロナウイルス感染拡大のため中止	B	・女性の職業能力の開発・向上に向けた情報収集や提供を行った。 ・一時保育を実施した。	1	◎	○	○あいまっせステップ・アップ講座の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 ○理工チャレンジ事業の実施 ○ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ○女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回	ア	男女共同参画推進センター
・姫路しごと支援センターの運営(就職支援セミナーの実施) [R02事業費] 13,412千円 [R02実績] 【実施日数】27日【参加人数】274名 ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付	B	マザーズハローワークと連携し、キッズスペース設置等、子どもを持つ女性も参加しやすくなるよう配慮した。	2	○	○	姫路しごと支援センターの運営	ア	労働政策課
○雇用促進対策総合支援事業(インターンシップ等事業)の実施 [R02事業費] 18,945千円 [R02実績] 【来場者】132名 【内容】インターンシップの案内、就職ノウハウセミナー、ショートプレゼン、人事担当者によるパネルディスカッション等 ○姫路しごと支援センターの運営 ○合同就職面接会の開催 [R02実績] 7/17 参加企業 49社、参加者 110名 9/8 参加企業 17社、56名 10/26 参加企業 24社、参加者 50名 11/5-6 参加企業 34社、参加者 51名 3/11 参加企業 26社、参加者 77名 ○就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付	B	女子学生の職業意識形成を支援できるよう、インターンシップ等内容を充実させた。	2	○	○	○インターンシップ等雇用対策事業の実施 ○姫路しごと支援センターの運営 ○ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
経済情報誌「ファイル」夏号、秋号、冬号、春号において、市内で活躍する女性起業家・経営者を紹介し、その経験と取組について紹介した。(経済情報誌は毎月4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)	B	市内で活躍する女性起業家・経営者を取材し、その経験と取組を紹介することで、女性の創業支援や活躍促進を行った。	1	◎	◎	経済情報誌ファイルで、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。(経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布) 1回掲載予定	ウ	産業振興課

No.	基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況
	番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名 具体的施策の概要	当初事業計画
90	IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	⑤	女性の活躍を推進する企業等の表彰 女性の活躍に向け積極的に取り組んでいる市内企業等を表彰する。	女性活躍推進計画に基づき、女性の活躍を積極的に推進する市内事業所を表彰する。 経済情報誌「ファイル」において、男女共同参画推進課が実施する女性活躍推進企業表彰に関する記事を掲載することにより、制度を周知し、応募を働きかける。 (経済情報誌は毎月4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)
91	IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	⑥	女性の再チャレンジ支援 再チャレンジする女性の職業能力の開発・向上に向けて、関係機関と連携し、各種講座の開催や情報提供を行う。	○あいめっせステップ・アップ講座の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 ○ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ○女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回 ○姫路しごと支援センターの運営 ○県立ものづくり大学の利用促進に向けた支援
92	IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	⑦	在職中の女性に対する職業訓練等、能力開発の支援 職業訓練講座の開催や人材養成講座等の受講に対する補助制度等の支援を行う。	○姫路しごと支援センターの運営 ○中小企業人材養成補助金の利用促進
93	IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	⑧	「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進 労働基準法等の関連法令の周知や取組に対する啓発を関係機関と連携して行う。また、職業訓練講座等の事業を通じ、就業率の向上に資する。	○ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施 ○姫路しごと支援センターの運営
94	IV	1	(3)	女性の活躍による経済社会の活性化	⑨	女性を対象とした就労支援 女性を対象とした就労支援メニューを作成し、雇用機会を提供する。	正社員就職につながる研修や在宅ワーク研修等の女性就労支援事業の実施
95	IV	2	(1)	男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	①	次世代育成支援対策推進法の周知 労働者や事業主に対する情報提供を行い、法令の普及定着に努める。	前出No.85と同じ
96	IV	2	(1)	男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	②	育児休業制度の情報提供 事業主や労働者に育児休業制度についての情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施
97	IV	2	(1)	男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備	③	介護休業制度の情報提供 事業主や労働者に介護休業制度についての情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	
表彰企業数 1社 (姫路市男女共同参画審議会部会にて、令和3年2月決定)	B	女性の活躍を積極的に推進する企業を評価し、表彰することで男女共同参画の推進に寄与できた。	2	○	○	女性活躍推進計画に基づき、女性の活躍を積極的に推進する市内事業所を表彰する。	エ	男女共同参画推進課
経済情報誌「ファイル」夏号において、男女共同参画推進課が実施する女性活躍推進企業表彰に関する記事を掲載し、女性の育成・登用や職場環境の改善など、女性の活躍に積極的に取り組む企業の紹介を行った。(経済情報誌は毎月4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)	B	女性の育成・登用や職場環境の改善など、女性の活躍に積極的な企業の取組を紹介することで、市内企業に対して広く女性活躍推進に向けた意識啓発・情報提供ができた。	1	◎		経済情報誌「ファイル」において、男女共同参画推進課が実施する女性活躍推進企業表彰に関する記事を掲載することにより、制度を周知し、応募を働きかける。(経済情報誌は毎月4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布) 1回掲載予定	ウ	産業振興課
○あいまっせステップ・アップ講座の開催 (前期) 6月(新型コロナウイルス感染症拡大のため中止) (後期) 2月 全3回 延べ47人受講 ○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 「ひめじ農業女子セミナー～農業やってみませんか～」 10月 全2回 延べ41人受講 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 「女性のための創業フォローアップセミナー」 11月 全1回 延べ14人受講 ・県立男女共同参画センターとの共同開催 出張！女性のための働き方セミナー「在宅ワークって何?～私が自宅ですることの可能性～」 9月 1回 18人受講 ・ハローワーク姫路との共同開催 「マザーズワーキングフェス2021～子育てと仕事の両立を目指して～」 2月 1回 20人受講 ○ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ○女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回 延べ20件	B	・女性の職業能力の開発・向上に向けた情報収集や提供を行った。 ・一時保育を実施した。	1	◎	○	○あいまっせステップ・アップ講座の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 ○ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ○女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回	ア	男女共同参画推進センター
○姫路しごと支援センターの運営 就職支援セミナーの実施 [R02事業費] 13,412千円 [R02実績] 【実施日数】27日 【参加人数】274名 ○県立ものづくり大学校の運営及び広報支援 ○就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付	B	マザーズハローワークと連携し、キッズスペース設置等、子どもを持つ女性も参加しやすくなるよう配慮した。	2	○	○	○姫路しごと支援センターの運営 ○県立ものづくり大学校の利用促進に向けた支援	ア	労働政策課
○姫路しごと支援センターの運営 就職支援セミナーの実施 [R02事業費] 13,412千円 [R02実績] 【実施日数】27日 【参加人数】274名 ○人材養成講座等の受講に対する補助制度を実施 [R02事業費] 1,100千円 ○就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付	B	マザーズハローワークと連携し、キッズスペース設置等、子どもを持つ女性も参加しやすくなるよう配慮した。	2	○	○	○姫路しごと支援センターの運営 ○中小企業人材養成補助金の利用促進	ア	労働政策課
○姫路しごと支援センターの運営 就職支援セミナーの実施 [R02事業費] 13,412千円 [R02実績] 【実施日数】27日 【参加人数】274名 ○制度主旨等の普及啓発 ・関係パンフレット等(厚労省)の窓口配付 ・ホームページによる情報発信 ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付	B	・マザーズハローワークと連携し、キッズスペース設置等、子どもを持つ女性も参加しやすくなるよう配慮した。 ・関係する法令や指針、制度等の周知	2	○	○	○ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施 ○姫路しごと支援センターの運営	ア	労働政策課
女性就労支援事業の実施 [R02事業費] 9,897千円 [R02実績] 【参加者】20名 【就労人数】19名	B	育児・介護との両立等、女性のキャリア形成に必要な知識の習得を支援。	2	○	○	正社員就職につながる研修や在宅ワーク研修等の女性就労支援事業の実施	ア	労働政策課
前出No.85と同じ	B	前出No.85と同じ	2	○	○	前出No.85と同じ	ア	労働政策課
育児休業制度及び育児休業等の支援事業の案内リーフレット等の窓口配付	B	育児、介護などの両立支援	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課
介護休業制度及び介護休業制度支援事業等の案内リーフレット等の窓口配付	B	育児、介護などの両立支援	2	○	○	ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施	ア	労働政策課

No.	基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況
	番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名 具体的施策の概要	当初事業計画
98	IV	2	(2)	仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	①	仕事と家庭生活の両立に向けた意識の啓発 仕事と家庭生活の両立のためのセミナーの開催や、母性保護、育児・介護のための情報収集と提供を行う。また、市内企業等の具体的な取組について紹介する。	○男性セミナーの開催 ○生涯現役応援講座の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 ○ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催 ○子育て応援講座の開催 経済情報誌ファイルで、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。(経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布) 1回掲載予定 ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施
99	IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	①	労働時間短縮等の普及促進 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた啓発を行う。	○ウエブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 ○講演会の開催 ・男女共同参画週間講演会 6/21(日) 【テーマ】「夢を追い続けて…～女性として、母として、指導者として～」 【講師】内村周子(体操クラブ指導者・内村航平選手の母) 【参加予定人数】280人 ○ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催 ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施
100	IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	②	ポジティブ・アクションの普及促進 男女雇用機会均等法の周知や同法に基づく国の取組等についての情報提供を行う。	前出No.35と同じ

令和2年度実施状況					令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	
<p>○男性セミナーの開催 1) 9月(※)、2) 12月(※) ○生涯現役応援講座の開催 1) 11月(※) 2) 「自分らしい人生のしめくり講座」 11月 全2回 延べ47人受講 ○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 「ひめじ農業女子セミナー～農業やってみませんか～」 10月 全2回 延べ41人受講 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 「女性のための創業フォローアップセミナー」 11月 全1回 14人受講 ○ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催(全5回) 「働くママのリフレッシュサロン」 第1回(7月)19人受講、第2回(9月)28人受講、第3回(12月)11人受講、 第4回(1月)(※)、第5回(2月)9人受講 ○子育て応援講座の開催 1) 7月(※) 2) 「南極ってどんなところ?～越冬隊員から学ぶ南極授業～」 8月 2回 延べ親子20組受講 3) 「子どもの成長と夫婦のパートナーシップ～夫婦で子育てするコツを教えます～」 3月 1回 夫婦6組受講 ・県立男女共同参画センターとの共同開催 出張! 女性のための働き方セミナー「在宅ワークって何!?～私が自宅でできることの可能性～」 9月 1回 18人受講 ・ハローワーク姫路との共同開催 「マザーズワーキングフェス2021～子育てと仕事の両立を目指して～」 2月 1回 20人受講 (※)新型コロナウイルス感染症拡大のため中止</p>	B	<p>・一時保育を実施した。 ・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている</p>	1	◎	○	<p>○男性セミナーの開催 ○生涯現役応援講座の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 ○ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催 ○子育て応援講座の開催</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>経済情報誌「ファイル」冬号において、仕事と家庭の両立支援取組先進企業を掲載し、その具体的な取組について紹介した。(経済情報誌は毎月4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布)</p>	B	<p>仕事と家庭の両立支援取組先進企業における取組を具体的に紹介することで、市内企業に対し広くワーク・ライフ・バランス推進に向けた意識啓発・情報提供ができた。</p>	1	◎		<p>経済情報誌ファイルで、女性が活躍する市内企業等に関する記事を掲載し、啓発に努める。(経済情報誌は4,000部発行し、市内の多数の事業所に配布) 1回掲載予定</p>	ウ	産業振興課
<p>・リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配付 ・ワーク・ライフ・バランス関係パンフレット(国)の窓口配布 ・ワーク・ライフ・バランス関係ポスター(国)の掲示</p>	B	<p>関係する法令や指針、制度等の周知</p>	2	○		<p>ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施</p>	ア	労働政策課
<p>○ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 ○講演会の開催 ・男女共同参画週間講演会 6/21(※) ・あいめっせフェスティバル講演会 11/21 【テーマ】「みんなで作る未来の食卓」 【講師】コウケンテツ(料理研究家) 【参加者数】124人 ○ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催(全5回) ・「働くママのリフレッシュサロン」 第1回(7月)19人受講、第2回(9月)28人受講、第3回(12月)11人受講、第4回(1月)(※)、第5回(2月)9人受講 ・県立男女共同参画センターとの共同開催 出張! 女性のための働き方セミナー「在宅ワークって何!?～私が自宅でできることの可能性～」 9月 1回 18人受講 ・ハローワーク姫路との共同開催 「マザーズワーキングフェス2021～子育てと仕事の両立を目指して～」 2月 1回 20人受講 (※)新型コロナウイルス感染症拡大のため中止</p>	B	<p>・一時保育を実施した。 ・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている</p>	1	◎	○	<p>○ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 ○講演会の開催 ・男女共同参画週間講演会 6/26(土) 【テーマ】「広がる可能性と夢の実現～みんなに必要な新しい働き方～」 【講師】中村朱美(株式会社minitts代表) 【参加予定人数】140人 ○ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催</p>	ア	男女共同参画推進センター
<p>・リーフレット「仕事と生活のバランス」(年4回、ひょうご仕事と生活センター)の窓口配付 ・ワーク・ライフ・バランス関係パンフレット(国)の窓口配布 ・ワーク・ライフ・バランス関係ポスター(国)の掲示 ・ホームページによる情報発信</p>	B	<p>関係する法令や指針、制度等の周知</p>	2	○		<p>ホームページや広報誌、国・県等の関係機関が作成したパンフレットやポスター等の広報媒体等を活用した制度趣旨等の普及啓発の実施</p>	ア	労働政策課
<p>前出No.35と同じ</p>	B	<p>前出No.35と同じ</p>	2	○	○	<p>前出No.35と同じ</p>	ア	労働政策課

No.	基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況
	番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名 具体的施策の概要	当初事業計画
101	IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	③	労働条件向上の推進 関係機関と連携し、労働相談業務等を充実する。	○労働相談、雇用相談の実施 ○ハローワーク、労働基準監督署等の相談窓口の活用促進
102	IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	④	働く女性ネットワークの構築の推進 働く女性が共に学び、自由に意見交換できる場を設けることで、ネットワークの構築を推進する。	○ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 ○ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ○女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回
103	IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	⑤	職場における母性保護の啓発 男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置や労働基準法における母性保護措置等を啓発する。	前出No.35と同じ
104	IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	⑥	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業所等の優遇 市が行う入札において、男女共同参画に積極的に取り組んでいる事業所等への優遇策を検討する。	引き続き、兵庫県男女共同参画社会づくり協定の締結の有無を総合評価入札の評価基準の項目として設定することで、事業所等の協定の締結をより一層促進する。
105	IV	2	(3)	男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備	⑦	若年期における自立支援の充実 わかものジョブセンター、若者サポートステーション等の若年層への就職支援事業を通じ、職業的自立を支援・促進する。	○姫路しごと支援センターの運営 ○若者サポートステーションの運営補助 ○合同面接会の開催
106	IV	2	(4)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	①	ワーカーズ・コレクティブの育成と支援 市内の生活研究グループや自主的に農産物の販売を手掛けるグループの活動を支援する。	○夏野菜フェアの開催(中止) ○農林漁業まつりの開催 ○地域農産物のPR、情報提供 ○地元農産物を使用した飲食店
107	IV	2	(4)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	②	パートタイム労働法・労働者派遣法の啓発 パートタイム労働者や派遣労働者の雇用安定と労働条件の改善を図るため、パートタイム労働法、労働者派遣法を周知する。	前出No.99と同じ
108	IV	2	(4)	多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援	③	短時間勤務制度、再雇用制度等の普及・啓発 労働者や事業主に対する情報提供を行い、制度の普及定着に努める。	前出No.99と同じ
109	IV	3	(1)	女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着	①	農業者年金の普及啓発 農業者年金制度の見直し等の動向を見ながら、女性の加入について啓発を行う。	広報誌での啓発(1回)及び個別相談による加入推進を行う(2名)
110	IV	3	(2)	女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価	①	家族経営協定の推進 家族経営協定の締結促進による女性の地位向上、役割の明確化を図る。	農業者年金加入推進対象者に家族経営協定のメリットを説明する(2名)

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に 関して配慮した内容	配慮 状況	所管 評価	総合 評価	事業計画(予定)	取組 方針		
○労働相談の実施 毎週木曜日(臨時労働相談含む) 9:30～11:30 [R02事業費] 846千円 [R02実績]【相談件数】173件 ○雇用相談の実施・雇用情報コーナー等の運営(市内25カ所) ○姫路しごと支援センターの運営 (就職支援セミナーの実施) [R02事業費] 13,412千円 [R02実績] 【実施日数】27日【参加人数】274名 ○相談窓口の活用促進 ・就業支援関係及び助成金関係リーフレットの窓口配付 ・生活安心ステーションHIMEJI(連合兵庫)との連携 ・マザーズハローワーク姫路(労働局)との連携	B	マザーズハローワークと連携し、キッズスペース設置等、子どもを持つ女性も参加しやすくなるよう配慮した。	2	○	○	○労働相談、雇用相談の実施 ○ハローワーク、労働基準監督署等の相談窓口の活用促進	ア	労働政策課	
○ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催(全5回) ・「働くママのリフレッシュサロン」 第1回(7月)19人受講、第2回(9月)28人受講、第3回(12月)11人受講、 第4回(1月)新型コロナ感染症拡大のため中止、第5回(2月)9人受講 ○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 ・「ひめじ農業女子セミナー～農業やってみませんか～」 10月 全2回 延べ41人受講 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 ・「女性のための創業フォローアップセミナー」 11月 全1回 14人受講 ○ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ○女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回 延べ20件	B	・一時保育を実施した。 ・男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている	1	◎	◎	○ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 ○ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ○女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回	ア	男女共同参画推進センター	
前出No.35と同じ	B	前出No.35と同じ	2	○	○	前出No.35と同じ	ア	労働政策課	
今年度も、評価基準の項目に兵庫県男女共同参画社会づくり協定締結の有無を設けた。	B	兵庫県男女共同参画社会づくり協定を締結している事業所等に加点することで、事業所等の協定締結を促す内容としている。	2	○	○	引き続き、兵庫県男女共同参画社会づくり協定の締結の有無を総合評価入札の評価基準の項目として設定することで、事業所等の協定の締結をより一層促進する。	ア	契約課	
○姫路しごと支援センターの運営 (就職支援セミナーの実施) [R02事業費] 13,412千円 [R02実績]【実施日数】27日【参加人数】274名 ○若者サポートステーションの運営補助及び支援 ○合同就職面接会の開催 [R02実績] 7/17 参加企業49社、参加者110名 9/8 参加企業17社、56名 10/26 参加企業24社、参加者50名 11/5-6 参加企業34社、参加者51名 3/11 参加企業26社、参加者77名 ○雇用促進対策総合支援事業(インターンシップ等事業)の実施 [R02事業費] 18,945千円 [R02実績]【来場者】132名	B	マザーズハローワークと連携し、キッズスペース設置等、子どもを持つ女性も参加しやすくなるよう配慮した。	2	○	○	○姫路しごと支援センターの運営 ○若者サポートステーションの運営補助 ○合同面接会の開催	ア	労働政策課	
ひめじ地産地消費フェアのみ実施 ※他のイベントは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	F	誰もが参加しやすいイベントの開催に配慮した。	1	—	—	○夏野菜フェアの開催 ○農林漁業まつりの開催 ○地域農産物のPR、情報提供	ウ	農政総務課	
前出No.99と同じ	B	前出No.99と同じ	2	○	○	前出No.99と同じ	ア	労働政策課	
前出No.99と同じ	B	前出No.99と同じ	2	○	○	前出No.99と同じ	ア	労働政策課	
広報誌での啓発(1回)及び個別相談による加入推進を行った(2名) 女性加入者(1名)	B	農業者年金加入については、夫だけでなく、妻も同一の条件で加入できることを説明した。	2	○	○	広報誌での啓発(1回)及び個別相談による加入推進を行う(2名)	ア	農業委員会事務局	
農業者年金新規加入者に家族経営協定のメリットを説明した(2名) 家族経営協定締結者(1名)	B	農業者年金新規加入者に家族経営協定のメリットを説明した。	2	○	○	農業者年金加入推進対象者に家族経営協定のメリットを説明する(2名)	ア	農業委員会事務局	

No.	基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況
	番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名 具体的施策の概要	当初事業計画
111	IV	3	(2)	女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価	②	女性の労働に関する実態調査の実施 農林水産業に従事する女性の現状や問題点、ニーズ等を把握するため、実態調査を実施する。	生活研究グループの活動状況調査
							引き続き、市内漁協に属する女性従事者および女性事務員等から不満点や改善点など、年3回程度の聞き取りを実施予定。
112	IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	①	女性の経営参画推進に向けた働きかけ 女性の職業意識の高揚と経営能力の向上を図るための講座等を開催する等、女性の経営参画について男女双方に働きかけを行う。	○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 ○ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ○女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回
							姫路地域農産物直売所連絡協議会において、野菜の栽培講習会等を実施し、男女問わず参加を呼びかける。
							次代を担う優秀な人材づくりを目的に、中小企業者を対象とした「人材養成セミナー」を実施する。
113	IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	②	中心市街地商店街の店舗実態調査の実施 中心市街地商店街店舗の実態調査を通じて、女性経営者の現況を把握する。	中心市街地商店街空き店舗対策事業(賃料等補助)ならびにまちなか・商店街創業支援事業(内装設備工事費等補助)の支援を通じて、引き続き女性経営者の新規出店状況を把握する。
114	IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	③	農林水産業関係団体の意思決定の場への女性の参画の推進 農林水産業関係団体における意思決定の場への女性の参画促進のための働きかけを行う。	姫路地域農産物直売所連絡協議会役員への女性登用の継続
115	IV	3	(3)	女性の経営参画の推進	④	「6次産業化」を推進する女性の起業活動等の推進 6次産業化を推進する国・兵庫県の各種事業についての情報提供やセミナーの開催により、女性の起業活動等の推進を図る。	6次産業化に取り組む組織等へ支援、指導を継続

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画		担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	
関係機関(姫路農業改良普及センター)と連携しグループの活動状況を確認済み 【活動内容】農産加工品等を製造、販売。また、グループの研修会へ参加し、情報共有を図っている。	B	男女の固定観念にとられないように配慮した。	1	◎	◎	生活研究グループの活動状況調査	ウ	農政総務課
新型コロナウイルスの影響により、市内直売イベント実施に合わせて実施の予定であったが、イベント開催もできず十分な聞き取り調査が行えなかった。	G	現状の不満点など、女性の視点から聞き取る予定であった。	4	—		市内漁協に属する女性従事者および女性事務員等から不満点や改善点など、年3回程度の聞き取りを実施し、漁協役員等へ聞き取った女性の意見を伝える。	オ	水産漁港課
○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 ・「ひめじ農業女子セミナー～農業やってみませんか～」 10月 全2回 延べ41人受講 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 「女性のための創業フォローアップセミナー」 11月 全1回 14人受講 ○ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ○女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回 延べ20件	B	・女性の職業能力の開発・向上に向けた情報収集や提供を行った。 ・一時保育を実施した。	1	◎	◎	○女性のチャレンジ支援セミナー1の開催 ○女性のチャレンジ支援セミナー2の開催 ○ひめじ女性チャレンジひろばでの情報提供 ○女性のためのチャレンジ相談の実施 月1回	ア	男女共同参画推進センター
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	G	男女問わず、広く参加を呼び掛ける予定であった。	4	—		姫路地域農産物直売所連絡協議会において、野菜の栽培講習会等を実施し、男女問わず参加を呼びかける。	ウ	農政総務課
商工会議所に業務委託し、人材養成セミナーを実施した。 【開催実績】姫路商工会議所 10/28 9名参加 11/12 56名参加 11/18 44名参加 12/3 31名参加 2/12 33名参加	B	男女、年齢問わず、セミナー受講募集を行った。	1	◎	◎	近年注目されている事業のIT化に向けて、中小企業者を対象としたセミナーを実施する。	ウ	産業振興課
中心市街地商店街空き店舗対策事業(賃料等補助)を活用した新規出店6店の代表者の内訳 男性6名(100%) 女性0名(0%) まちなか・商店街創業支援事業(内装設備工事費等補助)を活用した新規出店 0店	B	女性の経営参画を推進するため、商工会議所や商店街などを通じて、中心市街地商店街空き店舗対策事業ならびにまちなか・商店街創業支援事業について広く周知した。	1	◎	◎	中心市街地商店街空き店舗対策事業(賃料等補助)ならびにまちなか・商店街創業支援事業(内装設備工事費等補助)の支援を通じて、引き続き女性経営者の新規出店状況を把握する。	ウ	産業振興課
姫路地域農産物直売所連絡協議会役員への女性の登用の継続 10人中、女性4人	B	女性の活動に対する正当な評価	1	◎	◎	姫路地域農産物直売所連絡協議会役員への女性の登用の継続	ウ	農政総務課
6次産業化へ取り組む組織へ定期的に支援・指導を実施(2ヶ月に1回、安富ゆず組合に訪問し生産、加工、新商品の開発等について指導を行う)	B	男女の固定観念にとられないように配慮した。	1	◎	◎	6次産業化へ取り組む組織へ定期的に支援・指導を実施	ウ	農政総務課

No.	基本目標			基本課題		基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況	
	番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画			
116	V	1	(1)	人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進	①	あらゆる機会を通じた「性と人権」に関する意識啓発	パンフレット等の作成や各種講座・講演会の開催を通して、若年層も視野に入れた性と人権に関する意識啓発を行う。	○女性の心とからだセミナーの開催 ○子育て応援講座の開催 ○ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 ○図書情報コーナーにて啓発 ○高校生を対象としたデートDV出前講座の実施			
117	V	1	(1)	人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進	②	学齢に応じた性教育授業の実施	小学校入学以前の幼児期を含めて、各年齢層に応じた内容で、性別に違和感を持つ子どもにも配慮しつつ性教育を行う。	「自他の生命を尊重し、互いに生き方を認め合う児童生徒の育成」を目標に小中の連携、連続した指導の継続、及び保健体育の教科のみならず教育活動全体・広義の教育活動の中で性に関する指導の展開の定着を図る。また、多様な性、性別に違和感をもつ子供に配慮した性教育が行えるよう、現行の「性教育の手引き」の改訂作業を進める。			
118	V	1	(1)	人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進	③	思春期保健活動の推進	相談や出前授業の実施により思春期保健活動の充実を図る。	○思春期相談 電話・来所による相談 ○思春期出前授業（217千円） （思春期の子どもたちに命の大切さや性感染症などの正しい知識、相談先について伝える） 中学1年生 38回 中学3年生 38回 その他要望のある学校、学年に対し、随時実施			
119	V	1	(2)	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立	①	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	講座・講演会の開催やパンフレットを作成し、関係機関と連携を図りながら、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発を図る。	・講座等の開催について、男女共同参画推進センターと協力して実施する。 ・さらにリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する内容を掲載するよう検討する。 前出No.116と同じ			
120	V	1	(2)	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の確立	②	「性の商品化」の問題性についての啓発	情報誌への掲載等、あらゆる機会を利用して、「性の商品化」の問題性を取り上げ、人権としての性についての啓発を推進する。	○ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 ○図書情報コーナーで啓発 ○女性の心とからだセミナーの開催 ○子育て応援講座の開催			
121	V	1	(3)	様々なメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供	①	性や健康に関する情報提供のためのメディアの効果的な活用	広報紙と地域メディアを運動させた啓発を行うとともに、情報誌やホームページ等を活用し、性や健康に関する情報提供を行う。	日刊紙、民放等への記者発表や資料提供、テレビ、ラジオ、ホームページ等を通して、取組を積極的に発信することで、啓発につなげる。 前出No16と同じ			
122	V	1	(3)	様々なメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供	②	地域の施設を拠点とした性・健康に関する学習機会の提供	市内の大学等においてHIV感染症等に関するリーフレットの配布等により啓発を行う。	○エイズポスターコンクールの募集 ○6月初旬の検査普及週間、学園祭で学生ボランティアと協働で若年層をターゲットにパンフレット、啓発グッズを配布予定 ○市内関係機関にポスター掲示依頼 ○広報ひめじ、ミニコミ誌、ホームページ等で情報提供予定			
123	V	2	(1)	母子保健対策の充実	①	母性機能の重要性についての意識啓発	次世代へ生命を引き継ぐ重要な役割を担う母性機能が尊重・保護されるよう意識啓発を行う。	○親子歯科保健事業(妊産婦歯科健診) 対象者に受診券発行 ○全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発			
124	V	2	(1)	母子保健対策の充実	②	女性の健康問題についての相談の実施	生涯を通じた女性の健康を支援するため、女性を対象とする健康相談を実施する。	女性のための健康相談の実施 月1回			
125	V	2	(1)	母子保健対策の充実	③	特定不妊治療・不育症治療への支援	特定不妊治療の助成を行うとともに、不育症治療に対する支援を行う。	特定不妊治療費助成事業 (161,833千円)			

令和2年度実施状況					令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	
○女性の心とからだセミナーの開催 10月(※) ○子育て応援講座の開催 1)7月(※) 2)「南極ってどんなところ?～越冬隊員から学ぶ南極授業～」8月 2回 親子延べ20組受講 3)「子どもの成長と夫婦のパートナーシップ～夫婦で子育てするコツを教えます～」3月 1回 夫婦6組受講 ○ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 ○図書情報コーナーにて啓発 ○高校生を対象としたデートDV出前講座の実施 「ストップ!DV」1回 (※)新型コロナ感染症拡大のため中止	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	○女性の心とからだセミナーの開催 ○子育て応援講座の開催 ○ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 ○図書情報コーナーにて啓発 ○高校生を対象としたデートDV出前講座の実施	ア	男女共同参画推進センター
・小学校健康教育担当者会では、R2.6.29に第1回健康教育担当者会に性に関する指導における留意点を指導。 ・中学校性教育研究発表会は、広畑中学校が該当校であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため、R3.2.19に少人数で研究授業のみを行った。 ・保健所との連携による思春期保健出前授業は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、形態の変更や工夫により実施(中学校1.3年生、義務教育学7.9年生対象) ・「性教育の手引き」改訂は、コロナ禍対応による作業停滞のため、次年度での完成を目指すこととなった。	F	男女平等の精神に基づく正しい異性観をもち、自他の性をとらえて未来を切り拓いていく力をつけていくというめあてをもって性教育を実施。	1	—	—	・「自他の生命を尊重し、互いに生き方を認め合う児童生徒の育成」を目標に小中の連携、連続した指導の継続、及び保健体育の教科のみならず教育活動全体・広義の教育活動の中で性に関する指導の展開の定着を図る。 ・多様な性、性別に違和感をもつ子供に配慮した性教育が行えるよう、現行の「性教育の手引き」の改訂作業を進める。	ウ	健康教育課
○思春期相談 電話・来所による相談 ○思春期出前授業(189千円) (思春期の子どもたちに命の大切さや性感染症などの正しい知識、相談先について伝える) 中学1年生 32回 中学3年生 26回 その他要望のある学校、学年に対し、随時実施	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれないよう配慮した。	1	◎	◎	○思春期相談 電話・来所による相談 ○思春期出前授業	ア	保健所健康課
講座等の開催について、男女共同参画推進センターと協力して実施した。	B	男女共同参画の推進に関して正しく理解されるような内容とした。	1	◎	◎	・講座等の開催について、男女共同参画推進センターと協力して実施する。 ・ちらしにリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する内容を掲載するよう検討する。	エ	男女共同参画推進課
前出No.116と同じ	B	前出No.116と同じ	1	◎	◎	前出No.116と同じ	ア	男女共同参画推進センター
○ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 ○図書情報コーナーで啓発 ○女性の心とからだセミナーの開催 10月(※) ○子育て応援講座の開催 1)7月(※) 2)「南極ってどんなところ?～越冬隊員から学ぶ南極授業～」8月 2回 親子延べ20組受講 3)「子どもの成長と夫婦のパートナーシップ～夫婦で子育てするコツを教えます～」3月 1回 夫婦6組受講 (※)新型コロナ感染症拡大のため中止	F	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	—	—	○ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 ○図書情報コーナーで啓発 ○女性の心とからだセミナーの開催 ○子育て応援講座の開催	ア	男女共同参画推進センター
・ホームページ等を活用した情報提供 ・主管課におけるホームページ作成や更新業務のサポート	B	各課が作成するホームページの更新業務のサポートや、テレビ放送などを通して市として情報提供の場を多く設けることで、男女共同参画の啓発につながった。	1	◎	◎	日刊紙、民放等への記者発表や資料提供、テレビ、ラジオ、ホームページ等を通して、取組を積極的に発信することで、啓発につなげる。	ア	広報課
前出No.16と同じ	B	前出No.16と同じ	1	◎	◎	前出No.16と同じ	ア	男女共同参画推進センター
○エイズポスターコンクールを実施し33名の応募あり。青少年センターで展示会開催した。 ○新型コロナ感染症拡大防止のため、学園祭が中止となったことに加え、各種配布も自粛となった ○市内関係機関にポスター掲示依頼→5月下旬に依頼 ○広報ひめじで毎月検査案内。ホームページで情報提供した。	F	エイズに関する偏見をなくすために、コンクールを通して正しい知識の普及と、エイズに対する理解と呼び掛けた。	2	—	—	新型コロナの感染拡大のため、当面検査等実施予定なし。感染拡大の状況を見て適宜実施再開予定	オ	保健所防疫課
○親子歯科保健事業(妊産婦歯科健診) 妊産婦 967件 ○全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発 4,044件	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容に配慮し、父親の育児参加について啓発を行った。	1	◎	◎	○親子歯科保健事業(妊産婦歯科健診)対象者に受診券発行 ○全妊婦面接相談支援事業における相談支援、啓発	ウ	保健所健康課
女性のための健康相談の実施 月1回 【相談件数】延べ5件 保健所と連携し事業を実施した。	B	相談者が女性であることに配慮し、相談事業を行った	1	◎	◎	女性のための健康相談の実施 月1回	ア	男女共同参画推進センター
特定不妊治療費助成事業(179,886千円) 948件	B	母子保健に対する情報が得られやすいよう配慮を行った。	1	◎	◎	特定不妊治療費助成事業 (306,204千円)	イ	保健所健康課

No.	基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況
			番号	基本施策名	番号	具体的施策名 具体的施策の概要	当初事業計画
126	V	2	(1)	母子保健対策の充実	④	母子保健情報の提供 母と子の健康管理に役立てるための記録や、妊娠期から子育て期に関する情報提供を行うために、母子健康手帳や子育て手帳を交付する。また、在住外国人については、「外国人のための生活ガイド」(国際交流センター発行)に記載し、情報提供する。	○母子健康手帳の交付 (2,097千円) ○子育て手帳の交付 「外国人のための生活ガイド」(文化交流課国際室発行)に記載し情報提供する。
127	V	2	(1)	母子保健対策の充実	⑤	乳幼児健康診査の充実 健康診査時に全員と面接相談を行い、保護者へ育児支援を行うなど、保護者サポートの充実を図る。	前出No.41と同じ
128	V	2	(1)	母子保健対策の充実	⑥	妊娠・出産・子育てに関する支援の充実 母子健康手帳交付時の早期面接や親子歯科保健事業、出産後4か月までに実施する乳児家庭全戸訪問事業等、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行う。	○母子健康手帳交付 ○全妊婦面接相談支援事業 ○乳児家庭全戸訪問事業
129	V	2	(1)	母子保健対策の充実	⑦	小児救急医療体制の確保 休日や夜間の初期救急診療を担う、休日・夜間急病センターの診察体制の確保に努める。	○休日・夜間急病センターの管理運営 ○後送医療機関の確保 ○小児救急医療体制の確保 ○小児救急電話相談窓口の開設
130	V	2	(2)	ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実	①	女性の心とからだについての理解の促進 女性のライフステージごとの身体的・精神的変化についての理解の促進を図るとともに、相談に対応する。	○図書情報コーナーにおいて啓発 ○ウエブレット、あいまっせ通信等の情報パンフレットの作成 ○女性の心とからだセミナーの開催 ○専門医によるこころの健康相談(888千円) ○精神保健福祉相談事業で相談に対応
118	V	2	(2)	ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実	②	思春期保健活動の推進(再掲) 相談や出前授業の実施により、思春期保健活動の充実を図る。(再掲)	前出No.118と同じ
131	V	3	(1)	相談機能の充実とネットワークづくり	①	男女共同参画推進センターの相談機能の充実 女性に関する様々な問題の相談窓口を充実させるとともに、総合的な相談体制の確立に向けて市内外の関係諸機関との連携強化を図る。	相談員2名 ○電話相談 火 10:00~16:00 水・金 10:00~18:00 ○面接相談 火・木・土 10:00~16:00 水・金 10:00~18:00 ○法律相談 毎月第2火曜日13:30~15:30 ○「中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議」への参加 ○関係機関発行のパンフレット等による情報提供
5	V	3	(1)	相談機能の充実とネットワークづくり	②	男性相談体制の確立に向けた検討(再掲) 男性に関する様々な問題の相談体制の確立に向け、実施方法等を検討する。(再掲)	前出No.5と同じ
132	V	3	(1)	相談機能の充実とネットワークづくり	③	男女の心身の健康相談の充実 男女が心身のバランスのとれた健康づくりを行えるよう健康相談の充実を図る。	○生活習慣病相談(随時相談を含む)の実施(388千円) 47回 ○精神保健福祉相談事業で相談に対応 ○専門医によるこころの健康相談(888千円) 36回
133	V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	①	女性特有の疾病に関する検診についての啓発活動の推進 子宮がん、乳がん等の女性特有の疾病に関する啓発を行い、検診受診率の向上を図る。	多方面から健康意識、検診意識を高める講演会やイベントを開催する。ピンクリボンイベントの充実と乳がん検診の実施、また子宮がんについても検診の勧奨や啓発等の実施について他機関との連携強化を図り、男女を問わず互いに健康意識の向上が図れる企画等を検討する。
134	V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	②	生涯を通じた男女の健康づくりの機会提供 性別や年齢、また、就業や子育ての状況にかかわらず、誰もが生涯を通じて健康づくりができる機会を提供する。	親子対象等のイベント等の実施 ・市民体カテスト会(年2回 200名) ・市民歩こう会(年6回 1200名)

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針		
○母子健康手帳の交付 (2,024千円) 4,021冊 ○子育て手帳の交付 「外国人のための生活ガイド」(文化交流課国際室発行)に記載し情報提供する。 外国語版発行 69冊	B	母子保健に対する情報が得られやすいよう配慮を行った。	1	◎	◎	○母子健康手帳の交付 (2,007千円) ○子育て手帳の交付 「外国人のための生活ガイド」(文化交流課国際室発行)に記載し情報提供する。	ア	保健所健康課	
前出No.41と同じ	B	子育てや介護中の人、また、父親にも参加しやすい教室等の運営を心がけた。	1	◎	◎	前出No.41と同じ	ウ	保健所健康課	
○母子健康手帳の交付 ・外国語版母子健康手帳を含む交付数 4,021件(うち外国語版69件) ・「子育て手帳の交付」 ○全妊婦面接相談支援事業 4,044件 ○乳児家庭全戸訪問事業 訪問件数 3,786件 訪問率 93.0%	B	男女の固定的な役割分担等にとられない内容に配慮し、両親で子育てに取り組めるよう意識付けを行った。	1	◎	◎	○母子健康手帳交付 ○全妊婦面接相談支援事業 ○乳児家庭全戸訪問事業	ア	保健所健康課	
○休日・夜間急病センターの管理運営 ○後送医療機関の確保 ○小児救急医療体制の確保 【夜間】365日、【休日昼間】71日 【小児患者数】4,713人 ○小児救急電話相談窓口の開設 【夜間】365日、【休日昼間】71日 【相談件数】3,240件	B	少子化や女性の社会進出等が進む中で、安心して子どもを産み、健やかに育てる環境の整備を推進する。	1	◎	◎	○休日・夜間急病センターの管理運営 ○後送医療機関の確保 ○小児救急医療体制の確保 ○小児救急電話相談窓口の開設	ア	地域医療課	
○図書情報コーナーにおいて啓発 ○ウエープレット、あいまっせ通信等の情報パンフレットの作成 ○女性の心とからだセミナーの開催 10月(新型コロナ感染症拡大のため中止)	F	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容になっている。	1	—	◎	○図書情報コーナーにおいて啓発 ○ウエープレット、あいまっせ通信等の情報パンフレットの作成 ○女性の心とからだセミナーの開催	ア	男女共同参画推進センター	
○専門医によるこころの健康相談(889千円) 36回開催 【相談件数】71件、【相談人数】延べ96人 ○精神保健福祉相談事業で相談に対応 【相談件数】延べ7,305件	B	男女問わず、誰でも参加できるように参加者を募った。	1	◎	◎	○専門医によるこころの健康相談(889千円) 36回 ○精神保健福祉相談事業で相談に対応	ア	保健所健康課	
前出No.118と同じ	B	前出No.118と同じ	1	◎	◎	前出No.118と同じ	ア	保健所健康課	
【相談件数】延べ1,010件 ○面接 240件 ○電話 737件 ○法律33件 ○姫路市DV防止庁内ネットワーク会議に出席 7/29 ○中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議(新型コロナ感染症拡大のため中止) ○関係機関発行のパンフレット等による情報提供を行った。	B	相談者が女性であることに配慮し、相談事業を行った。	1	◎	◎	相談員2名 ○電話相談 火 10:00~16:00 水・金 10:00~18:00 ○面接相談 火・木・土 10:00~16:00 水・金 10:00~18:00 ○法律相談 毎月第2火曜日 13:30~15:30 ○「中播磨地域配偶者からの暴力に係る相談ネットワーク会議」への参加 ○関係機関発行のパンフレット等による情報提供	ア	男女共同参画推進センター	
前出No.5と同じ	B	前出No.5と同じ	1	◎	◎	前出No.5と同じ	ア	男女共同参画推進センター	
○生活習慣病相談(随時相談を含む)の実施(388千円) 【回数】47回 【相談人数】10人 ※コロナ関係で相談数減 ○精神保健福祉相談事業で相談に対応 【相談件数】延べ7,305件 ○専門医によるこころの健康相談(889千円) 【回数】36回開催 【相談件数】71件【相談人数】延べ96人	B	男女問わず、誰でも参加できるように参加者を募った。	1	◎	◎	○生活習慣病相談(随時相談を含む)の実施(388千円) 47回 ○精神保健福祉相談事業で相談に対応 ○専門医によるこころの健康相談(889千円) 36回	ア	保健所健康課	
・講演会、イベントはすべて中止とした。 ・9/26~10/9まで保健所のライトアップを実施、あわせて保健所1階でピンクリボンキルトの展示やパンフレットを設置し受診啓発等を実施。 ・乳がん検診(集団、医療機関)の実施:10,957人 ・子宮がん検診(集団、医療機関)の実施:11,417人 ※新型コロナ感染症拡大を受け、5・6月検診は一時中止、以後上半期は定員制限の上で実施 ・乳がん(40~60歳)、子宮がん(30~50歳)において好発期無料検診事業の継続 ・検診ガイドブック全戸配布による普及・啓発	F	多くの行事を中止したが、正しい知識の普及や検診の必要性など、検診ガイドブックの配布やがん検診についての冊子を設置し年齢性別問わず啓発できたと考え。	2	—	—	多方面から健康意識、検診意識を高める講演会やイベントを開催する。ピンクリボンイベントの充実と乳がん検診の実施、また子宮がんについても検診の勧奨や啓発等の実施について他機関との連携強化を図り、男女を問わず互いに健康意識の向上が図れる企画等を検討する。	ウ	保健所予防課	
・体力テスト会 新型コロナウイルス感染予防のため2回とも中止 ・歩こう会 全6回中4回実施、485名参加(新型コロナウイルス感染予防のため2回中止)	F	性別を問わず幅広い年齢層の参加しやすい休日に開催した。	3	—	—	親子対象等のイベント等の実施 ・市民体力テスト会(年2回 200名) ・市民歩こう会(年6回 1200名)	イ	スポーツ振興室	

No.	基本目標		基本課題		基本施策			具体的施策		令和2年度実施状況
	番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画		
135	V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	③	骨粗しょう症の予防対策の充実	骨量測定の検診等、骨粗しょう症に対する啓発を行い、予防対策により健康の保持増進を図る。	女性のがん検診と同時に受診できる骨粗しょう症検診の継続		
136	V	3	(2)	健康づくり体制の推進と予防対策の充実	④	医療体制の充実と女性の参画拡大	臨床研修医に対し奨励金を貸与することで、市内医療機関における医師を確保するとともに、女性医師の定着化を促進する。	姫路市臨床研修医奨励金の貸与 【募集人数】前期研修医9名、後期研修医23名		

令和2年度実施状況					令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	
・レディース検診のなかで集団骨粗しょう症検診の実施 1,512人 ※新型コロナウイルス感染症拡大を受け、5・6月検診は一時中止、以後上半期は定員制限の上で実施 ・女性が進んで他のがん検診と同時に受診できる体制の整備 ・要精密検診対象者への受診勧奨文の充実	F	要精密検査対象者へ生活習慣病相談等を案内し、食生活や運動などの指導を 対象者と家族が同席することで年齢や性別問わず受けることができ、お互いの健康意識が高まるようにした。	2	—	—	レディース検診として一度に、他のがん検診と同時に受診できる体制を継続し男性の目を気にせず集団検診を受診できるよう利便性を図る。	ウ	保健所予防課
姫路市臨床研修医奨励金の賞与 【賞与人数】前期研修医13名、後期研修医20名(33名中、女性医師10名)	B	臨床研修医に対し奨励金を賞与することで、市内医療機関における女性医師の確保・定着化を促進する。	1	◎	◎	姫路市臨床研修医奨励金の賞与 【募集人数】前期研修医9名、後期研修医25名	ア	地域医療課

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況	
			番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画
137	VI	1	(1)	ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進	①	歩道の整備・改修	妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等、様々な人がまちに出て暮らしを広げていけるよう、歩道の整備を行う。	歩道改良(1路線) 施工延長:100m
							豊富南北線(4工区:一部)詳細設計	
138	VI	1	(1)	ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進	②	公共交通機関のバリアフリー化	妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等、様々な人が公共交通機関を容易に利用できるよう、ノンステップバス等の導入や鉄道駅舎のバリアフリー化を促進する。	ノンステップバス購入経費の補助 6台(大型ハイブリッド4台、大型2台)
							公共交通機関のバリアフリーの現状を把握し、バス会社や鉄道会社へ引き続きノンステップバス等の導入や鉄道駅舎のバリアフリー化(ホーム柵の設置)を要望する。	
							○大塩駅の橋上駅舎事業に対する鉄道駅総合改善事業補助金の交付(H30~R2予定) ○歩道橋整備委託工事(R1~R3予定)	
139	VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	①	ホームページへの介護情報掲載	ホームページに地域の介護情報等を掲載し、介護に対する理解を深めるとともに、地域介護を支援する。	介護保険課のホームページに、市内の介護サービス事業者等に関する情報を掲載する。
140	VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	②	男女で支え合う育児・介護情報の提供	「育児・介護の社会化」を自分の問題として受け止め、地域社会全体での取組となるような情報を発信していく。	○ウエブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 ○図書情報コーナーで啓発 ○あいめっせステップ・アップ講座の開催 ○男性セミナーの開催 ○子育て応援講座の開催 ○生涯現役応援講座の開催
141	VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	③	障害者在宅福祉サービスの推進	ホームヘルパーの派遣や短期入所等の活用により、在宅生活を支援するとともに、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図る。	障害福祉サービスの給付 ・居宅介護 596,729千円 ・重度訪問介護346,501千円 ・同行援護 51,947千円 ・行動援護 30,924千円 ・短期入所 117,411千円 ・日中短期入所 7,881千円 ・訪問入浴サービス6,737千円 ・移動支援 93,116千円 計1,281,246千円
142	VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	④	福祉ボランティアの育成	社会福祉協議会の活動支援を通じて、高齢者支援を担うボランティアの育成を推進する。	社会福祉協議会を窓口として、さまざまなボランティア等の育成するため、養成講座を企画・開催する。また、福祉ボランティアに対し継続的な支援を行う。
143	VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	⑤	高齢者を地域で支えるサポーターの育成	認知症への普及啓発の促進のため、認知症サポーターと地域で高齢者支援を担うあんしんサポーターを育成し、高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進する。	認知症への理解を深め、認知症本人や家族の応援者となる認知症サポーターを養成する。(養成目標5,000人) また、地域や介護保険施設等において助け合い活動や社会参加活動を行うあんしんサポーターを養成する。(年3回開催予定)
144	VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	⑥	包括的支援事業の実施	地域包括支援センターにおいて、高齢者の介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の各事業を行う。また、地域包括支援センターにおける事業の啓発を行う。	23か所の地域包括支援センターにおいて、随時、高齢者または関係者から、保健・医療・福祉に関する相談に対応する。(必要に応じ地域支えあい会議の開催など関係機関と連携)

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針		
歩道改良(1路線) 施工延長:104m	B	妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等、様々な人がまちに出て暮らしを広げていけるよう、歩道の整備を行った。	2	○	○	令和2年度に事業完了したため、以降は新たな歩道改良事業の予定はないが、今後も、地域からの要望に対応していく。		イ	長寿命化対策課
豊富南北線(3工区)用地買収(※令和元年度繰越分)	D	バリアフリーに配慮した歩道の設計	1	△		豊富南北線(3・4工区)用地確定・用地買収・詳細設計		ウ	道路建設課
制度周知を行ったが、事業者からの補助申請がなかったため、実績なし	D	従前から誰にとっても住みやすいまちづくりを目指し、公共交通機関のバリアフリー化を進めている。	2	△	○	ノンステップバス購入経費の補助 6台(大型ハイブリッド)		ア	保健福祉政策課
バス会社へノンステップバス等を導入するよう要望を行った。鉄道事業者に対してJR姫路駅のホーム柵の設置について要望を行った。	B	妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等、様々な人が安全かつ容易に利用しやすいよう配慮した。	2	○		公共交通機関のバリアフリーの現状を把握し、バス会社や鉄道会社へ引き続きノンステップバス等の導入や鉄道駅舎のバリアフリー化(ホーム柵の設置)を要望する。		エ	交通計画室
○鉄道駅総合改善事業補助金の交付(84,906千円) ○歩道橋整備委託工事・令和2年度協定(308,550千円)	B	妊娠中の女性や子ども、障害者、高齢者等、様々な人が安全かつ容易に利用しやすいよう配慮した。	1	◎		○大塩駅の橋上駅舎事業に対する鉄道駅総合改善事業補助金の交付(H30～R3予定) ○歩道橋整備委託工事(R1～R3予定)		ウ	鉄道駅周辺整備室
介護保険課のホームページに、市内の介護サービス事業者に関する情報、要介護認定申請書等の各種申請様式及び介護保険に関する資格の案内を掲載した。	B	・介護人材確保に向けた取組として、介護保険課の事業だけでなく、関連する本市他課、兵庫県、ハローワークの研修や助成事業の案内を介護保険課のホームページに掲載した。 ・令和3年度の介護保険のパンフレットに、介護保険サービスだけでなく、仕事と介護の両立を支援する制度の情報を掲載した。	1	◎	◎	介護保険課のホームページに、市内の介護サービス事業者等に関する情報を掲載する。		ア	介護保険課
○ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 ○図書情報コーナーで啓発 ○あいまっせステップ・アップ講座の開催 (前期)6月(※) (後期)2月 全3回 延べ47人受講 ○男性セミナーの開催 1)9月(※)、2)12月(※) ○子育て応援講座の開催 1)7月(※) 2)「南極ってどんなところ?～越冬隊員から学ぶ南極授業～」8月 2回 親子のべ20組受講 3)「子どもの成長と夫婦のパートナーシップ～夫婦で子育てするコツを教えます～」 3月 1回 夫婦6組受講 ○生涯現役応援講座の開催 1)11月(※) 2)「自分らしい人生のしめくり講座」 11月 全2回 延べ47人受講 (※)新型コロナウイルス感染拡大のため中止	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容となっている。	1	◎	◎	○ウエーブレット等啓発誌、関係機関発行のパンフレット等により啓発 ○図書情報コーナーで啓発 ○あいまっせステップ・アップ講座の開催 ○男性セミナーの開催 ○子育て応援講座の開催 ○生涯現役応援講座の開催		ア	男女共同参画推進センター
ホームヘルプ、ガイドヘルパー等を提供する事業所へ、提供に要する費用の一部を支給した。 ・住宅介護 690,238千円 ・重度訪問介護 376,140千円 ・同行援護 35,060千円 ・行動援護 20,563千円 ・短期入所 79,737千円 ・日中短期入所 5,297千円 ・訪問入浴サービス 8,660千円 ・移動支援 68,155千円 計1,283,850千円	B	障害者の在宅生活を支援し、家庭介護者の負担の軽減を図った。	1	◎	◎	障害福祉サービスの給付 ・住宅介護 721,519千円 ・重度訪問介護378,648千円 ・同行援護 46,918千円 ・行動援護 29,008千円 ・短期入所 97,379千円 ・日中短期入所 7,146千円 ・訪問入浴サービス8,573千円 ・移動支援 109,465千円 計1,398,656千円		ア	障害福祉課
・社会福祉協議会の支援を通じて、災害ボランティアの養成講座を実施し、19名(内、女性5名)が参加された。 ・社会福祉協議会において、地域福祉事業に関する、社協支部ボランティア養成講座を実施。	B	男女の固定的な役割分担等にとられない内容となっている。	1	◎	◎	社会福祉協議会を窓口として、さまざまなボランティア等の育成するため、養成講座を企画・開催する。また、福祉ボランティアに対し継続的な支援を行う。		ア	保健福祉政策課
・認知症サポーター 2,342人 ・あんしんサポーター養成講座 【実施回数】3回 【受講者】29人	B	高齢者が安心して暮らし続けることのできる地域づくりの推進に関し、男女の区別なくサポーターの養成を行っている。	2	○	○	認知症への理解を深め、認知症本人や家族の応援者となる認知症サポーターを養成する。(養成目標2,400人)また、地域や介護保険施設等において助け合い活動や社会参加活動を行うあんしんサポーターを養成する。(年3回開催予定)		ア	地域包括支援課
処遇検討会議開催実績 「地域支えあい会議」 【回数】136回(2021年3月末現在) 【相談対応実績】32,649件(2021年3月末現在)	B	高齢者全体の地域生活を支援するために、男女の区別なく対応を行っている。	1	◎	◎	23か所の地域包括支援センターにおいて、随時、高齢者または関係者から、保健・医療・福祉に関する相談に対応する。(必要に応じ地域支えあい会議の開催など関係機関と連携)		ア	地域包括支援課

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況
			番号	基本施策名	番号	具体的施策名 具体的施策の概要	当初事業計画
145	VI	2	(1)	地域ぐるみの介護支援	⑦	介護予防事業の実施 介護予防普及啓発事業や自主グループの活動支援に取り組み、高齢者が地域で支え合いながら暮らしていける地域づくりを目指すとともに、男性の参加者増加に向け啓発を行う。	介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業・介護予防サポーター養成講座を実施し、男性参加者の増加につながるよう積極的に啓発を行う。
146	VI	2	(2)	介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備	①	自立支援ホームヘルプサービスの推進 在宅の高齢者に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするともに、要介護状態への進行を防止する。	自立支援ホームヘルプサービス事業（1,421千円） 【内容】家事援助（調理・衣服の洗濯・住居等の掃除・買い物等） 【利用回数】週1回1時間程度 【利用料金】1時間あたり200円
147	VI	2	(2)	介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備	②	生きがい対応型デイサービス事業の推進 家に閉じこもりがちな高齢者に対し、デイサービスを行うことにより、自立生活の助長を図るとともに、生きがいを促進する。	生きがい対応型デイサービス事業（29,696千円） 【内容】日常動作訓練・健康チェック・給食・送迎・趣味活動 【利用回数】週1回（午前10時から午後3時頃まで） 【利用料金】利用料200円（＋給食代等実費）
148	VI	2	(2)	介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備	③	老人福祉施設の整備推進 増加する介護保険施設サービスのニーズに対応するとともに、在宅福祉サービス提供の拠点として老人福祉施設の整備を推進する。	老人福祉施設建設等助成 特別養護老人ホーム等の整備 【令和2年度整備計画】 ・特別養護老人ホーム 1施設 ・既存特養のプライバシー保護改修 1施設（R1からの繰越）
149	VI	2	(2)	介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備	④	地域密着型サービスの基盤の計画的な整備 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス事業所を計画的に整備し、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるように支援する。	小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を圏域バランスに考慮しながら整備する。 【令和2年度整備計画】 ・小規模多機能型居宅介護事業所 1施設（R1からの繰越） ・認知症対応型共同生活介護事業所 1施設 ・既存施設の防災・減災改修
6	VI	2	(3)	男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	①	男性対象の啓発講座の開催（再掲） 男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進する講座を開催する。 （再掲）	前出No.6と同じ
7	VI	2	(3)	男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	②	男性対象の実践的講座の開催（再掲） 日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。 （再掲）	前出No.7と同じ 前出No.7と同じ
8	VI	2	(3)	男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上	③	男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成（再掲） 男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。 （再掲）	前出No.4と同じ 前出No.4と同じ
150	VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	①	ホームページへの子育て情報の掲載 子育てをする人が望む情報を一括して提供できるホームページ等により、常に広く新しい子育て情報を提供する。	子育てについての新しい情報を随時更新（姫路市の取組の紹介および、より詳しい情報が入手できるホームページへリンク） ○子育て総合情報サイト「わくわくチャイルド」を運営 ○子育て総合情報誌「わくわくチャイルド」年5回発行 ○LINE@「わくわくチャイルド」で情報配信
140	VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	②	男女で支え合う育児・介護情報の提供（再掲） 「育児・介護の社会化」を自分の問題として受け止め、地域社会全体での取組となるような情報を発信していく。 （再掲）	前出No.140と同じ

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針		
①【介護予防普及啓発事業】 (いきいき百歳体操立ち上げ支援含む) 【実施回数】349回 【参加人数】延べ2,772人 (2021年3月末時点) ②【地域介護予防活動支援事業】 いきいき百歳体操登録数:473グループ 参加延人数:154,123人 (いきいき百歳体操継続支援) 【実施回数】2,494回 【参加人数】延べ28,706人 (2021年3月末時点) ③【あんしんサポーター養成講座】 【実施回数】3回 【受講人数】29人	B	高齢者が、地域で支えあひながら暮らしていく地域づくりを支えるサポーターを男女の区別なく養成し、介護予防に取り組む人の増加のため、男女の性別なく啓発している。	2	○	○	介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業を実施し、男性参加者の増加につながるよう積極的に啓発を行う。男性参加者の増加につながるよう介護予防事業として、自主グループ活動の支援、あんしんサポーターの養成を実施する。	ア	地域包括支援課	
自立支援ホームヘルプサービス事業(855千円) 【利用人数】延べ117人 【利用回数】437回	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容となっている。	1	◎	◎	自立支援ホームヘルプサービス事業(1,032千円) 【内容】家事援助(調理・衣服の洗濯・住居等の掃除・買物等) 【利用回数】週1回1時間程度 【利用料金】1時間あたり200円	ア	高齢者支援課	
生きがい対応型デイサービス事業(17,077千円) 【利用人数】延べ2,575人 【利用回数】198回 ※緊急事態宣言中は、利用を制限	F	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとられない内容となっている。	1	—	—	生きがい対応型デイサービス事業(29,696千円) 【内容】日常動作訓練・健康チェック・給食・送迎・趣味活動 【利用回数】週1回(午前10時から午後3時頃まで) 【利用料金】利用料200円(+給食代実費)	ア	高齢者支援課	
老人福祉施設建設等助成(10,649千円) 特別養護老人ホーム等の整備 [令和2年度整備実績] ・既存特養のプライバシー保護改修 1施設(R1からの繰越※) ※法人が入札を実施したが、不調に終わり、業者決定が遅れたため繰り越した。	C	真に利用が必要なすべての高齢者がプライバシーに配慮されて快適な施設を利用できるように、計画的に施設整備を進めている。	1	○	○	老人福祉施設建設等助成 特別養護老人ホーム等の整備 [令和3年度整備計画] ・特別養護老人ホーム 1施設 ・既存特養の増床 ・既存ショートから特養への転換 ・既存特養のプライバシー保護改修 1施設	ア	高齢者支援課	
小規模多機能型居宅介護事業所1施設を圏域バランスに考慮しながら整備した。 [令和2年度整備実績] ・小規模多機能型居宅介護事業所 1施設(R1からの繰越) ・新型コロナ対策等改修	B	真に利用が必要なすべての高齢者がプライバシーに配慮されて快適な施設を利用できるように、計画的に施設整備を進めている。	1	◎	◎	看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所を圏域バランスに考慮しながら整備する。 [令和3年度整備計画] ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所 2施設(うち1施設はR2からの繰越) ・新型コロナ対策等改修 ・その他改修	ア	高齢者支援課	
前出No.6と同じ	F	前出No.6と同じ	1	—	—	前出No.6と同じ	ア	男女共同参画推進センター	
前出No.7と同じ	F	前出No.7と同じ	1	—	—	前出No.7と同じ	ア	男女共同参画推進センター	
前出No.7と同じ	F	前出No.7と同じ	1	—	—	前出No.7と同じ	ア	保健所健康課	
前出No.4と同じ	B	前出No.4と同じ	1	◎	◎	前出No.4と同じ	ア	男女共同参画推進課	
前出No.4と同じ	B	前出No.4と同じ	1	◎	◎	前出No.4と同じ	ア	男女共同参画推進センター	
子育てについての新しい情報を随時更新 (姫路市の取組の紹介および、より詳しい情報が入手できるホームページへリンク)	B	母子保健に対する情報が得られやすいよう配慮を行った。	1	◎	◎	子育てについての新しい情報を随時更新 (姫路市の取組の紹介および、より詳しい情報が入手できるホームページへリンク)	ア	保健所健康課	
○姫路市子育て応援サイトの運営 ○わくわくチャイルド情報誌 年5回発行 ○子育て関係の情報をLINE@で配信 35件	B	男女の固定的な役割分担等にとられない内容となっている。	1	◎	◎	○姫路市子育て応援サイトの運営 ○LINE@「わくわくチャイルド」で情報配信	ア	こども支援課	
前出No.140と同じ	B	前出No.140と同じ	1	◎	◎	前出No.140と同じ	ア	男女共同参画推進センター	

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況	
			番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画
151	VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	③	地域子育て支援拠点事業の充実	地域子育て支援拠点事業を実施する児童館・児童センター、すこやかセンター、保育所等において、地域の子育て家庭に対する子育ての相談、講習、情報提供、助言等を行うほか、子育て中の親子の相互交流の促進を図る。	「ぽっそkids」において、主に乳幼児期の子どもの発達に関する相談支援を中心に、発達や育児に不安を抱える家族への相談や遊び等を通じ、具体的ななかかわり等の助言を実施する。また、個々のニーズに応じた除法提供や関係機関との連携を図りながら、安心して子育てができるよう支援を行う。
							保健師等のお話、おもちゃ広場等の活動の実施 【年間予定回数】 活動内容により週1回～年1回 【年間参加予定人数】 延べ100,000人	
							わくわく広場いえしま・わくわく広場ゆめさき・わくわく広場こうでら・わくわく広場やすとみ・すこやか広場の運営	
							子育て家庭を支援するため、以下の内容で地域子育て支援拠点事業を実施予定 【内容】 子育て相談事業、子育てサークル育成事業、在宅乳児集団生活体験事業、ふれあい保育事業、子育て応援フェスティバル事業、リフレッシュ・ママ事業ほか 【参加者】 在宅乳幼児とその保護者 【回数】 事業ごとに月1回から数回程度ただし、子育て相談は随時実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業中止中。再開時期未定	
152	VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	④	地域における育児相談事業の推進	保育所、保健所、家庭及び関係機関の連携のもとに、様々な悩みを解消し、地域において男女共同参画の視点に立った子育てを支援する相談体制づくりを進める。	○7か月児の健康相談 ○妊産婦乳幼児保健指導 乳児家庭全戸訪問事業
							子育て情報相談室において「利用者支援事業」を実施し、子育てに関する相談に応じる。	
							市立保育所・こども園を活用して身近な地域で子育てに関する相談支援を受けられるよう以下の事業を実施予定 【内容】 育児不安等についての相談指導 (電話相談、面接相談等により子育て不安について相談に応じ、援助・助言を行う。) 【相談者】 子育て中の保護者ほか 【回数】 随時実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業中止中。再開時期未定	
							○電話相談、来所相談による子育て支援 ○学校園所訪問 ○HPIによる情報発信 ○土曜開館日の活用	
153	VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	⑤	地域組織活動クラブの支援	子どもたちの健全育成のため、福祉施設を拠点として地域ぐるみでボランティア活動を行う、地域組織活動クラブの活動を支援する。	地域組織活動クラブへの活動費助成(8組織) 【年間活動予定回数】 500回
154	VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	⑥	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実	待機児童の解消に向け、計画的に施設整備を進めるとともに、民間事業者を活用する。また、開所時刻の変更について検討する。	○専用施設を、別所小学校において整備 ○体育館を船場小学校において活用 ○早朝開所の本格実施

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針		
主に乳幼児期の子どもの発達に関する相談支援を中心に、発達や育児に不安を抱える家族への相談や遊び等を通じ、具体的なかかり等の助言を行った。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、4、5月臨時休所し、6月以降は感染対策を講じながら開所した。 【開所日数】202日、【来所件数】972件、【電話相談】348件	B	発達が気になる子どもを持つ親に対して相談対応する施設であるが、開設当初より男女(父母等)問わず受け入れている。	1	◎	◎	「ばっそkids」において、主に乳幼児期の子どもの発達に関する相談支援を中心に、発達や育児に不安を抱える家族への相談や遊び等を通じ、具体的なかかり等の助言を実施する。また、個々のニーズに応じた情報提供や関係機関との連携を図りながら、安心して子育てができるよう支援を行う。	ア	総合福祉通園センター	
保健師等のお話、おもちゃ広場等の活動の実施 【年間回数】 活動内容によって週1回～年1回 【年間参加人数】 延べ60,207人	F	子育ての不安や負担を抱え込まないよう、気軽に集える場を提供した。	3	—	—	保健師等のお話、おもちゃ広場等の活動の実施 【年間予定回数】 活動内容により週1回～年1回 【年間参加予定人数】 延べ100,000人	ア	こども支援課	
わくわく広場の利用者11,522人 すこやかひろばの利用者数 6,627人 [令和元年度実績] わくわく広場の利用者 23,925人 すこやかひろばの利用者 12,547人	F	子育て家庭の親とその子どもの相互交流の場を提供した。	3	—	—	わくわく広場いえしま・わくわく広場ゆめさき・わくわく広場こうでら・わくわく広場やすとみ・すこやかひろば、(仮称)姫路駅前子育て支援ひろばの運営	ア	こども支援課	
子育て家庭を支援するため、以下の内容で地域子育て支援拠点事業を実施した。 【内容】 子育て相談事業、子育てサークル育成事業、在宅乳児集団生活体験事業ほか 【参加者】 在宅乳幼児とその保護者 【回数】 事業ごとに月1回から数回程度。子育て相談は随時実施した。ただし、新型コロナウイルス感染症流行により事業を縮小・中止した。 【1日平均利用親子組数】 7組	F	特に、地域の子育て家庭の親子が利用しやすいように配慮した。	1	—	—	子育て家庭を支援するため、以下の内容で地域子育て支援拠点事業を実施予定 【内容】 子育て相談事業、子育てサークル育成事業、在宅乳児集団生活体験事業、ふれあい保育事業、子育て応援フェスティバル事業ほか 【参加者】 在宅乳幼児とその保護者 【回数】 事業ごとに月1回から数回程度。ただし、子育て相談は随時実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業縮小中	ア	こども保育課	
○7か月児の健康相談 73回/年 ○妊産婦乳幼児保健指導 乳児家庭全戸訪問事業 訪問件数 3,786件 訪問率 93.0%	B	男女の固定的な役割分担等にとらわれない内容、両親で子育てに取り組めるよう意識付けを行った。	1	◎	◎	○7か月児の健康相談 ○妊産婦乳幼児保健指導 乳児家庭全戸訪問事業	ウ	保健所健康課	
【育児相談件数】 654件	B	男女平等親に立った子育てを支援する相談を図った。	1	◎	◎	子育て情報相談室において「利用者支援事業」を実施し、子育てに関する相談に応じる。	ア	こども支援課	
市立保育所・こども園を活用して身近な地域で子育てに関する相談支援を受けられるよう以下の事業を実施した。 【内容】 育児不安等についての相談指導 (電話相談、面接相談等により子育て不安について相談に応じ、援助・助言を行う。) 【相談者】 子育て中の保護者ほか 【回数】 随時実施した。ただし、新型コロナウイルス感染症流行による各事業の縮小・中止の影響を受け、相談件数は減少した。 【相談件数】 841件	F	特に、地域の子育て家庭の親子が利用しやすいように配慮した。	1	—	—	市立保育所・こども園を活用して身近な地域で子育てに関する相談支援を受けられるよう以下の事業を実施予定 【内容】 育児不安等についての相談指導 (電話相談、面接相談等により子育て不安について相談に応じ、援助・助言を行う。) 【相談者】 子育て中の保護者ほか 【回数】 随時実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業縮小中	ア	こども保育課	
○電話相談、来所相談による子育て支援 【電話相談件数】 2,771件(内フリーダイヤル189件) 【来所相談件数】 1,064件 【相談件数】 延べ6,143件	B	男女に関係なく、相談に応じる体制を実施している。	1	◎	◎	○電話相談、来所相談による子育て支援 ○学校園所訪問 ○HPIによる情報発信 ○土曜開館日の活用	ウ	育成支援課	
地域組織活動クラブへの活動費助成(8組織) 【年間活動回数】 300回	F	地域の保護者等が事業の企画や運営に参加しやすいように配慮した。	2	—	—	地域組織活動クラブへの活動費助成(8組織) 【年間活動予定回数】 462回	ア	こども支援課	
○専用施設を、別所小学校において整備 ○体育館を船場小学校において活用 ○早朝開所の本格実施	B	専用施設においては、トイレなどに男女を区別する標識の設置を行わないとともに、小便器を設置しなかった。	2	○	○	香呂小学校、八幡小学校において小学校施設を活用	エ	こども総務課	

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況	
			番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画
155	VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	⑦	すこやかセンター(子育て支援施設)の事業の推進	子育て情報相談センター、ファミリーサポートセンター等の事業を推進し、地域での子育て支援の充実を図る。	子育て情報相談室において、子育て情報相談センター、子育て学習センター、ファミリーサポートセンター事業を実施する。
156	VI	3	(1)	地域ぐるみの子育て支援	⑧	児童センターを活用した子育て支援事業の充実	子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、講師派遣を通じた地域の子育て支援団体の育成を行う。	○育児、発育等に関する相談の実施 ○社会福祉協議会等地域団体へ児童厚生員の派遣
157	VI	3	(2)	多様な保育サービスの提供	①	待機児童の解消と多様な保育サービスの充実	待機児童の解消に向けた提供体制の確保を進めるとともに、多様な保育サービス(延長保育、障害児保育、一時保育、休日保育)をさらに充実させる。	第2期事業計画に基づき、提供体制の確保を図るとともに、受け皿の拡大にともなって必要となる保育人材の確保も進める。 多様な保育ニーズに対応するため、延長保育等の事業を実施予定 実施内容、実施ヶ所数(予定)、事業費(予算)は以下のとおり。 ・延長保育 通常の保育時間を超えて保育を実施 なお、市立は時間外保育を含む。 市立 29ヶ所 280,262千円 私立 76ヶ所 125,022千円 ・乳児保育 1歳に満たない乳児を保育 市立 26ヶ所 運営費の一部 私立 65ヶ所 教育・保育給付費の一部 ・障害児保育 障害を有する児童を保育 市立 29ヶ所 運営費の一部 私立 83ヶ所 246,545千円 ・一時預かり保育 一時的な保育、預かり保育を実施 市立 計10ヶ所 1,638千円及び運営費の一部 私立 計62ヶ所 116,935千円 ・休日保育 休日における保育を実施 私立 2ヶ所 教育・保育給付費の一部
158	VI	3	(2)	多様な保育サービスの提供	②	病児・病後児保育事業の推進	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な期間、一時的にその児童の保育を行うことにより、保護者が安心して子育てができる環境を整備し、児童の健全な育成と福祉の向上を図る。	病児・病後児保育施設2ヶ所、病後児保育施設2ヶ所を確保し、保護者が安心して子育てできる体制を整える

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針		
<p>○子育て情報相談センター事業の実施 1) 面接、電話等による子育て相談の実施 654件 2) 子育て講演会等の開催 20回 3) 子育て家庭支援講座の実施 0回 4) 子育てに関する情報の収集・発信 ・子育て支援総合情報誌「わくわくチャイルド」の発行5回 ・すこやかひろばの開放 6,627人 ○子育て学習センター事業の実施 前・後期 各6コース×1期 ○ファミリーサポートセンター事業の実施 育児を受けたい人と、行いたい人を会員登録し、会員相互間で育児の援助を行う組織の運営 ①年度末会員登録者数 2,545人 ②援助活動件数 3,438件 ③会員講習会・交流会の開催 5回</p> <p>[令和元年度実績] ○子育て情報相談センター事業の実施 1) 411件 2) 19回 3) 7回 4) 「わくわくチャイルド」の発行 6回 ・すこやかひろばの開放 12,547人 ○子育て学習センター事業の実施 前・後期 各4コース×2期 ○ファミリーサポートセンター事業の実施 ① 2,529人 ② 4,161件 ③ 10回</p>	F	男女の固定的な役割分担等にとらわれず、地域ぐるみの子育て支援ができるよう意識しながら事業を実施した。	1	—	—	子育て情報相談室において、子育て情報相談センター、子育て学習センター、ファミリーサポートセンター事業を実施する。	ア	こども支援課	
<p>①保健師等と連携し子育てに悩む保護者からの相談対応【利用者数】延べ316人 ②各地域の子育て支援団体へ児童厚生員を派遣し、子育てに関するプログラム作成指導や家庭における幼児とのあそび術講座を開催(講師派遣プログラム) 【年間活動回数】14回 【年間参加人数】122人 [令和元年度実績] ①利用者数:延べ502人 ②年間活動回数:30回、年間活動人数:394人</p>	F	・老若男女問わず、子育てで孫育てに悩む保護者に寄り添える体制等相談しやすい環境づくりに努めた。 ・こどもに関わる何人でも「子どもの遊び」についての知識を学べるきっかけづくりに努めた。	2	—	—	○育児、発育等に関する相談の実施 ○社会福祉協議会等地域団体へ児童厚生員の派遣	ア	こども支援課	
<p>同計画に基づき、新施設の公募や既存施設の定員増、届出保育施設から認可施設への移行を進めることにより、提供体制の確保を図った。 ・既存施設の定員増・定員変更(保育定員100人) ・施設の創設(1か所、定員90人) ・分園の設置(2か所、定員計50人) ・令和3年以降開園予定の保育所・認定こども園や保育所等の分園の設置運営事業者の公募、選定を行った。</p>	B	女性の就労意欲の高まり等に伴う教育・保育ニーズに対応するため、提供体制の確保を図る。 (提供体制の確保方策) ・既存施設の利用定員の変更・拡大 ・分園整備 ・施設の創設	1	◎	◎	第2期事業計画に基づき、引き続き提供体制の確保を図るとともに、受け皿の拡大にもなって必要となる保育人材の確保も進める。	ウ	幼保連携政策課	
<p>多様な保育ニーズに対応するため、延長保育等の事業を実施した。 実施内容、実施ヶ所数、事業費(決算)は以下のとおり。 ・延長保育 通常の保育時間を超えて保育を実施 なお、市立は時間外保育を含む。 市立29ヶ所 222,323千円 私立75ヶ所 79,535千円 ・乳児保育 1歳に満たない乳児を保育 市立26ヶ所 運営費の一部 私立63ヶ所 教育・保育給付費の一部 ・障害児保育 障害を有する児童を保育 市立29ヶ所 運営費の一部 私立65ヶ所 258,323千円 ・一時預かり保育 一時的な保育、預かり保育を実施 市立 計10ヶ所 370千円及び運営費の一部 私立 計61ヶ所108,429千円 ・休日保育 休日における保育を実施 私立 2ヶ所 教育・保育給付費の一部</p>	B	多様な保育サービスを提供することにより、子育て中の人々が利用しやすいよう配慮した。	1	◎	◎	多様な保育ニーズに対応するため、延長保育等の事業を実施予定 実施内容、実施ヶ所数(予定)、事業費(予算)は以下のとおり。 ・延長保育 通常の保育時間を超えて保育を実施 なお、市立は時間外保育を含む。 市立 29ヶ所 297,607千円 私立 75ヶ所 120,570千円 ・乳児保育 1歳に満たない乳児を保育 市立 26ヶ所 運営費の一部 私立 65ヶ所 教育・保育給付費の一部 ・障害児保育 障害を有する児童を保育 市立 29ヶ所 運営費の一部 私立 83ヶ所 246,545千円 ・一時預かり保育 一時的な保育、預かり保育を実施 市立 計10ヶ所 1,586千円及び運営費の一部 私立 計62ヶ所116,936千円 ・休日保育 休日における保育を実施 私立 2ヶ所 教育・保育給付費の一部	ア	こども保育課	
<p>・病児・病後児保育施設2ヶ所 ・病後児保育施設2ヶ所 【利用人数】延べ378人 ※コロナ感染拡大のため、例年より縮小して実施 [令和元年度実績] 病児・病後児保育施設 2ヶ所 病後児保育施設 2ヶ所 【利用人数】延べ1,164人</p>	F	就労している保護者が安心して子育てができる環境を整備した。	1	—	—	病児・病後児保育施設2ヶ所、病後児保育施設2ヶ所を確保し、保護者が安心して子育てできる体制を整える	ア	こども支援課	

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況	
			基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画	
159	VI	3	(2)	多様な保育サービスの提供	③	障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス等)の推進	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等のサービスを提供する。	障害児通所支援給付(児童発達支援、放課後等デイサービス等) 1,205,465千円
160	VI	3	(2)	多様な保育サービスの提供	④	保育士の確保と研修の実施	安心して子どもを預けることができるように、保育士の確保を進めるとともに、保育士に対する研修を実施する。	市内保育所・認定こども園・届出保育施設等に勤務する職員に対する研修を実施 ・新任保育士研修 ・中堅保育士研修 ・食物アレルギーについての研修 ・食育研修 ・食中毒予防研修 ・感染症予防研修 ・保育の質の向上に関する勉強会(他業種の施設職員と合同) ・非常災害時対応研修 ・労務管理研修 ・メンタルヘルス研修
								○保育士・保育所支援センターにおける就職斡旋 ○保育士再就職支援研修の実施 ○保育士キャリアアップ研修の実施
								質の高い教育・保育及び保育サービスを提供し利用児童の処遇向上などを図るため、保育所・こども園職員の研修、研究の実施や取組を支援する。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため研修計画未定
161	VI	3	(2)	多様な保育サービスの提供	⑤	産前・産後サポート事業の実施	家事や育児が困難な妊産婦の負担を軽減するため、ファミリーサポート会員の派遣事業を推進する。	○サポートを行う提供会員を養成するための講習会を年2回開催する。 ○産前産後サポート事業の周知を図るため「子育てガイドブック」「こんにちは赤ちゃん」冊子に記事を掲載する。
6	VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	①	男性対象の啓発講座の開催(再掲)	男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮し、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進し、意識改革を図るための講座を開催する。(再掲)	前出No.6と同じ
7	VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	②	男性対象の実践的講座の開催(再掲)	日常生活に役立つ家事や育児・介護等についての実技を交えた実践的な講座を開催する。(再掲)	前出No.7と同じ
								前出No.7と同じ
8	VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	③	男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成(再掲)	男性に分かりやすい家事や育児・介護等の基本的な内容のパンフレット等を作成する。(再掲)	前出No.4と同じ
								前出No.4と同じ
162	VI	3	(3)	男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進	④	児童センター事業の充実	児童館・児童センターにおいて、乳幼児と男性(父や祖父)を対象とした子育て支援や情報交換の場を提供する。	男性も参加しやすいよう曜日時間設定等に配慮したイベント(イクメンクラブ、土曜スキップランド等)の開催 【活動予定回数】 150回 【参加予定人数】 延べ4,000人
163	VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	①	ひとり親家庭等への経済的支援の推進	児童を養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、ひとり親家庭等でその児童を養育する人に経済的支援を行う。	児童扶養手当の給付
164	VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	②	母子生活支援施設への入所支援	母子生活支援施設における保護や、入所者の自立に向けた支援を行う。	母子生活支援施設への委託事業実施

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針		
障害児通所支援を提供する事業所へ、提供に要する費用の一部を支給した。 1,362,401千円	B	障害児の知識技能の付与、集団生活への適応訓練等が行えるよう支援し、保護者の負担の軽減を図った。	1	◎	◎	障害児通所支援給付(児童発達支援、放課後等デイサービス等) 1,308,443千円	ア	障害福祉課	
市内保育所・認定こども園・届出保育施設等に勤務する職員に対する研修を実施 ・新任保育士研修(88人) ・中堅保育士研修(43人) ・食物アレルギーについての研修(100人) ・食育研修(102人) ・人権擁護研修(62人) ・特別支援保育研修(70人) (他業種の施設職員と合同) ・人材確保・育成研修(児童施設28人)	F	安心して子どもを預けることができるように、コロナ禍でも、感染対策を十分に行ったうえで研修を実施した。	2	—	◎	市内保育所・認定こども園・届出保育施設等に勤務する職員に対する研修を実施 ・新任保育士研修 ・中堅保育士研修 ・食物アレルギーについての研修 ・食育研修 ・保育の質の向上に関する勉強会 ・特別支援保育研修 ・(他業種の施設職員と合同) ・苦情対応研修 ・労務管理研修	ア	監査指導課	
○保育士・保育所支援センターにおける就職斡旋求人登録123件、求職登録44名、相談件数142件、紹介件数35件、就職件数32件 ○保育士再就職研修実施:11/9~11(9名) ○保育士キャリアアップ研修実施:10/5~3/13(559名)	B	子育て中の潜在保育士の参加が予想される再就職支援研修では、一時保育を実施し、参加しやすいように配慮した。	1	—	◎	○保育士・保育所支援センターにおける就職斡旋 ○保育士再就職支援研修の実施 ○保育士キャリアアップ研修の実施	ア	幼保連携政策課	
利用児童の処遇向上などを図るため、保育所・こども園職員の研修の実施及び研修・研究の取組を支援した。 【回数】 11回 【参加人数】 延べ334名	F	最適な研修内容となるよう配慮した。	1	—	—	質の高い教育・保育及び保育サービスを提供し利用児童の処遇向上などを図るため、保育所・こども園職員の研修、研究の実施や取組を支援する。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため研修計画未定	ア	こども保育課	
○サポートを行う提供会員を養成するための講習会を年1回開催 【参加者】 延べ7人 ○産前産後サポート事業の周知を図るため「子育てガイドブック」「こんにちは赤ちゃん」冊子に記事を掲載する。	F	女性の家事や育児の負担が軽減できるよう配慮した。	1	—	—	○サポートを行う提供会員を養成するための講習会を年2回開催する。 ○産前産後サポート事業の周知を図るため「子育てガイドブック」「こんにちは赤ちゃん」冊子に記事を掲載する。	ア	こども支援課	
前出No.6と同じ	B	前出No.6と同じ	1	◎	◎	前出No.6と同じ	ア	男女共同参画推進センター	
前出No.7と同じ	B	前出No.7と同じ	1	◎	◎	前出No.7と同じ	ア	男女共同参画推進センター	
前出No.7と同じ	F	前出No.7と同じ	1	—	—	前出No.7と同じ	ア	保健所健康課	
前出No.4と同じ	B	前出No.4と同じ	1	◎	◎	前出No.4と同じ	ア	男女共同参画推進課	
前出No.4と同じ	B	前出No.4と同じ	1	◎	◎	前出No.4と同じ	ア	男女共同参画推進センター	
男性も参加しやすいよう曜日時間設定等に配慮したイベント(イクメンクラブ等)の開催 【活動回数】 9回 【参加人数】 延べ324人	F	男性にも参加しやすいよう曜日時間設定等に配慮した	3	—	—	男性も参加しやすいよう曜日時間設定等に配慮したイベント(イクメンクラブ等)の開催 【活動予定回数】 12回 【参加予定人数】 480人	ア	こども支援課	
【受給者数】 4,942人(父子家庭含む) ※上記のうち全部支給停止者数578人(令和3年3月末現在)	B	平成22年8月から児童扶養手当の対象が父子家庭にも拡大され、母子・父子に関わらずひとり親への経済的支援として実施	1	◎	◎	児童扶養手当の給付	ア	こども支援課	
母子生活支援施設への委託 【入所人数】 12世帯32人(令和2年4月1日現在) 一時保護所への移送は公用車を利用し、他人の目に触れないよう配慮した。	B	関連機関との連携により、入所をスムーズにした。	1	◎	◎	母子生活支援施設への委託事業実施	ア	こども支援課	

No.	基本 目標 番号	基本 課題 番号	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況		
			番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要	当初事業計画	
165	VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	③	ひとり親家庭等相談支援体制の充実	母子家庭、父子家庭や寡婦に対し、身上相談に応じて、その自立に必要な指導を行うとともに、養育費や面会交流等についての相談支援体制の充実を図る。	○母子・父子自立支援員を配置し相談業務実施 ○弁護士による養育費等に関する専門相談を月1回実施 ○ひとり親家庭応援ハンドブック、案内チラシ等による各種支援の周知	
166	VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	④	日常生活支援事業の充実	日常生活を営むのに支障がある母子家庭、父子家庭や寡婦に対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助や子育て支援を行う。	ひとり親家庭等日常生活支援事業実施	
167	VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	⑤	母子・父子福祉団体の育成・指導	母子・父子福祉団体を育成するための指導・助成を行う。	ひとり親家庭等福祉推進事業及びひとり親家庭技能習得事業の団体への委託	
168	VI	4	(1)	ひとり親家庭への支援	⑥	ひとり親家庭に対する就業の援助	児童扶養手当の受給者のうち、就労していない母親や父親に、自立・就業支援のための自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携のもと、就職に結び付けて自立を促進する。	○就労相談員(兼就業支援専門員)による就労相談	
169	VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	①	どのような状況の中でも自分らしく暮らせるための講座等の開催	どのような状況であっても、自分らしく安心して生活が送れるよう、知識・意識の普及啓発を図る講座等を開催する。	○あいめっせステップ・アップ講座の開催 ○男性セミナーの開催 ○生涯現役応援講座の開催	
170	VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	②	一人暮らし高齢者等の福祉の充実	支援が必要な一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯に対し、在宅生活を支援する各種サービスや生活支援ハウス等、高齢者向け施設・住宅サービスを提供する。	①【老人日常生活用具給付等事業】 心身機能の低下により防火等の配慮が必要な65歳以上の高齢者に、日常生活用具を給付する。 ②【ひとり暮らし老人給食サービス事業】 65歳以上のひとり暮らしまたはこれに準ずる世帯の方に、月1回～6回(地域により異なる)ボランティアにより昼食を会食または配食方式で提供する。 ③【ひとり暮らし老人入浴サービス事業】 65歳以上のひとり暮らしの方に、市内の公衆浴場で使用できる無料入浴券を4枚交付する。 ④【緊急通報システム(ふれあい安心コール)事業】 65歳以上のひとり暮らし等の方に、緊急時に受信センターへ通報できる緊急通報機器を貸与する。 ⑤【生活支援ハウス運営助成事業】 高齢者に対し、居宅支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図る。 【①～⑤合計予算額】70,732千円	前出No.72と同じ

令和2年度実施状況					令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	
○母子・父子自立支援員を設置(会計年度任用職員4人/相談日:月曜日～金曜日) 母子・父子自立支援員による相談(施設入所時・入所中 6件) ○ひとり親家庭応援ハンドブックの更新作成と配布及び児童扶養手当受給者宛現況届届内時にひとり親家庭サポート事業案内チラシを同封し周知に努めた。 ○弁護士による養育費等に関する専門相談を月1回実施55件	B	・ひとり親家庭の母、父または寡婦が抱える様々な問題解決のために、関係機関と連携を図った。 ・ひとり親支援施策に関する情報を1冊にまとめたハンドブックを相談時や離婚届提出時の配布により、ひとり親家庭等の不安解消に繋げ、また、チラシ同封により児童扶養手当現況届時の来課の際に母子・父子自立支援員への相談につながった。 ・弁護士相談時に希望者には母子・父子自立支援員が同席し、また、了承を得て弁護士意見をメモし、担当内で共有し支援員の資質向上による市民サービス向上を図った。	1	◎	◎	○母子・父子自立支援員を配置し相談業務実施 ○弁護士による養育費等に関する専門相談を月1回実施 ○ひとり親家庭応援ハンドブック、案内チラシ等による各種支援の周知	ア	こども支援課
ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施【実施内容】(姫路市婦人共助会に委託)掃除・食事の世話、買い物、乳幼児の世話、医療機関との連絡等 【令和2年度登録者】4名 【派遣実績】2名 4件	B	ひとり親家庭の母、父または寡婦の自立促進に支障が出る場合に、家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助や子育て支援を行った。	1	◎	◎	ひとり親家庭等日常生活支援事業実施	ア	こども支援課
・ひとり親等家庭同士の交流を促進し、自立を助長する事業(若年母子の集い、野外活動事業等)を実施(姫路市婦人共助会に委託) ・母子・寡婦福祉大会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・就業支援講習会を開催(簿記3級講座、介護職員初任者研修、基礎からのワード・エクセル講座、お仕事探し応援セミナー) 簿記3級講座 1回 8人 介護職員初任者研修 1回 4人 基礎からのワード・エクセル講座 1回 11人 お仕事探し応援セミナー 1回 7人	B	会員同士の交流を深めるとともに、ひとり親家庭の自立が助長されるような事業を実施した。	1	◎	◎	ひとり親家庭等福祉推進事業及びひとり親家庭技能習得事業の団体への委託	ア	こども支援課
○就労相談員2名による相談体制の充実 ○母子・父子自立支援プログラム策定数 123件 ○ひとり親家庭自立支援給付事業の実施 自立支援教育訓練給付 11件 高等職業訓練促進給付29件 高卒卒業程度認定試験合格支援給付 1件(相談1件)	B	ひとり親家庭の自立を支援する事業を実施した。	1	◎	◎	○就労相談員(兼就業支援専門員)による就労相談 ○母子・父子自立支援プログラム策定	ア	こども支援課
○あいまっせステップ・アップ講座の開催(前期)6月(※) (後期)2月 全3回 延べ47人受講 ○男性セミナーの開催 1)9月(※)、2)12月(※) ○生涯現役応援講座の開催 1)11月(※) 2)「自分らしい人生のしめくり講座」 11月 全2回 延べ47人受講 (※)新型コロナウイルス感染症拡大のため中止	F	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	-	-	○あいまっせステップ・アップ講座の開催 ○男性セミナーの開催 ○生涯現役応援講座の開催	ア	男女共同参画推進センター
前出No.72と同じ	G	前出No.72と同じ	4	-	-	前出No.72と同じ	ア	生涯現役推進室
①【老人日常生活用具等給付事業】535千円 ②【ひとり暮らし老人給食サービス事業】21,346千円 ③【ひとり暮らし老人入浴サービス事業】1,592千円 ④【緊急通報システム(ふれあい安心コール)事業】10,822千円 ⑤【生活支援ハウス運営助成事業】14,694千円 【①～⑤合計実績額】48,989千円	B	男女共同参画の推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容となっている。	1	◎	◎	①【ひとり暮らし老人給食サービス事業】 65歳以上のひとり暮らしまたはこれに準ずる世帯の方に、月1回～6回(地域により異なる)ボランティアにより昼食を会食または配食方式で提供する。 ②【ひとり暮らし老人入浴サービス事業】 65歳以上のひとり暮らしの方に、市内の公衆浴場で使用できる無料入浴券を4枚交付する。 ③【緊急通報システム(ふれあい安心コール)事業】 65歳以上のひとり暮らし等の方に、緊急時に受信センターへ通報できる緊急通報機器を貸与する。 ④【生活支援ハウス運営助成事業】 高齢者に対し、居宅支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援し、高齢者の福祉の増進を図る。 【①～④合計予算額】66,749千円	ア	高齢者支援課

No.	基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況
	番号	番号	番号	基本施策名	番号	具体的施策名 具体的施策の概要	当初事業計画
171	VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	③	相談支援窓口(福祉相談コーナー)の充実 福祉や保健についての相談内容が複雑な場合や相談先が分からない場合等に、その内容を整理し、必要な制度の紹介や情報提供、各種福祉サービスの調整を行う。	「制度の狭間」やどこに相談したらいいかわからないさまざまな立場の相談者を支援していくために、関係機関と連携し包括的相談支援体制を整備していく。
172	VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	④	障害者相談支援体制の充実 障害者が抱える問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うため、ケアマネジメント体制の確立や関係機関との連携強化等を図ることで障害者の相談支援体制を充実させる。	障害者相談拠点事業業務を委託
173	VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	⑤	障害者への就労支援 職業自立センターひめじを中心とした関係機関による就労支援ネットワークを活用し、職業相談、就労の場の確保と安定した職業生活に向けての支援を、日常生活を含めて積極的に推進する。	障害者就業促進・安定化事業業務を職業自立センターひめじに委託
174	VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	⑥	様々な家庭のあり方についての啓発 様々な家庭のあり方についての理解を深めるため、講座等を通して啓発を行う。	前出No.169と同じ
							前出No.26と同じ
175	VI	4	(2)	高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備	⑦	災害時要援護者の支援 災害時要援護者を把握し、日頃からの見守りと災害時の支援を行う。	地域支援協議会へ下記の事業を委託 ・災害時要援護者台帳の更新 ・避難支援行動の検討 ・救急医療情報キットの配布 ・避難支援訓練、研修会の実施

令和2年度実施状況					令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針	
総合福祉会館福祉つながる窓口において、「制度の狭間」やどこに相談したらいいかわからない様々な立場の相談者からの相談に随時対応したほか、相談内容に応じて、関係機関と連携した。 【相談者数】延べ279名【相談内容件数】411件 ※1人で複数の相談の場合あり 【主な連携先】保健所(保健センター)、地域包括支援センター、県ひきこもり地域支援センター、県発達障害者支援センター、民生委員児童委員、民間支援団体等	B	社会的に困難な状況にある市民等に対し、男女の別なく相談対応を実施した。	1	◎	◎	「制度の狭間」やどこに相談したらいいかわからないさまざまな立場の相談者を支援していくために、関係機関と連携し包括的相談支援体制を整備していく。	ウ	総合福祉会館
障害者相談拠点事業業務を委託 令和2年10月より障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業に分割し、継続実施。 【相談人数】14,353人	B	性別に関わらず、障害者が安心して暮らせる環境を整備して支援した。	1	◎	◎	障害者相談支援事業業務、基幹相談支援センター等機能強化事業業務を委託する。	ア	障害福祉課
職場開拓、安定した職業生活の実施を目的に、職業自立センター姫路に委託を行った。 【令和2年度事業決算額】19534(千円) 【一般企業に就労した人数】69人	B	障害者手帳の取得の有無、性別に関係なく、就労の場の確保と安定した職業生活に向けての支援を行った。	1	◎	◎	障害者就業促進・安定化事業業務を職業自立センターひめじに委託	ア	障害福祉課
前出No.169と同じ	F	前出No.169と同じ	1	—	—	前出No.169と同じ	ア	男女共同参画推進センター
前出No.26と同じ	F	前出No.26と同じ	1	—	—	前出No.26と同じ	ア	人権啓発課
地域支援協議会へ下記の事業を委託 ・災害時要援護者台帳の更新 ・避難行動要支援者名簿情報の確認 ・避難支援行動の検討 ・救急医療情報キットの配布 ・避難支援訓練、研修会の実施	B	災害時要援護者台帳の整備を行いながら、日頃からの見守りと災害時の支援を行うことで社会的に困難な状況にある男女の生活安定に寄与する。	1	◎	◎	地域支援協議会へ下記の事業を委託 ・災害時要援護者台帳の更新 ・避難行動要支援者名簿情報の確認 ・避難支援行動の検討 ・救急医療情報キットの配布 ・避難支援訓練、研修会の実施	ア	保健福祉政策課

No.	基本目標	基本課題	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況	
			番号	基本施策名	番号	具体的施策名		具体的施策の概要
176	推	1	(1)	全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実	①	男女共同参画プラン推進本部の充実	副市長を本部長とし、全局長等で構成する男女共同参画プラン推進本部を運営し、庁内における横断的な調整を行う。また、職場における男女共同参画を推進するために設置している男女共同参画プラン推進員の活動を充実させるとともに、全職員へのプラン周知と意識の高揚を図る。	・男女共同参画プラン推進本部会議・幹事を開催する。 ・プラン推進員の活動の充実に努める。 ・職員率先行動計画の取組について、推進員チェックリストを活用し、職員への周知と意識の高揚を図る。
177	推	1	(1)	全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実	②	職員男女共同参画率先行動計画による取組の推進	職員男女共同参画率先行動計画〔第3次〕を策定し、男女が共に活躍でき、働きやすい職場環境づくりに取り組む。また、次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づくそれぞれの特定事業主行動計画と一体となった取組を推進する。	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の後期計画において、令和6年度末の年次休暇14日の取得目標達成のためワーク・ライフ・バランスを推進する。 「姫路市職員男女共同参画率先行動計画〔第3次〕」に掲げる数値目標の達成に向け全職員の意識高揚を図る。
178	推	1	(2)	男女共同参画の視点からの評価システムの運用	①	男女共同参画施策に関する評価システムの運用	プランの推進状況を客観的に把握、評価し、その結果を公表する。	・男女共同参画審議会から意見を聴取し、第三者評価とするとともに、プランの推進に反映させる。 ・プランの指標・目標値について進捗状況を把握し、プランの推進状況に関する第三者評価とともに、ホームページに結果を掲載する。
179	推	1	(3)	プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	①	職員研修による啓発の推進	職員に対するプランの周知と意識啓発を目的とした研修を行い、庁内における問題意識を共有する機会をつくる。	○男女共同参画プラン推進員を対象に、プランについての周知と意識啓発を目的とした研修を実施する(1コース)。 ○基本研修の一部において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する(1コース以上)。 プラン推進員を対象とした研修を研修厚生センターの管理職研修と兼ねて実施する。
180	推	1	(3)	プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	②	職員の意識づくりの推進	職員の学習プログラムを開発するなど、業務推進時に男女共同参画の視点の導入促進に努めるとともに、庁内ネットワークで職員が学習できるよう、より分かりやすく充実した情報発信を行う。	・職員に対し男女共同参画の視点を持つよう庁内LAN(ここみてネット・かしネット)を活用し、情報発信を行う。 ・庁内LAN(ここみてネット)による情報提供について、職員の学習プログラムとなるよう内容の充実に努める。 ・ホームページによる情報発信について、内容を随時更新する。 ・職員の意識づくりの推進を図る。
181	推	1	(3)	プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	③	男女共同参画に関する職員意識調査の実施	新たなプランの策定に向け、男女共同参画に関する職員の意識や実態を把握するための調査を実施する。	意識調査に向け、調査方法、調査項目等について他都市の状況を調査しながら検討を進める。(令和3年度実施予定)
182	推	1	(3)	プラン推進に向けての全職員に対する意識づくり	④	男女が働きやすい職場づくりの推進	男女が働きやすい職場づくりに向け、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の確保に努める。また、男女雇用機会均等法に基づき、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための取組を推進する。	引き続き、時機をとらえてハラスメント防止の取組を推進する。
183	推	2	(1)	男女共同参画推進センター機能の充実・強化	①	男女共同参画推進センターのハード・ソフト両面での機能の充実	男女共同参画推進センターの理念と役割に基づき、ソフト面、ハード面共機能の充実を図る。また、多様なメディアやホームページ等を活用し、センターの認知度の向上に向け、積極的な情報発信を行う。	・センター管理運営費 141,117千円 ・啓発講座、講演会など市民意識啓発を推進する。 10,680千円 ・様々な手法を使い「あいめっせ」のPRを行う。 ・他センターの取組状況について情報収集し、講座の評価方法を検討する。

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針		
・男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催した。本部会議 7/6、幹事会 6月(書面開催) ・職員率先行動計画の取組について、推進員チェックリストを活用し、職員への周知と意識の高揚を図った。 ・プラン推進員を対象とした研修の後、研修内容を所属内研修として全職員へ伝える仕組みを導入し、プラン推進員を通じ、職員への周知・啓発を行った。	B	男女共同参画の推進に向け、全庁的な取組とした。	2	○	○	・男女共同参画プラン推進本部会議・幹事会を開催する。 ・プラン推進員の活動の充実に努める。 ・職員率先行動計画の取組について、推進員チェックリストを活用し、職員への周知と意識の高揚を図る。	イ	男女共同参画推進課	
年次休暇の取得促進 13.9日	B	年次休暇の取得を促進することにより、ワーク・ライフ・バランス機会を増やした。	1	◎	○	次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の後期計画において、令和6年度末の年次休暇14日の取得目標達成のためワーク・ライフ・バランスを推進する。	エ	人事課	
所属内研修の実施などにより、「姫路市職員男女共同参画率先行動計画(第3次)」を全職員へ周知した。	B	「姫路市職員率先行動計画[第3次]」を、職員へ周知することで、意識高揚を図ることが出来た。	2	○	○	「姫路市職員男女共同参画率先行動計画[第3次]」に掲げる数値目標の達成に向け全職員の意識高揚を図る。	ア	男女共同参画推進課	
・プランの推進状況について、プラン推進本部で評価した後、男女共同参画審議会に報告した。 ・男女共同参画審議会から意見を聴取し、第三者評価とともに、施策の実施に当たっての対応を関係課へ求めた。 ・プランの指標・目標値について進捗状況を把握し、プランの推進状況に関する第三者評価とともに報告書を作成し、ホームページに結果を公表した。	B	プランの推進状況の評価できるよう調査に男女共同参画の推進に関する配慮状況の項目を加えるなど、様式を工夫した。	2	○	○	・男女共同参画審議会から意見を聴取し、第三者評価とともに、プランの推進に反映させる。 ・プランの指標・目標値について進捗状況を把握し、プランの推進状況に関する第三者評価とともに、ホームページに結果を掲載する。	ア	男女共同参画推進課	
○「男女共同参画プラン推進員研修」において、姫路市男女共同参画プラン2022の周知と意識啓発を行った。(1回229名)(0千円) ○基本研修の一部において下記研修を実施した。 ・「新採用職員研修」において「男女共同参画」と題した科目を資料配布で実施(緊急事態宣言発令のため講義研修を中止)(1回101名)(内部講師) ・「4級職員研修」において「男女共同参画」と題した科目を実施(1回72名)(内部講師) ・「課長研修」において、ハラスメントの内容を取り入れて実施(1回56名)(100千円)	B	さまざまな制約のある中で、意識啓発のために最大限の効果を出せるように検討の上、テーマ及び講師等を選定した。	2	○	○	○男女共同参画プラン推進員を対象に、プランについての周知と意識啓発を目的とした研修を実施する(1コース)。 ○基本研修の一部において男女共同参画社会の推進に関する科目を実施する(1コース以上)。	ア	研修厚生センター	
・プラン推進員を対象とした研修を実施した。 【開催日】8/21(金) 【タイトル】「仕事と介護の両立を考える」 【講師】津止 正敏(立命館大学教授) 【参加人数】229人 ・プラン推進員に対し、研修内容を所属内研修として全職員へ伝え、その実施状況を報告するよう求めた。	B	所属内研修の実施により、プラン推進員だけでなく全職員へ男女共同参画に関する研修の内容を伝える仕組みを導入し、全庁的な取組とした。	1	◎		プラン推進員を対象とした研修を研修厚生センターの管理職研修と兼ねて実施する。	ア	男女共同参画推進課	
・職員に対し男女共同参画の視点を持つよう庁内LAN(ここみてネット・かしネット)を活用し、情報発信を行った。 ・庁内LAN(ここみてネット)による情報提供について、職員の学習プログラムとなるよう、プラン推進員研修の資料を掲載するなど、内容の充実を図った。 ・ホームページによる情報発信について、内容を随時更新した。 ・プラン推進員を対象とした研修の後、研修内容を所属内研修として全職員へ伝える仕組みを導入し、職員の意識の高揚を図った。	B	全職員に対し男女共同参画の推進に向けての意識づくりを努めた。	1	◎	◎	・職員に対し男女共同参画の視点を持つよう庁内LAN(ここみてネット・かしネット)を活用し、情報発信を行う。 ・庁内LAN(ここみてネット)による情報提供について、職員の学習プログラムとなるよう内容の充実に努める。 ・ホームページによる情報発信について、内容を随時更新する。 ・職員の意識づくりの推進を図る。	ア	男女共同参画推進課	
調査方法、調査項目等について他都市の状況を調査しながら検討を進め、任期付・再任用含む職員3927人(R3.1.1時点)を対象に調査票を配布、3044件の回答を得た。	B	プラン策定に市民の男女共同参画に関する意識が反映できる調査項目を調査、検討した。	1	◎	◎	分析の項目・方法等について他都市の状況を調査しながら検討を進める。	エ	男女共同参画推進課	
労務管理推進員会議を通じて、ハラスメント防止の啓発を行うなどの取組を行った。	B	男女に関係なく、セクハラ等のハラスメント行為を行うことのないよう啓発した。	1	◎	◎	引き続き、時機をとらえてハラスメント防止の取組を推進する。	エ	人事課	
【ハード面】 ・運営管理費 92,821千円(内訳) 光熱水費 6,065千円 委託料 22,978千円 共用部分共益費 22,898千円 ほか 【ソフト面】 ・学習啓発等推進経費 5,458千円(内訳) 学習啓発事業(講座、講演会、写真展他) 952千円 市民企画支援事業 61千円 ほか	B	男女共同参画社会を推進する拠点としての施設管理及び学習啓発事業を行った。	1	◎	◎	・センター管理運営費 80,675千円 ・啓発講座、講演会など市民意識啓発を推進する。10,942千円 ・様々な手法を使い"あいめっせ"のPRを行う。 ・他センターの取り組み状況について情報収集し、講座の評価方法を検討する。	ア	男女共同参画推進センター	

No.	基本 目標	基本 課題	基本施策		具体的施策		令和2年度実施状況
			番号	基本施策名	番号	具体的施策名	具体的施策の概要
184	推	2	(2)	市民参画による男女共同参画推進センターの運営	①	男女共同参画推進センター運営会議の運営	○男女共同参画推進センター運営会議の開催 構成:委員数15名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他) 任期2年 年2回開催予定
185	推	2	(2)	市民参画による男女共同参画推進センターの運営	②	男女共同参画推進センター登録団体等利用者の意見交換会の開催及び事業の共同主催	○登録団体連絡会の開催 年10回程度開催予定 ○あいめっせフェスティバル2020の開催
186	推	2	(3)	男女共同参画推進センター登録団体の充実・強化	①	男女共同参画推進センター登録団体の交流及び連携強化	前出No.185と同じ
187	推	3	(1)	市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)への支援と連携の強化	①	男女共同参画社会を担う市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)への活動支援	市民企画支援事業(600千円) 男女共同参画社会実現のための啓発事業、調査研究事業に要する費用の一部を助成する。
188	推	3	(1)	市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)への支援と連携の強化	②	市民・企業・市民活動団体(NPO、ボランティア団体等)との情報交換と連携促進	○男女共同参画推進センター運営会議の開催 構成:委員数15名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他) 任期2年 年2回開催予定 ○登録団体連絡会の開催 年10回程度開催予定 ○理工チャレンジ事業の実施
189	推	3	(2)	男女共同参画審議会の運営	①	男女共同参画審議会での運営	・男女共同参画審議会を開催する。 ・第三者評価としてプランの推進状況について意見を聴取し、プランの推進に反映させる。
190	推	3	(3)	国・兵庫県等との連携	①	兵庫県等との連携	県等と連携・協力し、情報を収集・交換する。プランの推進について一層の充実を図る。
191	推	3	(3)	国・兵庫県等との連携	②	国・兵庫県等への男女共同参画に向けた働きかけ	国・県等との連携を図るとともに、必要に応じて働きかけを行う。
192	推	3	(4)	近隣市町等とのネットワークづくり	①	近隣市町等とのネットワークづくり	・県内女性センター会議等連絡会議(年3回持ち回りで開催)に参加し情報交換を行う。 ・播磨圏域連携中枢都市圏を含む近隣市町や関係機関との情報交換を行う。
193	推	3	(5)	市民の申出への対応	①	苦情や意見への対応	苦情の申出があった場合の対応において、必要に応じて意見を聴取するため、男女共同参画審議会に苦情対応検討部会を設置する。

令和2年度実施状況						令和3年度実施計画			担当課
事業の実績等	実施状況	男女共同参画の推進に関して配慮した内容	配慮状況	所管評価	総合評価	事業計画(予定)	取組方針		
○男女共同参画推進センター運営会議の開催 構成:委員数14名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他)任期2年 【開催状況】 第1回 6/1(新型コロナウイルス感染症拡大のため中止) 第2回 3/11 ・令和2年度講座等の実施状況 ・「あいめっせフェスティバル2020」の取組等について	F	男女共同参画について広く意見を求めるため、会員を公募した。	1	—	—	○男女共同参画推進センター運営会議の開催 構成:委員数14名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他) 任期2年 年2回開催予定	ア	男女共同参画推進センター	
○登録団体連絡会の開催 第1回 6/24 8団体参加 第2回 7/28 8団体参加 第3回 10/7 9団体参加 第4回 11/10 8団体参加 第5回 12/2 7団体参加 第6回 3/16 7団体参加 ○あいめっせフェスティバル2020の開催 センター登録団体の活動をパネル展示により紹介し、男女共同参画について啓発。 【開催日】11/21【参加数】9団体【入場者】200人	F	男女共同参画社会をめぐり登録団体がより活発な活動ができるよう、活動支援を行った。	1	—	—	○登録団体連絡会の開催 年10回程度開催予定 ○あいめっせフェスティバル2021の開催	ア	男女共同参画推進センター	
前出No.185と同じ	F	前出No.185と同じ	1	—	—	前出No.185と同じ	ア	男女共同参画推進センター	
市民企画支援事業(61千円) 1団体に対し、男女共同参画社会実現のための啓発事業、調査研究事業に要する費用の一部を助成した。	B	男女共同参画推進のため、固定的な役割分担にとらわれない内容になっている。	1	◎	◎	市民企画支援事業(500千円) 男女共同参画社会実現のための啓発事業、調査研究事業に要する費用の一部を助成する。	ア	男女共同参画推進センター	
○男女共同参画推進センター運営会議の開催 構成:委員数14名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他)任期2年 【開催状況】 第1回 6/1(※) 第2回 3/11 ・令和2年度講座等の実施状況 ・「あいめっせフェスティバル2020」の取組等 ○登録団体連絡会の開催 第1回 6/24 8団体参加 第2回 7/28 8団体参加 第3回 10/7 9団体参加 第4回 11/10 8団体参加 第5回 12/2 7団体参加 第6回 3/16 7団体参加 ○理工チャレンジ事業の実施 「ひめじりコチャレ応援バスツアー」8月(※) (※)新型コロナウイルス感染症拡大のため中止	F	・男女共同参画について広く意見を求めるため、会員を公募した。 ・男女共同参画社会をめぐり登録団体がより活発な活動ができるよう、活動支援を行った。	1	—	—	○男女共同参画推進センター運営会議の開催 構成:委員数14名(学識経験者、関係団体代表、公募市民、その他) 任期2年 年2回開催予定 ○登録団体連絡会の開催 年10回程度開催予定 ○理工チャレンジ事業の実施	ア	男女共同参画推進センター	
・姫路市男女共同参画審議会を開催した。 審議会7月(書面開催) 女性活躍推進企業表彰審査部会 2月(書面開催) ・プランの推進状況について意見を聴取し、第三者評価とするとともに、施策の実施に当たっての対応を関係課へ求めた。	B	男女共同参画の推進に向け、専門的な見地から調査審議を行った。	1	◎	◎	・男女共同参画審議会を開催する。 ・第三者評価としてプランの推進状況について意見を聴取し、プランの推進に反映させる。	ア	男女共同参画推進課	
県内男女共同参画センター等連絡会議への出席等を通じ、国・県等の情報収集・交換を行った。 (県内男女共同参画センター等連絡会議) 第1回 4月(書面開催)、第2回 11/1(1人出席)、第3回 2月(書面開催)	B	男女共同参画に関する情報の迅速な収集・円滑な連携のための関係構築を図った。	1	◎	◎	県等と連携・協力し、情報を収集・交換する。	エ	男女共同参画推進課	
県内男女共同参画センター等連絡会議への出席等を通じ、国・県等の情報収集・交換を行った。 (県内男女共同参画センター等連絡会議) 第1回 4月(書面開催)、第2回 11/1(1人出席)、第3回 2月(書面開催)	B	男女共同参画に関する情報の迅速な収集・円滑な連携のための関係構築を図った。	1	◎	◎	国・県等との連携を図るとともに、必要に応じて働きかけを行う。	エ	男女共同参画推進課	
・県内女性センター会議等連絡会議 4月 県立男女共同参画センター(書面開催) 11/5 養父市(欠席) 2月 姫路市(書面開催) ・他都市の関係機関との情報交換を行った。	B	男女共同参画に関する情報を交換し、センター事業の運営等の参考にした。	1	◎	◎	・県内女性センター会議等連絡会議(年3回持ち回りで開催)に参加し情報交換を行う。 ・播磨圏域連携中枢都市圏を含む近隣市町や関係機関との情報交換を行う。	ア	男女共同参画推進センター	
姫路市男女共同参画審議会内に苦情対応検討部会を設置した。 部会長 1人、部会員 4人	B	苦情対応検討部会を設置し苦情の申し出に対応できる体制を構築した。	1	◎	◎	苦情の申出があった場合の対応において、必要に応じて意見を聴取するため、男女共同参画審議会に苦情対応検討部会を設置する。	ア	男女共同参画推進課	

「姫路市男女共同参画プラン2022改訂版」に掲げる指標及び目標値

	指 標	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末
基本目標Ⅰ	①「男女共同参画社会」の認知度	53.1% 市民意識調査(H28)	-	-
	②固定的性別役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方）	賛成<反対(男性) 賛成<反対(女性) 市民意識調査(H28)	-	-
	③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の周知度	75.0% 市民意識調査(H28)	-	-
基本目標Ⅱ	①地域における学習機会の提供（出前講座等の年間回数）	7回	7回	18回
	②一時保育付き講座・講演会の開催数	51件	49件	63件
基本目標Ⅲ	①審議会等委員の女性比率	26.1% (H29.3.31)	29.5% (H30.3.31)	31.5% (H31.3.31)
	②女性委員が0の審議会の割合	9.3% (H29.3.31)	5.7% (H30.3.31)	7.7% (H31.3.31)
	③職員の管理職(一般行政職、係長以上)における女性比率	18.6% (H29.4.1)	19.7% (H30.4.1)	19.8% (H31.4.1)
基本目標Ⅳ	①女性を対象とした就労支援メニューの参加企業数	-	37社	36社
	②「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	48.8% 市民意識調査(H28)	-	-
	③農村女性の起業化への参加件数	17件	14件	17件
基本目標Ⅴ	①乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	96.8%	98.0%	93.9%
	②乳がん・子宮がんの検診受診率	乳がん 14.9% 子宮がん14.8%	乳がん 14.4% 子宮がん12.2%	乳がん 14.1% 子宮がん11.0%
基本目標Ⅵ	①認知症サポーターの養成者数	28,389人	32,268人	35,888人
	②保育所等利用待機児童数	126人 (H29.4.1)	185人 (H30.4.1)	165人 (H31.4.1)
	③ファミリーサポートセンターの会員数	2,080人	2,207人	2,355人
推進体制の整備	①男性職員の育児休業取得率	3.7%	3.6%	6.8%
	②子どもの出生時等における男性職員の5日以上以上の休暇の取得率	23.2%	33.3%	42.6%
	③「男女共同参画推進センター “あいめっせ”」の認知度	18.8% 市民意識調査(H28)	-	-

令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	目標値 (令和4年度)	担当課
-	-			95%	男女共同参画推進課
-	-			賛成<反対 (男女とも)	男女共同参画推進課
-	-			90%	男女共同参画推進課
23回	10回			20回	男女共同参画推進センター 人権啓発課 危機管理室
85件	29件			70件	男女共同参画推進センター こども支援課
34.2% (R2.3.31)	34.7% (R3.3.31)			40~60%	男女共同参画推進課
4.3% (R2.3.31)	5.3% (R3.3.31)			5%以下	男女共同参画推進課
21.3% (R2.4.1)	21.5% (R3.4.1)			26%	人事課
20社	14社			10社	労働政策課
-	-			70%	男女共同参画推進課
15件	13件			20件	農政総務課
97.4%	93.0%			100%	保健所健康課
乳がん 14.5% 子宮がん11.7%	乳がん 12.9% 子宮がん11.5%			乳がん 25% 子宮がん25%	保健所予防課
40,039人	42,381人			49,000人	地域包括支援課
122人 (R2.4.1)	98人 (R3.4.1)			0人	こども保育課
2,529人	2,545人			2,680人	こども支援課
10.8%	20.7%			5%	人事課
35.1%	74.4%			35%	人事課
-	-			60%	男女共同参画推進センター

審議会等委員への女性登用状況

審議会等委員への女性の登用状況

1 調査年月日 令和3年(2021年)3月31日

2 審議会等委員への女性の登用状況

区分		令和3年3月31日現在				令和2年3月31日現在			
		審議会数	委員数	内女性委員数	比率(%)	審議会数	委員数	内女性委員数	比率(%)
①地方自治法第180条の5の規定による委員会及び委員		6	41	4	9.8%	6	41	4	9.8%
②地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律により設置する審議会等		30	671	188	28.0%	27	648	183	28.2%
③市が独自の条例で設置する審議会等		64	668	277	41.5%	65	687	273	39.7%
計	条例設置以上(②+③)	94	1339	465	34.7%	92	1335	456	34.2%

■目標値

「姫路市男女共同参画プラン2022改訂版」(平成30年3月策定)では、審議会等委員の女性比率を40%~60%、女性委員が0の審議会の割合を5%以下(令和4年度)とすることを指標に掲げており、その達成に努める。

■対象となる審議会等

対象となる審議会等は地方自治法(第202条の3)に基づくもの

<地方自治法第202条の3>「普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。」

登用率	令和3年3月31日現在	令和2年3月31日現在
0%	5 (5.3%)	4 (4.3%)
1%以上20%未満	10	9
20%以上25%未満	2	4
25%以上30%未満	6	4
30%以上35%未満	5	11
35%以上40%未満	3	4
40%以上60%以下	59	54
61%以上	4	2
審議会数 計	94	92

審議会等委員への女性の公職参加状況

(令和3年3月31日現在)

① 地方自治法第180条の5の規定による委員会等（行政委員会等）

No.	名称	担当課	委員実選 任数(人)	内女性 数(人)	女性増減 数(人)	女性委員 比率(%)	前年度同 比率(%)	変動
1	教育委員会	教育委員会総務課	5	2	0	40.0	33.3	↑
2	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	4	0	0	0.0	0.0	→
3	監査委員	監査事務局	4	1	0	25.0	25.0	→
4	公平委員会	公平委員会事務局	3	0	0	0.0	0.0	→
5	農業委員会	農業委員会事務局	19	1	0	5.3	5.6	↓
6	固定資産評価審査委員会	資産税課	6	0	0	0.0	0.0	→
小計			審議会数	6		9.8	9.8	→

② 地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律により設置する審議会等（法律に基づき、市の条例により設置する審議会等を含む）

No.	名称	担当課	委員実選 任数(人)	内女性 数(人)	女性増減 数(人)	女性委員 比率(%)	前年度同 比率(%)	変動
1	姫路市国民保護協議会	危機管理室	55	6	0	10.9	11.3	↓
2	姫路市防災会議	危機管理室	55	6	0	10.9	11.3	↓
3	姫路市国民健康保険運営協議会	国民健康保険課	21	7	0	33.3	33.3	→
4	姫路市環境審議会	環境政策室	21	10	0	47.6	45.5	↑
5	姫路市社会福祉審議会	保健福祉政策課	33	14	2	42.4	36.4	↑
6	姫路市民生委員推薦会	総合福祉会館	14	7	0	50.0	50.0	→
7	姫路市障害認定審査会	障害福祉課	36	16	0	44.4	44.4	→
8	姫路市介護認定審査会	介護保険課	191	57	△ 1	29.8	30.2	↓
9	姫路市保健所運営協議会	保健所総務課	24	10	1	41.7	37.5	↑
10	姫路市感染症診査協議会	保健所予防課	9	4	0	44.4	44.4	→
11	姫路市小児慢性特定疾病審査会	保健所予防課	5	2	0	40.0	40.0	→
12	姫路市食育推進会議	保健所健康課	16	8	0	50.0	50.0	→
13	姫路市青果地方卸売市場市場取引委員会	中央卸売市場	7	0	-	0.0	-	廃止
14	姫路市中央卸売市場市場取引委員会	中央卸売市場	7	0	-	0.0	-	廃止
15	姫路市都市計画審議会	都市計画課	20	3	0	15.0	15.0	→
16	姫路市開発審査会	まちづくり指導課	7	2	0	28.6	28.6	→
17	姫路市建築審査会	建築指導課	7	3	0	42.9	42.9	→
18	中播都市計画事業JR網干駅前土地区画整理審議会	区画整理課	10	1	0	10.0	10.0	→
19	中播都市計画事業阿保土地区画整理審議会	阿保地区整備課	13	0	0	0.0	0.0	→
20	中播都市計画事業姫路駅周辺土地区画整理審議会	姫路駅周辺整備課	10	0	0	0.0	0.0	→
21	中播都市計画事業駅南土地区画整理(姫路駅南西地区)審議会	姫路駅周辺整備課	10	3	0	30.0	30.0	→
22	姫路市自転車等駐車対策協議会	道路総務課	13	1	-	7.7	-	新規
23	白鷺学校運営協議会	学校指導課	8	1	0	12.5	12.5	→
24	四郷学校運営協議会	学校指導課	12	3	0	25.0	25.0	→
25	豊富学校運営協議会	学校指導課	12	1	0	8.3	8.3	→
26	姫路市立公民館運営審議会	生涯学習課	10	6	0	60.0	60.0	→
27	姫路市青少年問題協議会	生涯学習課	15	4	△ 1	26.7	26.3	→
28	姫路市社会教育委員	生涯学習課	9	4	1	44.4	33.3	↑
29	姫路市立図書館協議会	城内図書館	12	8	2	66.7	50.0	↑
30	姫路市文化財保護審議会	文化財課	9	1	0	11.1	11.1	→
小計			審議会数	30		28.0	25.7	↑

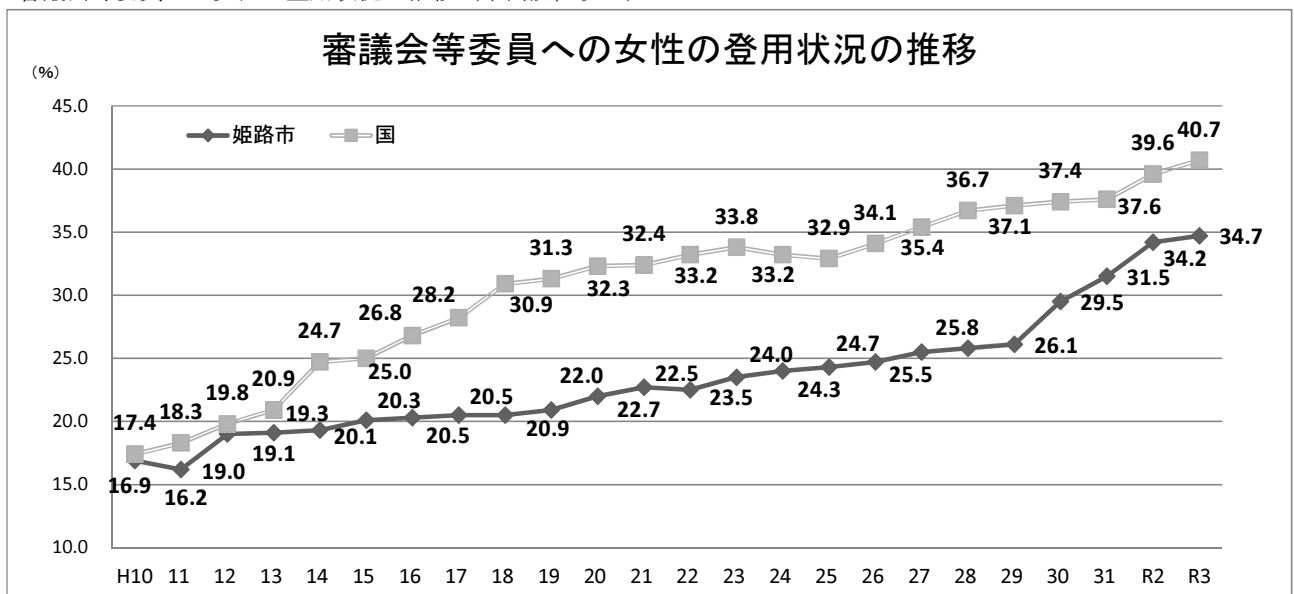
③ 市が独自の条例で設置する審議会等

No.	名称	担当課	委員実選 任数(人)	内女性 数(人)	女性増減 数(人)	女性委員 比率(%)	前年度同 比率(%)	変動
1	姫路市市長公室指定管理者選定委員会	企画政策推進室	-	-	-	-	-	-
2	姫路市産学協同研究助成選考委員会	企画政策推進室	8	6	1	75.0	62.5	↑
3	姫路市奨学学術振興事業運営委員会	企画政策推進室	7	3	0	42.9	42.9	→
4	姫路市奨学生選考委員会	企画政策推進室	10	4	0	40.0	40.0	→
5	姫路市総合計画策定審議会	新総合計画推進室	47	20	0	42.6	41.7	廃止
6	ひめじ創生戦略会議	地方創生推進室	14	5	1	35.7	28.6	↑
7	姫路市交通安全対策会議	危機管理室	20	1	0	5.0	5.0	→
8	姫路市安全安心推進協議会	危機管理室	-	-	-	-	-	-
9	姫路市行政不服審査会	行政管理課	3	1	0	33.3	33.3	→
10	姫路市政治倫理審査会	職員倫理課	5	2	0	40.0	40.0	→
11	姫路市職員倫理審査会	職員倫理課	5	2	0	40.0	40.0	→
12	姫路市行財政改革市民会議	行財政改革推進課	13	5	1	38.5	36.4	↑
13	姫路市特別職報酬等審議会	人事課	-	-	-	-	-	-
14	公務災害補償審査会	人事課	-	-	-	-	-	-
15	姫路市退職手当審査会	人事課	3	1	0	33.3	33.3	→
16	姫路市官民データ活用推進会議	情報政策室	10	4	0	40.0	40.0	→
17	姫路市事業評価監視委員会	工事技術検査室	8	5	0	62.5	62.5	→
18	姫路市市民局指定管理者選定委員会	市民活動推進課	5	2	0	40.0	40.0	→
19	姫路市男女共同参画審議会	男女共同参画推進課	17	10	0	58.8	58.8	→
20	姫路市個人情報保護審議会	市政情報センター	5	2	0	40.0	40.0	→
21	姫路市情報公開審査会	市政情報センター	5	3	0	60.0	60.0	→
22	姫路市消費生活審議会	消費生活センター	7	4	0	57.1	57.1	→
23	高木総合センター運営委員会	高木総合センター	11	5	0	45.5	45.5	→
24	庄田総合センター運営委員会	庄田総合センター	11	5	0	45.5	45.5	→
25	津熊総合センター運営委員会	津熊総合センター	11	5	0	45.5	45.5	→
26	見野総合センター運営委員会	見野総合センター	11	5	0	45.5	45.5	→
27	上手野総合センター運営委員会	上手野総合センター	-	-	-	-	-	-
28	上鈴総合センター運営委員会	上鈴総合センター	11	5	0	45.5	45.5	→
29	福井総合センター運営委員会	福井総合センター	11	5	0	45.5	45.5	→
30	下構総合センター運営委員会	下構総合センター	10	4	0	40.0	40.0	→
31	城東町総合センター運営委員会	城東町総合センター	10	5	0	50.0	50.0	→
32	丸尾町総合センター運営委員会	丸尾町総合センター	11	5	0	45.5	45.5	→
33	中鈴総合センター運営委員会	中鈴総合センター	11	5	1	45.5	40.0	↑
34	堀川町総合センター運営委員会	堀川町総合センター	10	5	1	50.0	40.0	↑
35	西御着総合センター運営委員会	西御着総合センター	11	7	1	63.6	54.5	↑
36	砥堀二区総合センター運営委員会	砥堀二区総合センター	10	5	0	50.0	45.5	↑
37	実法寺総合センター運営委員会	実法寺総合センター	10	6	0	60.0	54.5	↑
38	豊岡総合センター運営委員会	豊岡総合センター	11	5	0	45.5	45.5	→
39	長野総合センター運営委員会	長野総合センター	11	5	0	45.5	50.0	↓
40	姫路市健康福祉局指定管理者選定委員会	保健福祉政策課	5	2	△ 2	40.0	44.4	↓
41	姫路市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	高齢者支援課	10	5	0	50.0	50.0	→
42	姫路市生活支援ハウス入所判定委員会	高齢者支援課	10	6	0	60.0	60.0	→
43	姫路市福祉有償運送運営協議会	高齢者支援課	14	6	0	42.9	42.9	→
44	姫路市介護予防事業施策評価委員会	地域包括支援課	5	2	0	40.0	40.0	→
45	姫路市地域ケア推進協議会	地域包括支援課、介護保険課、高齢者支援課	10	4	0	40.0	40.0	→
46	姫路市子ども・子育て会議	幼保連携政策課	20	9	0	45.0	45.0	→
47	姫路市こども未来局指定管理者選定委員会	こども総務課	5	2	-	40.0	-	新規
48	姫路市観光スポーツ局指定管理者選定委員会	観光企画課	12	3	1	25.0	22.2	↑

No.	名称	担当課	委員実選 任数(人)	内女性 数(人)	女性増減 数(人)	女性委員 比率(%)	前年度同 比率(%)	変動		
49	手柄山スポーツ施設整備運営事業者選定委員会	手柄山中央公園整備室	8	2	-	25.0	-	新規		
50	姫路市産業局指定管理者選定委員会	農政総務課	-	-	-	-	40.0	-		
51	姫路市農業振興地域整備促進協議会	農政総務課	10	4	0	40.0	40.0	→		
52	姫路市農業委員会委員選考委員会	農政総務課	5	2	0	40.0	40.0	→		
53	姫路市中央卸売市場開設運営協議会	中央卸売市場	10	4	-	40.0	-	-		
54	姫路市青果地方卸売市場開設運営協議会	中央卸売市場	10	4	-	40.0	-	廃止		
55	姫路市勤労福祉審議会	労働政策課	-	-	-	-	-	-		
56	姫路市都市局指定管理者選定委員会	都市計画課	-	-	-	-	-	-		
57	姫路市景観・広告物審議会(デザイン部会含む)	まちづくり指導課	25	9	1	36.0	38.1	↓		
58	姫路市建築紛争調定委員会	まちづくり指導課	5	2	0	40.0	40.0	→		
59	姫路市ホテル等建築審議会	まちづくり指導課	5	2	0	40.0	40.0	→		
60	姫路市営住宅入居者選考委員会	住宅課	-	-	-	-	-	-		
61	姫路市空家等対策協議会	住宅課	13	3	0	23.1	23.1	→		
62	姫路市地域公共交通会議	交通計画室	22	1	0	4.5	4.5	→		
63	姫路市建設局指定管理者選定委員会	道路総務課	5	1	0	20.0	20.0	→		
64	姫路市自転車等駐車場等整備・管理事業者選定委員会	道路総務課	-	-	-	-	20.0	-		
65	姫路市自然保護審議会	公園緑地課	10	4	0	40.0	40.0	→		
66	姫路市都市拠点整備本部指定管理者選定委員会	姫路駅周辺整備室	-	-	-	-	-	-		
67	姫路市教育委員会指定管理者選定委員会	教育委員会総務課	-	-	-	-	0.0	-		
68	姫路市教育職員退職手当審査会	教育委員会総務課	3	1	0	33.3	33.3	→		
69	姫路市社会教育施設等指定管理者選定委員会	教育委員会総務課	5	2	-	40.0	-	-		
70	姫路市教育振興基本計画審議会	教育企画課	-	-	-	-	33.3	-		
71	姫路市いじめ問題調査委員会	学校指導課	-	-	-	-	-	-		
72	姫路市立学校校区審議会	学校指導課	5	2	0	40.0	33.3	↑		
73	姫路市立学校結核対策委員会	健康教育課	10	4	1	40.0	30.0	↑		
74	姫路市学校保健審議会	健康教育課	5	0	0	0.0	0.0	→		
75	姫路市学校給食運営審議会	健康教育課	15	8	2	53.3	40.0	↑		
76	姫路市立総合教育センター運営協議会	総合教育センター教育研修課	13	6	0	46.2	46.2	→		
77	姫路市教育支援委員会	総合教育センター育成支援課	19	10	1	52.6	47.4	↑		
78	美術品購入等審議委員会	美術館	11	5	0	45.5	45.5	→		
小計			審議会数	64		668	277	41.5	39.7	↑

※ -は現在、委員を委嘱していない。

■ 審議会等委員への女性の登用状況の推移(条例設置以上)



局別女性委員登用率一覧

令和3年3月31日現在

		審議会数			委員数			
		総数	女性委員 なし	女性委員 割合 40～60%	総数	女性	女性の 割合	前年度 女性委員 比率
1	政策局	8	0	3	216	51	23.6%	23.0%
2	総務局	6	0	3	39	15	38.5%	37.8%
3	財政局	1	0	0	8	5	62.5%	62.5%
4	市民局	22	0	20	231	110	47.6%	46.2%
5	環境局	1	0	1	21	10	47.6%	45.5%
6	健康福祉局	14	0	13	382	143	37.4%	37.0%
7	こども未来局	2	0	2	25	11	44.0%	45.0%
8	観光スポーツ局	2	0	0	20	5	25.0%	22.2%
9	産業局	6	2	4	49	14	28.6%	40.0%
10	都市局	12	2	3	147	29	19.7%	20.0%
11	建設局	3	0	1	28	6	21.4%	30.0%
12	教育委員会 事務局	17	1	9	173	66	38.2%	32.5%
	合計	94	5	59	1339	465	34.7%	34.2%

☆地方自治法第202条の3に基づく、該当審議会等がある局のみ掲載しています。

令和2年度

姫路市男女共同参画プラン 2022 改訂版 推進状況報告書

－姫路市男女共同参画推進条例第 19 条の規定による年次報告書－

令和 3 年（2021 年）8 月

姫路市 市民局 市民参画部 男女共同参画推進課
〒670-0012 姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 3 階
TEL (079) 287-0803 FAX (079) 287-0805
HP <http://www.city.himeji.lg.jp/s30/2870803.html>